医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

、医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正)

第 一条 医薬品、 医療機器等の 品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十

五号)の一部を次のように改正する。

「第十三章 監督(第六十九条—第七十

次中 「第十三章 監督 (第六十九条 第七十六条の三) を

目

第十四章 医薬品等行政評価·監視

委

六条の三の三)

に、「第十四章」を「第十五章」に、「第十五章

員会(第七十六条の三の四―第七十六条の三の十二)」

を 「第十六章」に、 「希少疾病用再生医療等製品」を「希少疾病用再生医療等製品等」に、 「第十六章

」を「第十七章」に、「第十七章」を「第十八章」に改める。

第一条の五に次の二項を加える。

2 薬局 に お 1 て調 剤又は調剤された薬剤若しくは医薬品の 販売若しくは授与の業務に従事する薬剤師は

薬剤又は医薬品 の適切かつ効率的な提供に資するため、 医療を受ける者の薬剤又は医薬品 0) 使用 に関

療提: 提 する情報を 供することにより、 供 施 設をいう。 他 の医療提 以下同じ。 供 医療 施 設 提供施設相互間 **医** 療法 において診療又は (昭和二十三年法律第二百五号) の業務 \mathcal{O} 調 連携の推進に努めなければならな 剤に従事する医師若しくは歯科医師 第一条の二第二項に規定する医 又は薬剤 師 に

3 薬 局 開設者 は、 医療 を受ける者に必要な薬剤 及び 医薬品の安定的 な供 給を図るとともに、 当該 薬局

お V 7 薬剤 師 に ょ る 前 項 \mathcal{O} 情 報 \mathcal{O} 提 供 がが 円 滑 12 なされるよう配慮 L な け れ ば ならない。

知見に 売業」 第二条第十二 を削 基 一づく り、 指 項中 導 同 条第 \mathcal{O} 業 「業務」 + 務 -五項中 を、 \mathcal{O} 下 「 覚 せ に 開 設者が」 並 VV 剤取 び に薬剤 締 \mathcal{O} 法 下 に 及び を 併 医 「覚醒剤取 薬品 せ行う」 \mathcal{O} 適 \(締法) を加え、 正 な 使用 に改め、 12 「を併 必 要な せ 同条第十六項中 一行う場 情 報 \mathcal{O} 提 合に 供 は 及 てバ 再 薬学 そ 生 $\overline{\mathcal{O}}$ 医 的 販

的 医 療 微器」 とは、 同 項 \mathcal{O} 規定による指定を受け た医療機器を、 「先駆: 的 再生医療等製品 とは、 同 項 \mathcal{O}

療等製品を」

の 下 に

「先駆

的医薬品

とは、

同

条第二

一項の

規定による指定を受けた医薬品

を

先

駆

けた 規定による指 医 薬品を、 定を受けた再生 特 定 用 途 医 医 療 機 療等製品を、 器 とは、 同 特 項 定用 0) 規 定に 途医薬品」 よる指定を受け とは、 同 た医 条第三 療 機 項 器 \hat{O} を、 規定による指 特 定 用 途 定を受 再 生

医 療等製品」 とは、 同項 0 規定による指定を受けた再生医療等製品を」 を加え、 同条第十七項中 「第十四

条第三項 (同 .条第九項」を「第十四条第三項 (同条第十三項」に、 「同条第十一項」を「同条第十五項」

に改める。

第四条第五項第三号イ中「第十四条第八項」を 「第十四条第九項」に改める。

第九条第一 項第二号中 「薬局における」 の 下 に 「調剤並びに調剤された薬剤及び」 を加える。

第九条の三第

項 中

対

面

 \mathcal{O}

下に

(映像及び音声

の送受信に

より

相手

 \mathcal{O}

状態を相

互

に認

識

L

ながら

通話をすることが 可能 な方法その 他 の方法により薬剤 \mathcal{O} 適 正 な使用 を確保することが可能であると認 8

れる方法として厚生労働省令で定めるも のを含む。 を加え、 同条に次 の二項を加 がえる。

5 第 項又は前項に定める場合のほか、 薬局開設者は、 医師又は歯科医師から交付された処方箋によ

調 剤された薬剤の適正な使用のため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合には、 厚生労働 省

令で定めるところにより、 その薬局において薬剤の 販売又は授与に従事する薬剤師に、 その 調 剤 た

剤を購入し、 又は譲り受け た者の当 ī該薬剤 の使用 \mathcal{O} 状況 を継 続的 か 0 的 確 に把握させるとともに、 その

調 剤 L た薬剤を購入 し、 又 は 譲り受けた者に対して必要な情報を提供させ、 又は必要な薬学的知見に基

づく指導を行わせなければならない。

6 薬局 開設者は、 その薬局 において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師 に第 項又は前二項に規定す

る情報の提供及び指導を行わせたときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該薬剤師 にその内容

を記 録させなければならない。

第十四 |条第十 項中 「第九項」 を 「第十三項」に改め、 同項を同 条第十五項とし、 同条中第十項を第十

四項とし、 第 九 パ項を第-十三項とし、 第八項を第 九項とし、 同 項 \mathcal{O} 次 に次 の三項 を加える。

10 厚 生 一労働 大臣 は、 第 項 \mathcal{O} 承 認 \mathcal{O} 申 請 に関 Ļ 第五 項 \mathcal{O} 規定に 基づき臨 床 試 験 \mathcal{O} 試 験 成 績 に関 する資

0) 成績に関する調査 一の実施、 適正 な使用の確保のために必要な措置 の実施その他の条件を付してするも 料

 \mathcal{O}

部

 \mathcal{O}

添

付を要しないこととした医薬品

に

うい

第

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

承

認をする場合に

は、

当該

医

. 薬

品

 \mathcal{O}

使

用

0 当該条件を付した同 項の承認を受けた者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該条件に

基づき収集され、 か つ、 作成された当該医薬品 の使用 \mathcal{O} 成績に関する資料その他 の資料を厚生労働 大臣

に · 提 出 Ļ 当該 医薬 品 の品 質 有効性及び安全性に関する調査を受けなけ れば ならない。 この 場 一合に お

1 て、 当該条件を付 L た同 項 0 承認 に係る る 医薬品 が 厚生 一労働 省 令で定め る医 薬 品品 であるときは 当該: 資

料 は、 厚生労働省令で定め る基準に従 つて収集され、 か つ、 作成されたものでなければならない

11 ときは、 地 ょ 医 ŋ 「薬品であるときは、 厚生 \mathcal{O} 付 調 査及 労働大臣 L 当該資料に基 た条件を変更し、 T 同項前 は、 段に規定する調査) 前項前段に規定する医薬品 一づき、 当該資料が 又は当該 同項前段に規定する調 同 承認を受けた者に対して、 項後段の規定に適合するかどうかに を行うものとし、 の使用 査 の成績に関する資料その他 (当該医薬品 当 該 当該 調 査 が 医 一の結 同 薬 項後段 つい 品 果を踏まえ、 \mathcal{O} 使 7 用 \mathcal{O} \mathcal{O} 書面 厚生労働省令で定め !の資料の提出 \mathcal{O} 成 同 績 による調 項 12 関 前 す 段 Ź \mathcal{O} 查 が 規定に ねつた 調 又は 査 る 実 及

12 に関 は .作成の委託を受けた者又はこれらの役員若 第 + しその 項 \hat{O} 職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。 規 定により 条件、 :を付: L た第 項 \mathcal{O} しくは 承 認 を受け 職員は、 た者、 これらの者であつた者につい 正当な理由なく、 第十項後段に 規定する資料 当該資: 料 \mathcal{O} ても、 収 0 集又 収 集若 は 同 作 様 成

び

適

正

な使

用

 \mathcal{O}

確

保

 \mathcal{O}

ため

に必要な措

置

 \mathcal{O}

再

度

 \mathcal{O}

実施を命ずることが

できる。

条第八 第十 应 項とし、 条第七項中 同 条中第六 「 希 少疾 項 病 ぐを第七 用医薬 品品 項とし、 の 下 に 第五 項を第六項とし、 先駆的 医 1薬品 又は特定用 第四 項 \mathcal{O} 次 途 É 医 |薬品 次 \mathcal{O} を加い 項 を加 え、 え る。 同 項 を

同

する。

5

厚生

一労働

大臣

は、

第

項

0)

承認

0

申請

に係る医

薬品

が、

希少

疾病

用

医

薬

品品

先

駆

的

医

· 薬

品

又は

特定用

効性 され 途 生労働省令で定めるときは、 医薬品その た 及び安全性を検証 臨 床 試 他 験 の医療上特にその必要性が高 \mathcal{O} 試 験 成績 するための十分な人数を対象とする臨床試 に 関する資料 厚生労働省令で定めるところにより、 (T) 部 いと認められるものである場合であつて、 \mathcal{O} 添付を要しないこととすることができる。 験 第三 の実施 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ が 困 規定により添付するも 難であるときその 当該 医薬品 他 0 0 \mathcal{O} 厚 有

+ 九 項 第十 項 应 を (これらの |条の二 同 条第 第 規定を同 十三項」 項 中 同 に 条第十三 . 条第T 改 め 五. 項」 項及び第六 同 条第一 に改 三項 め、 項 中 同 同 条第四 を 条第六項 同 条第六項 項 中 前 同 条第十 条第 第七項及び第十一 九 項 項 を を 前 同 条第七 条第十 項」に、 項若 兀 項」 L に < 同 改 は 条 第 8 第

第 + 应 条の三第一 一項中 「第五 項、 第六項及び第八項」 を 「第六項、 第七項及び第九項」に改める。 る。

果」 に を 第十 を を 「第五 匹 若しく 特 条の 項後段」 定 用 兀 途医薬品 は 第 効果」 項 第 に改 品 め、 に改 又は 一号イ中 既に」 め、 同項を同 同 「希少 に、 項 第 条第八項とし、)疾病用! 「又は 一号中 第十九条の二」 医 「次項」 「薬品」 同条第六項を同条第七項とし、 を の 下 に 「第三項」 を 一、 「若しく 先駆: に改 的 め、 は第十九条の二」 医薬品」 同 条第七 を加え、 同条第一 項 中 に、 五 同 「第 |項中 号 兀 口 又は 中 項 「第三 後段 「既 効

項」 を 「第四 項」に改め、 同項を同条第六項とし、 同条中第四項を第五項とし、 第三項を第四項とし、 第

二項を第三項とし、第一 項の次に次の一項を加える。

2 第十四条第十項 (同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により条件を付した同条の 承

認を受けた者は、 当該 承認に係る医薬品について、 前項各号に掲げる医薬品 の区分に応じ、 当該各号に

定める 期間 内に申 請 L て、 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 厚生労働大臣 0 再審査を受けなけ れば ならない。

条第三項」 同 項」

第十

应

条の

五. 第

項中

同

を

同

条第四

項

に、

条第

五

を

同

条第六項」に、

「第

十四四 1条第十 項」 を 「第十四 条第十五項」 に改め、 同条第二項中 「前条第三項」 を 「前条第四 項 に、

前条第六項」を 「前条第七項」 に改める。

第十九条の二第三項中 「採らせる」を「とらせる」に改め、 同条第五項中「第十一項」を「第十五項」

に改め、 同条第六項中 「第十四条第九項」 を 「第十四条第十三項」に、 「第十四条第十一 項」 を 同

十五 項 に改める。

第十 九条の三に次の二項を加 える。

2 前 条第五項において準用する第十四条の二第一項の規定により、 機構に前条第 項の承認 のため の審

品 査を行わせることとしたときは、 医薬部外品又は化粧品に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者についての前項の規定による届出 同条第五項において準用する第十四条の二第一 項の政令で定める医 . 薬

は、 同 <u>·</u>項の 規定にかかわらず、 機構に行わなければならない。

3 機 構 は、 前項の規定による届出を受理したときは、 遅滞なく、 届出 の状況を厚生労働省令で定めると

ころにより厚生労働大臣に通知しなければならない。

第二十一条第三項を削る。

第二十条第

項中

「第五

項、

第六項及び第

八項」

を

「第六項、

第七項及び第九項」

に改める。

第二十三条の二の五第十三項中「第十一項」を「第十五項」に改め、 同項を同条第十七項とし、 同条中

第十二項を第十六項とし、 第十一項を第十五項とし、第十項を第十一項とし、 同項の次に次の三項を加え

る。

12 厚生 労働大臣は、 第 項 \mathcal{O} 承 認の 神請 に関 į 第五 項の規定に基づき臨 床 試 験 の試 験 成績 に関する資

料 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 添付を要しないこととした医療機器又は体外診断 用 医薬品 に うい 7 第 項 \mathcal{O} 承認をする場合

は、 当該 |医療機器又は体外診断用医薬品 の使用 の成績に関する調査 の実施、 適正 な使用の確 保 のため

に

体外診 厚 生労働省令で定めるところにより、 医 薬品 \mathcal{O} 使用 \mathcal{O} 績に関する資料その 当該条件に基づき収集され、 の資料を厚生労働 か 大臣 つ、 に提出 作成された当該医療 Ļ 当該 機器 機器 豆は 又 は

体外診 断 断 用 用 医 薬 品 \mathcal{O} 品 質、 成 有効 性及び安全性 に関す 他 る調査を受け なけ れ ば なら ない。 \mathcal{O} 場合 医 療 12 お 7 7

当 該 条件 を付 L た 同 項 \mathcal{O} 承 認 に係 る 医 療 機 器 又 は 体 . 外 診 断 用 医 薬 品 が 厚生 労働省令 ·で定 8 る 医 療 機 器

又は 体 外診 断 用 医薬 品 であ るときは、 当 該 資 料 は、 厚生 一労働 省 令 で定め る基 準 に 従 つて収 集さ れ か

作成されたものでなければならない。

13

診

断

用

医

· 薬

品

が

同

項後段

0

厚生労働省令で定

める医

療機器又は体

外診

断

用

医

薬

品品

であるときは

当

該

資

厚生 労働大臣 は、 前 項 前 段 に規定する医療機器又は体外診断用 医薬 品品 の使用 の成績に関する資料その

他 \mathcal{O} 資 料 \bigcirc 提 出 」が あ つたときは、 当該資料に基づき、 同 項 前段に規定する調 査 (当該医療 機器 又は 体 外

料 が 同 項 後 段 \mathcal{O} 規定 に 適合するかどうか につい て \mathcal{O} 書 面 に による調 査 又 は 実地 \mathcal{O} 調 査 及 び 同 項 前 段 に 規 定

す Ź 調 查 を行うも 0 とし、 当該 調 査 \mathcal{O} 結 果を踏まえ、 同 項 前 段 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 付 L た条件 を変更し、 又

は当 該 承認を受けた者に対して、 当 一該医療機器又は 体外診断 用 医 薬 品品 0 使用 0 成 深績に関 する調 査 及び 滴

正 な 使 用 \mathcal{O} 確 保のために必要な措置の 再度の実施を命ずることができる。

14 作成に関しその しくは作成の委託を受けた者又はこれらの役員若しくは職員は、 第十二項 の規定により条件を付した第一項の承認を受けた者、 職務上知り得た人の 秘密を漏らしてはならない。 第十二項後段に規定する資料 これらの者であつた者についても、 正当な理由なく、 当該資料 \mathcal{O} 収 0 収 集又は 集若 同

改め、 器若しく 第二十三条の二の 同 頂を同 は 先 駆 条第十項とし、 的 医薬 五 品 第 九項 又は 中 特 同条第八項を同条第九項とし、 定用途医 「又は 希少疾 療 機器 病 若 用 じく 医 薬品 は 特定用途 を 「若しくは 同条第七項第二号を次のように改める。 医 |薬品」 希 少疾 に、 病用 「第六項」 医薬品 を 先 駆 「 第 七 的 項」 医 療 に 機

様とする。

造所 外診 に 下この号に お 第一 いて、 断 (同 項 用 0 項 医 同号の 承認に係る医 薬品 お \mathcal{O} 承 いて同じ。) 認 の製造工 基 に係 準 適 る 合証 医 程のうち滅菌その 療機器又は体外診断用 が、 療機 に係る 器 前号の 又は る医療機器又は 基準 体外診 適合証 他 断 の厚生労働省令で定めるもののみをするものを除く。 医 用 に保る 医薬品 |薬品を製造する全ての製造所 体外診断 る医 \mathcal{O} 製造工程 療機器又は体外 用 医 薬品 程 と同 の製造工程として行わ 0 診 製 断 造 用医 (当該医療機器 工 薬品を製造する製 程が 当該製 れ てい 又は 造 る場 以 体 所

合に限る。)であるとき。

第二十三条の二の五中第七項を第八項とし、 第六項を第七項とし、 第五項を第六項とし、 第四項の次に

次の一項を加える。

5 厚生労働大臣は、 第一項 \mathcal{O} 承認の申請に係る医療機器又は体外診断 用 医薬品が、 希少疾病用 医療 機器

若しくは希少疾病用 医薬品、 先駆的 医療機器若しくは先駆的医薬品又は特定用途医療機器若しく は 特定

用 途 医薬品 その 他 \mathcal{O} 医療上特にその)必要性; が 高 いと認められるものである場合であつて、 当該 医 療 機

又は体外診 断用医薬品 \mathcal{O} 有効性及び安全性を検証するための十分な人数を対象とする臨床 試 験 \mathcal{O} 実 施 が

困難であるときその他の厚生労働省令で定めるときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 第三項 0

規定により添付するものとされた臨床試験の試験成績に関する資料の一 部の添付を要しないこととする

ことができる。

第二十三条の二の六第一項中 「前条第六項 (同条第十一項」を「前条第七項 (同条第十五項」に改め、

同項第二号を次のように改める。

当該承認を受けようとする者又は当該承認を受けた者が製造販売をし、 又は製造販売をしようとす

る医 け る医 定する厚生労働省令で定めるもののみをするものを除く。 薬品を製造する全ての製造所 条第八項第一号に規定する厚生労働省令で定める区分に属するもの た者が、 0) 製造 療機 療機器又は体外診断用医薬品であつて、 器 製造販売をし、 工 程 又は体外診断 が、 当該製造所において、 又は 用 医 製造販売をしようとする医療機器 |薬品を製造する製造所 (当該医療機器又は体外診断用医薬品 同号に掲げる医療機器 前号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品と同 (当該承認を受けようとする者又は当該 以下この号において同じ。) 又は体外診 又は体外診 の製造工程のうち同項第二号に (当該医療機器又は体外診断 断 断 用 用医薬品 医薬品 の製造工 \mathcal{O} 製造 が前号に掲げ 工 承 一程とし <u>ー</u>の 程 認 と同 を受 用 規 前 医

第二十三条の二の六第二項中 て行われている場合に限る。)であるものに限る。) 「前条第六項」 を 「前条第七項」に改め、 同条第三項中 「第二十三条の四

第二項第二号」を「第二十三条の四第二項第三号」に改める。

第十三項」に、 二の十の二第八項」 第二十三条の二の七第一項中 「同条第十一 を加え、 項」 同条第三項中 同 を 条第五項、 同 E 条第· 「同条第六項 + 第六項及び第八項」 五 項 に改め、 (同条第十一項」 「含む。)」 を 同 を「同条第七項若しくは第十三 条第六項、 の 下 に 並 第七項、 一びに第二十三条の 第九項及び

項(これらの規定を同条第十五項」に改め、 同条第四項中「第二十三条の二の五第十二項」を「第二十三

条の二の五第十六項」に改める。

第二十三条の二の八第一項中「第五項、 第六項、第八項及び第十項」を「第六項、 第七項、 第九項及び

第十一項」に改める。

第二十三条の二の十第一項中 「第二十三条の二の五第十三項」を「第二十三条の二の五第十七項」に改

め、同条の次に次の一条を加える。

、医療機器及び体外診断用 医薬品の承認された事項に係る変更計画 の確認)

第二十三条の二の十の二 第二十三条の二の五第一項の承認を受けた者は、厚生労働省令で定めるところ

により、厚生労働大臣に申し出て、当該承認を受けた品目について承認された事項の一部の変更に係る

計 (以下この条において「変更計画」という。)が、次の各号のいずれにも該当する旨の確認を受け

ることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

当該変更計画に定められた変更が、 性能、 製造方法その他の厚生労働省令で定める事項の変更であ

ること。

第四十二条第一項又は第二項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更その他の厚

生労働省令で定める変更に該当しないこと。

三 当該変更計画に従つた変更が行われた場合に、当該変更計画に係る医療機器又は体外診断用医薬品

が、次のイからハまでのいずれにも該当しないこと。

れないこと。

1

当該

医

.療機器又は体外診断

用医薬品が、

その変更前の承認に係る効果又は性能を有すると認めら

口 当該医療機器 が、 その効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより、

して使用価値がないと認められること。

イ又は口に掲げる場合のほか、 医療機器又は体外診断用医薬品として不適当なものとして、 厚生

労働省令で定める場合に該当すること。

2

前 項の確認においては、 変更計画 (同項後段の規定による変更があつたときは、 その変更後のもの。

以下この条にお いて同じ。) の確認を受けようとする者が提出する資料に基づき、 当該変更計 画に係る

医療機器又は体外診断用医薬品の品質、 有効性及び安全性に関する調査を行うものとする。

医療機器と

3 第 項の 確認を受けようとする者又は同 項の確認を受けた者は、 その確認に係る変更計画に従つて第

第四号の政令で定めるものであり、 一十三条の二の五の承認を受けた事 ず項の一 カュ つ、 当該変更が製造管理又は品質管理 部 の変更を行う医療機器又は体外診断用医薬品 の方法に影響を与えるおそ が同条第二 項

厚 \mathcal{O} 生労働 変更を行う医療機器 省令で定め る 基準 又は 体 に -外診断 適 合し てい 用 医 る旨 薬 品 の製造 \mathcal{O} 確 認を受け 所に おけ なけ る製造管 れ ば な 5 理 又は な 品質管理 \mathcal{O} 方法が、 同 号

れ

が

あ

る変更として厚生労働省令で定めるものであるときは、

厚生労働省令で定めるところにより、

そ

 \mathcal{O}

4 どうかについて、 は 品質管理の 前 項 \mathcal{O} 確 認 方法が、 にお 書面 1 て は、 第二十三条の二の五第二項第四号の厚生労働省令で定める基準に適合してい による調査又は実地 その 変更を行う医療機器又は体 \mathcal{O} 調査を行うものとする。 外診 断 用 医薬 品 0 製造所における製造管理 るか 又

5 段によ 兀 判 号 明 厚生労働大臣は、 \mathcal{O} り第 たとき、 厚生労働 項若しくは第三項の確認を受けたことが判明したときは、 第三項 省令で定め 第 \bigcirc 項 確 る基準 \mathcal{O} 認 を受けた製造管理若 確認を受けた変更計 に適合して 1 なか 画が しくは品質管理 つたことが判 同 項各号のいずれかに該当していなかつたことが 明 の方法が第二十三条の二の したとき、 その確認を取り消さなけ 又は偽な りその 他 五. 第 不 ħ Ė 二項 ば \mathcal{O} な 第 手

らない。

6 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 確認を受けた者(その行おうとする変更が第三項の厚生労働省令で定めるものであるときは

第 項及び第三項の 確認を受けた者に限る。)は、 第二十三条の二の五 の承認を受けた医療 機器又は

体外診 断 用 医薬品に係 る承認された事項の一 部について第一項の 確認を受けた変更計画に従つた変更(

製造方法 の変更その 他 の厚 生労働省令で定める変更に限る。 を行う日 の厚生労働省令で定め る日 数 前

までに、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大臣に当該変更を行う旨を届 け出 たときは 同

条第十五項の厚生労働大臣の承認を受けることを要しない。

7 厚生 一労働大臣は、 前項の 規定による届出があつた場合において、 その届出に係る変更が第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 確認

を受けた変更計画に従つた変更であると認められないときは、 その届出を受理した日から前 項 0) 厚 生労

働省令で定める日数以内に限り、 その届出をした者に対し、 その届出に係る変更の中止その他必 要な措

置を命ずることができる。

8 厚生労働大臣は、 第 項 \mathcal{O} 確認を受けた者が第二十三条の二の 五. の承認を受けた医 |療機器| 又 は 体 外 診

断 用 医 薬 品品 に係 る同で 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 確 認を受けた変更計画に従つた変更 (第六項に規定する製造方法の変更その 他

性に関する調査に代えて、当該変更計画に従つた変更であるかどうかについての書面による調 合には、 の厚生労働省令で定める変更のみを行う場合を除く。)について同条第十五 同項において準用する同条第六項の規定にかかわらず、 同項に規定する品質、 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 承認の 有効性及び安全 申請を行つた場 査又は 実

9 12 厚生 ١ ر ての 労働大臣 第 項 は、 及び 機 第三 構に、 項 \hat{O} 第二十三条の二の七第一 確認を行わ せることができる。 項 の政令で定める医療機器又は体外診断 用 医 |薬品

地

 \mathcal{O}

調

査を行うことができる。

10 ょ 第二十三条 機構に第 一項及び第三項 の二の七 第二 項、 $\widehat{\mathcal{O}}$ 第三 確認を行わせることとした場合について準用する。 項、 第五 項 及び第六 項 \mathcal{O} 規定並 び に 第五 項 0 規定は、 この場合にお 前 項 \mathcal{O} いて、 規定に

必要な技術的読替えは、

政令で定める。

11 項 か 0 カン 厚生労働大臣が第二十三条の二の七第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、 わ 政令で定める医療機器 らず、 機 構 行 わ な 又は体外 ń ば 診 らな 断 用医薬 品品 に うい ての第六項の規定による届出は、 同 項 0 規定に 同

機 構 は、 前項 0 規定による届出を受理したときは、 直ちに、 当該届 出 の状況を厚生労働省令で定める

12

に

け

な

ところにより厚生労働大臣に通知しなければならない。

第二十三条の二の十七第三項中「採らせる」を「とらせる」に改め、 同条第五項中「第十三項」を「第

「第二十三条の二の五第十三項」を 「同条第十七項」に改める。

同条第六項中「第二十三条の二の五第十一項」を

「第二十三条の二の五第十五項」に、

十七項」に改め、

第二十三条の二の十八に次の二項を加える。

8

O

審査を行わせることとしたときは、

同条第五項において準用する第二十三条の二の七第

2 前条第五項において準用する第二十三条の二の七第 項の 規定により、 機構に前条第 項 \mathcal{O} 承 認 のた

で定める医療機器又は体外診断用医薬品に係る選任外国製造医療機器等製造販売業者についての前項 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定による届出は、 同項の規定にかかわらず、 機構に行わなければならない。

ころにより厚生労働大臣に通知しなければならない。

3

機

構は、

前項の規定による届出を受理したときは、

遅滞なく、

届出の状況を厚生労働省令で定めると

第二十三条の二の二十第一 項中 「第五項、 第六項、 第八項及び第十項」 を「第六項、 第七項、 第九項及

び第十一項」に改める。

項

 \mathcal{O}

政

第二十三条の二の二十一第三項を削る。

第八項とし、第六項を第七項とし、 第二十三条の二の二十三第二項第二号中「を受けておらず、かつ、当該許可」を削り、 第五項を第六項とし、 同条第四項第一号中「第二十三条の二の五第七 同条中第七項を

項第一号」を「第二十三条の二の五第八項第一号」に改め、

同項第二号を次のように改める。

造所 において、 外診 下この号に 第 断 (同 項の 用 項 医 認証 薬品 同号の基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程として行われている場 の認証 お いて同じ。) に係る医 の製造工 に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程と同一の製造工程が、 程 療機器又は体外診断用 が、 のうち滅菌その 前号の基準 適合証に係る医療機器又は体外診 他 \mathcal{O} 厚 医薬品を製造する全ての製造所 生労働省令で定めるもの 0) 断 みをするものを除 用医薬品を製造する製 (当該 医療機器 当該製造所 一文は体 以

大臣 第二十三条の二の二十三中第四 第 Lが定め 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ る基準への適合性についての資料その他の資料を添付して申請しなければならない。 認証を受けようとする者は、 項を第五項とし、 厚生労働省令で定めるところにより、 第三項を第四項とし、 第二項の次に次の一 申 · 請 書 に 同 項 項を加える。 0 厚 生労働 この場

3

合に限る。)であるとき。

合において、 当該資料は、 厚生労働省令で定める基準に従つて収集され、 かつ、作成されたものでなけ

ればならない。

第二十三条の二の二十四第一項中「前条第三項 (同条第六項」を「前条第四項 (同条第七項」に改め、

同項第二号を次のように改める。

当該 認証を受けようとする者又は当該認証を受けた者が製造販売をし、 又は製造販売をしようとす

る医 療機 器又は体外診断 用医薬品 であつて、 前号に掲げる医 |療機器又は体外診 断 用 医 公薬品、 同 0) 第

号に規定する厚生労働省令で定める区分に属するもの

(当該)

医

療

機器

又

二十三条の二の

五第八項第

は体外診断用医薬品を製造する全ての製造所 (当該医療機器又は体外診断 用 医 薬品 の製造工 程 このうち

同項第二号に規定する厚生労働省令で定めるもののみをするものを除く。以下この号において同

が、 前号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品を製造する製造所 (当該認証を受けようとする者

又は当該認 証を受けた者が製造販売をし、 又は製造販売をしようとする医療機器又は体外診 断 用 医 薬

品 0 製造工程 と同 の製 造工 一程が、 当該製造所に お *(*) て、 同号に掲げる医 療機器又は体外診断 用 医 薬

品 0 製造工程として行わ れている場合に限る。)であるものに限る。

第二十三条の二の二十四第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第三項中「第二十三条

の四第二項第二号」を「第二十三条の四第二項第三号」に改める。

第二十三条の四第二項中第五号を第六号とし、 第四号を第五号とし、 同項第三号中「第二十三条の二の

二十三第三項又は第五項」を「第二十三条の二の二十三第四項又は第六項」に改め、 同号を同項第四号と

同項中第二号を第三号とし、 第一号の次に次の一号を加える。

第二十三条の二の二十三第三項に規定する申請書若しくは添付資料のうちに虚偽の記載があり、

は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

第二十三条の五第一項中「第二十三条の二の二十三第三項若しくは第五項」を「第二十三条の二の二十

三第四項若しくは第六項」に、 「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第二十三条の十第三項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」 に改める。

第二十三条の二十五第七項中 「希少疾病用再生医療等製品」 の 下 に $\overline{\ }$ 先駆的再生医療等製品又は特定

用途再生医療等製品」を加える。

第二十三条の二十七第二項中 「第五項」を「第六項」に改め、 同条第六項を同条第七項とし、 同条第五

又

項中 「又は前項」を「第四項」に改め、 「受理したとき」の下に「、又は前項の規定による報告を受けた

とき」を加え、 「又は届出の状況」を「、 届出の状況又は報告を受けた旨」に改め、 同項を同条第六項と

し、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 厚生労働大臣 「が第一 項の 規定により機構に審査を行わせることとしたときは、 同項の政令で定める再

生医療等製品 に つい ての前条第三項の規定による報告は、 同項の規定にかかわらず、 機構 に行 わなけ n

ばならない。

第二十三条の二十九第一項第一号イ中 「希少疾病用再生医療等製品」の下に 一、 先駆的再生医療等製品

を加え、 同号口中 「既に」を「特定用途再生医療等製品又は既に」に、「又は」を「若しくは」に改め

る。

第二十三条の三十第一項及び第二十三条の三十二第一項中 「第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第二十三条の三十八に次の二項を加える。

2 前 条第五項において準用する第二十三条の二十七第 項の 規定により、 機構 に前 条第 項 \mathcal{O} 承 認 0 た

同条第五項において準用する第二十三条の二十七第一項の政令

め

0

審査を行わせることとしたときは、

で定める再生医療等製品に係る選任外国製造再生医療等製品製造販売業者についての前項の規定による

届出は、 同 「項の規定にかかわらず、 機構に行わなければならない。

機構は、 前項の規定による届出を受理したときは、 遅滞なく、 届出の状況を厚生労働省令で定めると

ころにより厚生労働大臣に 通知しなければならない。 3

第二十三条の四十一 第三項、 を削る。

第三十六条の 四に次 0 項 を加える。

5 第 項又は 前項に定める場合のほか、 薬局 開設者は、 薬局医薬品 の適 正な使用 0 ため必要が ある場合

として厚生労働省令で定める場合には、 厚生労働省令で定めるところにより、 その薬局において 医薬品

の販売又は授与に従事する薬剤師に、その販売し、又は授与した薬局医薬品を購入し、 又は譲り受けた

者の当該薬局医薬品 の使用 の状況を継続的 か つ的確に把握させるとともに、その薬局医薬品を購入し、

又は譲り受けた者に対して必要な情報を提供させ、 又は必要な薬学的知 見に基づく指導を行わせなけれ

ばならない。

第三十六条の七第一項第一号中 「第十四条第八項」 を 「第十四条第九項」 に改める。

第五十五条第二項中「模造に係る医薬品、 」を削り、 「第九項」を「第十三項」に、 「第十一項」を「

第十五項」に、 「第六項の」を「第七項の」に改め、 同条の次に次の一条を加える。

(模造に係る医薬品の販売、製造等の禁止)

第五十五条の二 模造に係る医薬品は、 販売し、 授与し、 又は販売若しくは授与の目的で製造し、 輸入し

、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第五十六条第三号中

薬品」 の 下 に 「又は第二十三条の二の二十三の認証を受けた体外診断用医薬品」を、 「その承認」 の 下 に

「又は第二十三条の二の十七」を「若しくは第二十三条の二の十七」

に改め、

医

「又は認証」を加え、 「第十四条第十項」を「第十四条第十四項」に、 「又は第二十三条の二の五第十二

項」を「、第二十三条の二の五第十六項」に、 「の規定」を「又は第二十三条の二の二十三第八項の規

に改め、 同条第四号中 「、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項」を 「又は第

二十三条の二の五第一項」に改め、 同条の次に次の一条を加える。

(輸入の確認)

第五十六条の二 第十四条、 第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認若

労働省令で定める事項を記 の届出をしないで、 しくは第二十三条の二の二十三の認証を受けないで、 医薬品を輸入しようとする者(以下この条において「申請者」という。) 載した申請書に厚生労働省令で定める書類を添付して、 又は第十四条の九若しくは第二十三条の二の十二 これを厚生労働大臣 は、 厚生

2 厚生 労働大臣 は、 次 \mathcal{O} 各号の 1 ず ħ か に該当する場合に は、 前 項 0 確 認をしな

に提出し、

その

輸入に

つい

て

 \mathcal{O}

厚生労働大臣

の 確

認を受けなけ

'n

ば

なら

ない。

品 個 \mathcal{O} 人的 輸入をする場合その 使 用 に供 せ 5 れ、 他 \mathcal{O} カゝ 申請者が つ、 売買 0 販売又は授与の目的で輸 対象とならない · と認: 8 5 入するおそれがある場合として厚生労 れ る 程 度 の数 量 一を超える数 量 \mathcal{O} 医 薬

働省令で定める場合

薬取 輸 \mathcal{O} 入が 又はこれに基づく処分に違反し、 申請者又は申請者に代わつて前項の確認 V締法、 :不適当と認められる場合として厚生労働省令で定め 毒物 及 び 劇物 取 締法その その違反行為が 他第五条第三号ニに規定する薬事に関する法令で政令で定めるも の申請に関する手続をする者がこの法律、 あつた日から二年を経過してい る場合 ない 麻薬及び向 場合その 他 精 神 \mathcal{O}

第 項の 規定にかかわらず、 次の各号のいずれ かに該当する場合には、 同項の規定による厚生労働大

3

臣の確認を受けることを要しない。

覚醒 剤 、取締法第三十条の六第一項ただし書又は麻薬及び向精神薬取締法第十三条第一項ただし書に

規定する場合

第十四 条の三第一 項第二号に規定する医薬品その 他の厚生労働大臣が定める医薬品で、 厚生労働省

令で定め る数量以 下 \mathcal{O} ŧ のを自ら使用する目的で輸入する場合その他 のこれらの場合に準ずる場合と

して厚生労働省令で定める場合

第六十条中 「第十一項」を 「第十五 項」に、 「若しくは第六項」を「若しくは第七項」に、

十三条の二の十七」とあるのは 「又は第十九条の二」と、 「、品質若しくは性能」とあるのは 「若しくは

品質」を「若しくは第二十三条の二の十七の承認を受けた医薬品又は第二十三条の二の二十三の認 証 を受

けた体外診断用医薬品」 とあるのは 「又は第十九条の二の承認を受けた医薬部外品」と、 品質若しく

は性 能 が その 承認又は 認 証 とあるのは 「若しくは品質がその 承認」に、 「又は第二十三条の二の 五第十

二項 (第二十三条の二の十七 第五 一項に お 7) て準用する場合を含む。)」を 「、第二十三条の二の 五. 第十六

項 (第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二の二十三第八項」

「又は

第二

条の三 四条 に、 条の二第一項中 を しくは第二十三条の二の二十三の認証」 「同条第四号中 \mathcal{O} 同 第 九若しくは第二十三条の二の十二」 条第四号中「第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項」 一項第二号に規定する医薬品その他 「第十四条、 「第十四条第一項又は第二十三条の二の五第一項」に、 第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七 とあるのは とある の厚生労働大臣」 \mathcal{O} は 「第十四条若しくは第十九条の二の 「第十四条の九」と、 とあ るのは 「読み替える」を「、 「厚生労働 同条第三項第一 大臣」 承認」と、 二号中 第五十六 み替える 0) 第十 承 「第十 認 厄

性 受けた体外診 は品質」を「若しくは第二十三条の二の十七の承認を受けた医薬品又は第二十三条の二の二十三の 二十三条の二の十七」とあるのは 記能 第六十二条中「第十一項」を「第十五項」に、 (第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)」を「、第二十三条の二の五第十六項 が そ \tilde{O} 承認 断 用 又は 医薬品 認 証 とあるのは とあるのは 「又は第十九条の二」と、「、 「又は第十九条の二の承認を受けた化粧品」 「若しくは 品質 「若しくは第六項」を「若しくは第七項」に、 が その承認」 品質若しくは性能」とあるのは に、 「又は第二十三条の二の と、 品質若 五. 「若しく 「又は第 第十二 しくは 認 証

項

に改

条の の三第 くは第二十三条の二の二十三の の二第一項中 同 (第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二の二十三第八項」 「同条第四号中「第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項」 条第四号中 九若しくは第二十三条の二の十二」 項第二号に規定する医薬品その他の厚生労働大臣」とあるのは 「第十四条、 「第十四条第一項又は第二十三条の二の五第一項」に、 第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七 認証」 とあるのは とあ るのは 「第十四条若しくは第十九条の二の 「第十四条の 九」と、 「読み替える」を「、第五 「厚生労働大臣」 同 条第三項第二号中 承 認」と、 と読み替える」 0 「第十四 承 第十 認若し に 厄 を

項第二号中 の五若しくは第二十三条の二の十七」とあるのは 十三項」に、 第六十四条中「第五十五条まで」を「第五十五条の二まで及び第五十六条の二」に、 第十四 「第十四条の三第一項第二号」とあるのは「第二十三条の二の八第一項第二号」と読み替える 「条の九若しくは第二十三条の二の十二」とあるの 「読み替える」を「、 第五十六条の二第一項中 「第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七」 「第十四条、 は 「第二十三条の二の十二」と、 第十九条の二、 「第九項」を「第 第二十三条の二 同 条第三

に改める。

」に改める。

認 療機器」 の 下 に 証 第六十五条第二号中「又は第二十三条の二の十七」を「若しくは第二十三条の二の十七」に改め、 を加え、 の 下 に 「又は第二十三条の二の二十三第八項」 「第二十三条の二の五第十二項」を「第二十三条の二の五第十六項」に改め、 「又は第二十三条の二の二十三の認証を受けた医療機器」を、 を加え、 同条第三号を削り、 「その承認」 同条中第四号を第三号とし の 下 に 「含む。) 「又は 医

第五

号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

の承認を受けないで」と、 読み替える」を「、第五十六条の二第一項中 項若しくは第九項」を「第十四条第一項若しくは第十三項」に、「第十一項」を「第十五項」に、 くは第二十三条の二の十二の 十三条の二の二十三第一項若しくは第六項」を「第二十三条の二の二十三第一項若しくは第七項」に、「 二十三条の二の十七の承認若しくは第二十三条の二の二十三の 第六十五 条の 五中 「第五十五条まで」を「第五十五条の二まで、 同条第三項第二号中 届出をしないで」とあるのは 「第十四条、 「第十四条の三第一項第二号」とあるのは「第二十三条の 第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第 「第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七 認証を受けないで、又は第十四 第五十六条の二」に、 「第十四条第一 条 \bigcirc 九若し 「第二

二十八第一項第二号」と読み替える」に改める。

第六十八条の二第二項中「又は医師」を「、 医師」に改め、 「医薬関係者」 の 下 に 「又は医学医術に関

する学術団体、 大学、 研究機関その他の厚生労働省令で定める者」 を加える。

第六十八条の 十四第 項 中 「外国 [特例再生医療等製品承認取得者] を 「外国製造再生医療等製品 特例 承

認取得者」に改める。

第六十八条の二十四 第 項 中 外国 特例医薬品 等承認取得者又は 外国 「特例医· 療機 (器等承認取得者) を

外国製造医薬 品品 等特 例 承 認 取得者又は外国 |製造医 療 機器等: 特例 承 認 取得者」 に改 8 る。

第六十九条第一 項中 「第十四条第二項、 第九項若しくは第十項」を 「第十四条第二項、 第十三項若しく

は第十四項」に、 「第十一項若しくは第十二項」を「第十五項若しくは第十六項」に改め、 同条第二項中

第七十六条」の下に $\overline{}$ 第七十六条の三の二」 を加え、 「若しくは第八十条第四 [項 を削 ŋ 第七

十五条第 一項若しくは第七十五条の二第一項」を 「若しくは第七十五条第 一項」 に改め、 同 条第七項中

第五 項」 を 「第六項」 に改め、 同 項を同 条第八項とし、 同条中 -第六項を第七項とし、 第五 項を第六項とし

同 .条第 应 項中 「前三項」 を 「前各項」 に改め、 同 項を同条第五項とし、 同条第三項の次に次 0 項を加

化

粧

品、

4 厚生労働大臣、 都道府県知事、 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、 医薬品、 医薬部外品

第 項に規定する確 認 の手 続に係る関係者が、 同条 (第六十条、 第六十二条、 第六十四 条及び第六十五

医療機器又は再生医療等製品を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は第五十六条の二

条 \mathcal{O} 五. にお 1 、て準用で する場合を含む。 の規定又は第七十条第二項に基づく命令を遵守してい るかどう

か を 確 か め るために 必要が あると認めるときは、 当該者に対して、 厚生労働省令で定めるところに ょ

必 要な報告をさせ、 又は当 該 職 員に、 当該者 \mathcal{O} 試 験 研 究機関、 医 療 機 関 事 務 所その 他 必要な場 所 に <u>\\</u>

ち入り、 帳簿書類その他 の物件を検査させ、 従業員その他の 関係者に質問させ、 若しくは同条第一項に

規定する物に該当する疑い 0 ある物を、 試験のため必要な最少分量に限り、 収去させることができる。

第六十九条の二第一 項中 「第五項」 を 「第六項」に、 「同条第四項」 を 「同条第五項」に改め、 同

二項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

五条の 第七 五. 十条第 にお いて準用する場合を含む。)、 項中 第五十六条」 を 「第五 第五十六条」 + 五 条の二 (第六十条、 に、 「第三項第二号」を 第六十二条、 第六十四条及び第六十 「第三項第三号」に、

2 前二項」に、 第六十九条第六項」を「第六十九条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、 **「第四号若しくは第五号」を「第五号若しくは第六号」に、** 準 医 を輸入しようとする者又は輸入した者に対して、 療等製品 用する場合を含む。) 厚生労働大臣は、 \mathcal{O} 「同項」 廃棄その を 第五十六条の二(第六十条、 他 「前二項」に改め、 0) 公衆衛生上の危険の発生を防 規定に違反して医薬品 同項を同条第三項とし、 その 第六十二条、 医薬部外品 医薬品、 止するに足りる措置をとるべきことを命ずること 「採る」を「とる」に改め、 第六十四条及び第六十五 医 薬部 化 同条第一項の次に次の一項を加える。 粧 外 品 品 医 同条第二項中 化 療機器又 粧 品、 は 医 再生 条の 同条第三項中 療 機 「前項」を 器 医 五. 療等製 又 に は お 1 再 生 品品 7

項、 第七十二条の四第一項中「採る」を「とる」に改め、 第二十三条の二の五第十二項、」 を加え、 「採る」を「とる」に改める。 同条第二項中「その者に」の下に「第十四条第十

ができる。

号イか 同項第七号とし、 第七十四条の二第一 らハまで (同条第十三項」に、 同項第五号中 項中 「第十四条第二項第三号イからハまで 「第二十三条の二十六第一項」を 「同条第十一項」 を 同 条第十五項」 「第十四条第十項、 (同条第九項) に改り め、 を 「第十四条第二項第三 第二十三条の二の五 同 条第三項第六号を

第十二項、第二十三条の二十六第一項」に改め、 二十三条の二の五第七項若しくは第九項」 同項第三号中「第十四条の四第四項後段」を「第十四条の四第五項後段」 同 項第二号中 「第十四条第六項、第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」を に改め、 同号を同項第六号とし、 同号を同項第三号とし、 に改め、 同項第四号を同項第五号とし、 同項第一号の次に次の一号を 同号を同項第四号とし 「第十四条第七 第

第十四 条第三項、 第二十三条の二の五第三項又は第二十三条の二十五第三項に規定する申請 書又は

加える。

添

付資料のうちに虚

為の

記載があり、

又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

加え、 に 製剤若しくは原料 _ 血 第七十五条第三項第一号中 液製剤若しくは原料血漿 「第二十六条第二項」を 血漿 の製造業者を除く」に、 「次号及び第三号」を「以下この項」に改め、 「第二十七条第三項」に改め、 (同法第七条に規定する原料血漿をいう。 「第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める物」 同項第三号中 第三号において同じ。) 「製造業者を除く」 「の製造販売業者又は」 *(*) _ 血 の 下 を を 液

「第十二条第一項第二号に掲げる物」に改める。

第七十五条の二の二第一項第四号中 「第四号」 を「第五号」 に改め、 同条第二項中 「及び第四号」 を

三条の二十六第一項」とあるのは 四条第七 第五項において準用する第十四条第三項、第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二 で 及び第五号」に、 第十四条第三項、 第二十三条の二の 第十四条第十三項」に、 る第二十三条の二十六第一項」と、」を「第二十三条の二十六第一項の」とあるのは「第二十三条の三十 第五 第七 五. (同 第三項又は第二十三条の三十七第五項において準用する第二十三条の二十五第三項」と、 項若しくは第九項」に、 条第九項」 項において準用する第二十三条の二十六第一項の」と、」に、「第十四条第二項第三号イか 項 第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」に、 に、 を 第二十三条の二の五第三項又は第二十三条の二十五第三項」とあるのは 五第十五項」 「第二十三条の二十六第一項」とあるのは「第二十三条の三十七第五項において準用す 「準用する第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」 「第十四条第二項第三号イからハまで 同 条第十一 に、 「第十四条の 「第二十三条の三十七第五項にお 「第十四 項」 を 四第四項後段」を 条第六項、 「同条第十五項」に、 第二十三条の二の五第六項若しく 「準用する第十四条第六項」を (同条第十三項」に、 「第十四 いて準用する第二十三条の二十六第一 「第二十三条の二の 条 を \mathcal{O} 匹 準 第五 用する第二十三条の二の 「第十四条第 項後段」に、 五第十一 は 「第十 「準用する第十 第 九項」 「第十四 項 項 九 条の二 たらハ を を を

五.

 \mathcal{O}

七

準用する第二十三条の二の五第十二項、 あるのは と読み替える」を「第十四条第十項、第二十三条の二の五第十二項、第二十三条の二十六第一項」と 「第十九条の二第五項において準用する第十四条第十項、第二十三条の二の十七第五項におい 第二十三条の三十七第五項において準用する第二十三条の二十六

第一項」と読み替える」に改める。

第七十六条の三第一 項中 「第四 項」 を 第 五. 項」 に、 第七十条第二項」 を 「第七十条第三項」 に改め

第十三章中同条の次に次の二条を加える。

(麻薬取締官及び麻薬取締員による職権の行使)

第七十六条の三の二 厚生労働大臣又は都道 府県知事は、 第六十九条第四項若しくは第五項に規定する当

該 職 員の職 権 (同項に規定する職権は第五十五条の二に規定する模造に係る医薬品に該当する疑い 0) あ

る物に係るものに限る。)又は第七十条第三項に規定する当該職員 \mathcal{O} 職 権 (同項に規定する職 権 のうち

同 条第 一項に係る部分につい ては第五十五条の二に規定する模造に係る医薬品に係るものに限る。 を

麻薬取締官又は麻薬取締員に行わせることができる。

(関係行政機関の連携協力)

第七十六条の三の三 厚生労働大臣、 都道府県知事、 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、こ

の章の規定による権限の行使が円滑に行われるよう、 情報交換を行い、 相互に緊密な連携を図りながら

協力しなければならない。

第八十四条第三号中 「第九項」を「第十三項」に改め、 同条第五号中「又は第十一項」を「若しくは第

十 五 項」 に改め、 「規定」の下に 「又は第二十三条の二の十の二第七項の規定による命令」 を加え、 同

第六号中 「第六項」を 「第七項」に改め、 同条第二十七号中 「若しくは第二項」 を削 同

り、

同

号を

条第二

十九号とし、 同条第二十六号を同条第二十八号とし、同条第二十五号中 「第七十条第一項」 の 下 に 「若し

くは第二項」を加え、 「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、 同号を同条第二十七号とし、 同

条中第二十四号を第二十六号とし、第二十号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十

号とし、 同号の次に次の一号を加える。

<u>-</u> + -第五十六条の二第一項 (第六十条、 第六十二条、 第六十四条及び第六十五条の五において準用

する場合を含む。) の規定に違反 した者

第八十四条第十八号の次に次の一号を加える。

十九 第五十五条の二(第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の五において準用する場合

を含む。)の規定に違反した者

第八十六条第一項中第二十五号を第二十七号とし、 第五号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、 第

四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第二十三条の二の五第十三項の 規定による命令に違反した者

第八十六条第一項中第三号を第四号とし、 第二号の次に次の一号を加える。

一 第十四条第十一項の規定による命令に違反した者

第八十六条の三第一項中第九号を第十一号とし、第三号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第二号を

第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

兀 第二十三条の二の五第十四項 (同条第十五項 (第二十三条の二の十七第五項において準用する場合

を含む。)及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

第八十六条の三第一 項第一号中 「第十四条の四第七項」 を 「第十四条の四第八項」に改め、 同号を同項

第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

第十四条第十二項 (同条第十三項 (第十九条の二第五項において準用する場合を含む。) 及び第十

九 条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第八十七条第二号中 「第十四条第十項」を「第十四条第十四項」に改め、 同条第五号中「第二十三条の

<u>ー</u>の 五第十二項」を「第二十三条の二の五第十六項」 に改め、 同条第八号中 「第二十三条の二の二十三第

七項」 を 「第二十三条の二の二十三第八項」 に改 め、 同条第十三号中 「第四項まで」を 「第五項まで」 に

改め、 第六十九条第四項」 の下に「若しくは第五 項」 を加える。

第八十九条第四号中 「第六十九条第五項」を 「第六十九条第六項」に改める。

第九十条第一号及び第二号中「、第十九号、第二十一号から第二十五号(第七十条第二項」を「から第

二十一号まで及び第二十三号から第二十七号(第七十条第三項」に改める。

第十七章を第十八章とする。

第七十八条第一項第八号中 「第十四条第六項 (同 条第九項」を 「第十四条第七項又は第十一項 (これら

の規定を同条第十三項」に改 め、 同項第十四号中 「第二十三条の二の五第六項又は第八項」 を

条の二の五第七項、 第九項又は第十三項」に、 「同条第十一項」を「同条第十五項」 に改め、 同項第十五

号の次に次の一号を加える。

の二 第二十三条の二の十の二第一項又は第三項(これらの規定を第二十三条の二の十九において

準用する場合を含む。) 0) 確認を受けようとする者

第七十八条第二項中

「第二十三条の十八第二項」を「第二十三条の二の十の二第九項

(第二十三条の二

の十九 に おい て準用する場合を含む。 0) 確 認、 第二十三条の十八第二項」 に改

いめる。

断 用 第八十条第 医 薬品 (専ら動 兀 |項中 物 「又は 0) ため 医 |療機器 に使用されることが目的とされてい を 医 「療機器 つ に、 るものを除く。 「同じ。)」」 以下この条にお を 「同じ。 又は 1 て同 体 外

) 」 に、 「又は医療機器」」を 医療機器又は体外診断用医薬品」」 に改める。

第八十条の二第六項中 「当該治験の対象とされる薬物等」の下に 「その他の当該治験において用いる薬

物等 (以 下 「治験使用薬物等」という。)」 を加え、 「当該薬物等」 を 「当該治験使用薬物等」 「そ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 治 験の 対象とされる薬物等」を「その他 \mathcal{O} 治験: 使用 薬物等」 に改 め、 同条第七項中 治治 験 \mathcal{O} 対

される薬物等」 を 「治験: 使用 薬物等」 に改め、 同 条第八項中 「第六十九条第六項」 を 「第六十 九 条第. 七 項

に、 「同条第七項」 を 「同条第八項」 に、 「準用する」 を それぞれ準用する」に改め、 同 条第九項

中「治験の対象とされる薬物等」を「治験使用薬物等」に改める。

を 項及び第二項」を「第七十条第 第八十一条の三第一項中「、 「第二十一条」 に、 「及び第四 第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に、 一項及び第三項」に改め、 項、 第七十条第一項及び第二項」 同条第二項中 を 一、 「第二十一条第 第四 項及び第五 項、 項及び第二項」 「第七十条第一 第七十条第

項及び第三項」

に改

がる。

<u>ー</u>の び第五十三条か 条の四」に、 の 下 に 第八十三条第 第五 五. 五第五項及び第十項並びに」に改め、 第五項中 十六条 カ ら第六項 「同条第七項、 の二第 ら第五十七条まで」とあるのは 「人数」 項中 (まで」 「治験 項中 とあるのは を加え、 第二十三条の二の五第九項及び」を「同条第五項及び第八項、第二十三条の \mathcal{O} 「第十四 対象とされる薬物等」 「動 条、 「第七十六条の 物 第十 の数」 「獣医療上」と」の下に「、 九条の二、第二十三条の二の 一、 と」を加え、 第五十三条から第五十六条まで及び第五十七条」と、 匹 を 「治験使用 を 「第六十条、 「第六十九条第二項」を 薬物等」 第十四条第五項及び第二十三条の 第七十六条の三の二、 に改め、 五若しくは第二十三条の二の 「第二項及び第四 「第六十条中 第七· 十 及 項

十七

の承認若しくは第二十三条の二の二十三の認証」

とあるのは

「第十四条若しくは第十九条の二の

承認

府県」 三及び第七十七条の四中 府県 同 三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七」とあるのは とあ み替える」とあるのは 条第二項」を の十七」と、 第六十九条第二項」に、「第七十六条及び」を「第七十六条、第七十六条の三の二及び」に、 条第三項第二号中 るの 知 み替える」とあるのは 「第十四条の三第一項第二号に規定する医薬品その他の厚生労働大臣」とあるのは を 事、 「第十四条の九若しくは第二十三条の二の十二」とあるのは は 都 保健所を設置する市 「第五十五条の二まで」と、 道 「第五項、 「第十四条 府県」 「第十四条の三第一項第二号」とあるのは に改め、 「読み替える」と、第六十八条の二第二項中「医学医術」とあるのは 第七十条第三項、 の九若しくは第二十三条の二の十二」とあるのは 「対象者」とあるのは 「読み替える」と、 の市長又は特別 「都道 府県」と」 「、第五十六条の二第一項中 第七十六条の三第一項並びに第七十六条の三の三」に、 第六十四条中 区 「対象の動物」と、 の 下 に の区長」 とあるのは 「第二十三条の二の 第七十七条の二第一 「第五十五条の二まで及び第五十六条の二」 「第二十三条の二の八第一 「第十四条の九」と、 「人数」 「第十四条、 「又は都道 「第二十三条の二の十二」と、 とあるのは 五若しくは第二十三条の二 項第一号、 府県知事」と、 第十九条の二、 数」 「厚生労働大臣」 同条第三項第二 項第二号」と読 第七 「獣医学」と کے 十七 「第七十 第二十 を加え 都 条の 都道

同条第二項中 「第九項 を 「第十三項 こに、 同 条第九項」 を 「同条第十三項」 に改める。

二の三第一項の 第八十三条の二の見出し中 登録 (体外診) 断用医薬品 「及び輸入」 \mathcal{O} を削 製造業に係るものに限る。)」 り、 同条第一項中「限る。 を加え、 の下に「又は第二十三条の 同条第二項を削 り、 同

条第三項中 「前二項」 を 前 項」 に改め、 「又は輸入」 を削り、 同 .項を同. 条第二項とする。

第八十三条の二の二の見出 L 中 「及び輸入」 を削 り、 同 条第二項 を削 り、 同 条第三項中 「前二項」 を

前 項 に 改 め、 「又は 輸 入 を削 り、 同 .項を同 条第二項とする。

第十 六 章を第 十七章とする。

第十五章の章名中 「 希 少疾 病用再生医療等製品」を「希少疾病用再生医療等製品等」 に改める。

項 第七 十七条の二第一項中「含む」の下に 「前三項」 に改 め、 同 項を同り 条第四項とし、 _° 次項及び第三項において同じ」 同 条第一項の次に次の二項を加える。 を加え、 同 条第二項中 「前

を

2 厚生 一労働 大臣 は、 次 の各号の **,** \ ず れにも該当する医薬品、 医 療 機器 文は 再 生 医 療等製品 に ・つき、 製造

販売をしようとする者か 5 申 請 が あ つたときは、 薬事 食品 衛生審 議 会 0 意見、 を聴 1 て、 当該 申 請 に 係

る医薬品、 医療機器 又は 再 生医療等製品を先駆的 医 工薬品、 先駆的 医療 機器又は先駆的再生医療等製品

して指定することができる。

次のいずれかに該当する医薬品、 医療機器又は再生医療等製品であること。

イ 医薬品 (体外診断用医薬品を除く。 以下この号において同じ。) 及び再生医療等製品にあつては

その 用途に関 し、 本邦において既に製造販売 の承認を与えられてい る医薬品若しくは再生医 療

製品 艾 は外国に お *(*) て 、販売し、 授与し、 若しくは販売若しくは授与の 自的 で貯蔵し 若し < は 陳列

することが認めら ħ てい る医薬品若しくは再生医療等製品と作用 機序が明ら かに異なる物であるこ

کے

口 医 療機器及び体外診断用医薬品にあつては、 その用途に関し、 本邦において既に製造販売 の承認

を与えられている医療機器若しくは体外診断用医薬品又は外国において販売し、授与し、 若しくは

販売若しくは授与の目的で貯蔵し、 若しくは陳列することが認められている医療機器若しくは体外

診断用医薬品と原理が明らかに異なる物であること。

申 . 請 に 係る医薬 品 医 療 機 (器又は再生医療等製品につき、 製造販売 の承認が与えられるとしたなら

ば、 その 用途に関 し、 特に優 れた使用価値を有することとなる物であること。

3

厚生 一労働大臣は、 次の各号のいずれにも該当する医薬品、 医療機器又は再生医療等製品 につき、 製造

販売をしようとする者から申請があつたときは、 薬事 食品衛生審議会の意見を聴いて、 当該 申 請 に 係

る医薬品、 医療機器又は再生医療等製品を特定用途医薬品、 特定用途医療機器又は特定用途 再生 医 療

製品として指定することができる。

その 用途が厚生労働大 臣 が 疾病 \mathcal{O} 特性その他を勘案して定める区分に属する疾病 \mathcal{O} 診断、 治 療又は

予 防 であ 当 該 用 途 に係 る医 薬 品 医 療 機 器 文は 再生医 療 等製 品 に対する需要が *著 しく充足され

ていないと認められる物であること。

申 請に係る医薬品 医 療 機器又は再生医療等製品につき、 製造販売の承認が与えられるとしたなら

ば、 その 用途に関 į 特に優れた使用 価値を有することとなる物であること。

十七条の三中 「前条第一 項各号のいずれにも該当する医薬品、 医療機器及び再生医療等製品 を

希少疾病 用医薬品 希 少疾病 用 医 C療機器 及び 希少疾病 用再生医 療等製品 並 びにその 用途に係る対 象者 \mathcal{O} 数

が 本 邦 に お 1 て 厚生労働省令で定める人数に達しない 特定用途医薬品、 特定用: 途医 |療機器| 及び特定用 途再

生医療等製品」に改める。

1 て厚生 第七 + 労働省令で定める人数に達しな 七 A 条 \mathcal{O} 四中 「 希 少疾 病 用再生医療等製品」 い特定用 途医 の 下 に 薬品、 並 特定用: び にその 途医療機器及び特定用途再生医 用 途に係る対象者の数が 本 邦 療 等 に 製 お

医 「療等製 第七十 七条 品 を \mathcal{O} 五中 若 しく 第七十七条の二 は 希 少 疾 病 用 第一 再生医 項」 療等製品 の 下 に 「から第三項まで」 先 駆 的 医 薬 品 先 を加え、 駆 的 医 /療 機 「又は 器若 希 しく 少疾病品 は 先 用 駆 再 的 生 再

品」

を加える。

生医 療等 製 品品 又 は 特 定 用 途 医 薬 品 特定 用 途 医 療 機 器 若 L くは 特 定 用 途 再 生 医 療 等 製 品 12 改 8

号中 医 療 第 機 七 又 + 器若しく は 七 希 条 少 \mathcal{O} ッ疾病用 六 は先駆的 第 再 項 生医· 再生 中 第七 療等製品」 医療等製品 十七 条 を か 二 又は特定用 若 第 しくは希 項」 途医薬品、 0 少疾病 下 に っか 特定用的 用 5 再 生医 第三 途医 療等製品 項 (まで」 療機器若 を加 先 駆 しくは え、 的 特定 同 医 |薬品 条 用 第 途 先 駆 再 項 生 第 的 医

第三号中 「又は 希 少 /疾病 用 再 生 医 療等 製品」 を 若 しくは 希少 /疾病 用 再 生 医 療等製品、 先 駆: 的 医 薬品 先

品」

に改め、

第七

十七

条の二

第一項各号」

の 下 に

第二項各号又は第三

項各号」

を加

え、

同

項

駆 的 医 療 機 器若 L < は 先 駆 的 再生 医 療等製品 又は 特定用途医薬品 特定 用 途 医 療機 器若 しく 、 は 特 定 用 途 再

生医療等製品」に改める。

第七十七条の七中 「又は希少疾病用再生医療等製品」を「若しくは希少疾病用再生医療等製品 先 駆: 的

医薬品、 先駆的医療機器若しくは先駆的再生医療等製品又は特定用途医薬品、 特定用途医療機器若しくは

特定用途再生医療等製品」 に改める。

第十五章を第十六章とする。

第七十六条の七第一 項中 「採る」を「とる」に改め、 同条第三項中 「第六十九条第六項」 を「第六十九

条第七項」 に改 め

第七

十六条の

八第二項中

「第六十九条第六項」を

「第六十九条第七項」

に、

「同条第七項」

を

同

条第

八項」

に、 「準用する」を「、 それぞれ準用する」に改める。

第十四章を第十五章とする。

第十三章の次に次の一 章を加 える。

第十四 章 医薬 品 等行 政 評価 監視委員会

(設置

第七十六条の三の四 厚生労働省に、 医薬品等行政評価 監視委員会 (以下「委員会」という。)

(所掌事務)

第七十六条の三の五 委員会は、 次に掲げる事務 (薬事 ・食品衛生審議会の所掌に属するものを除く。

をつかさどる。

医薬品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。 以下この章において同

医薬部外 品 専 5 動 物の ために使用されることが目的とされているものを除く。 以下この

において同じ。 化粧 品 医療 機 器 (専ら動物 のために使用されることが目的とされ ているも \mathcal{O}

除く。 以下この章におい て同じ。) 及び再生医療等製品 (専ら動 物 \mathcal{O} ために使用されることが 目 的 لح

衛生上の危害の発生及び拡大の防止に関する施策の実施状況の評価及び監視を行うこと。 されているものを除く。以下この章において同じ。)の安全性の確保並びにこれらの使用による保健

前号の評価又は監視の結果に基づき、 必要があると認めるときは、 医薬品、 医薬部外品、 化 粧

医療機器若 しくは再生医 療等製品 の安全性 の確保又はこれらの使用による保健衛生上 $\overline{\mathcal{O}}$ 危害 0 発生若

しく は拡大の防 止 \mathcal{O} ため 講ずべ き施策に つい て厚生労働大臣に意見を述べ、 又は 動告をすること。

委員会は、 前項第二号の意見を述べ、 又は同号の勧告をしたときは、 遅滞なく、 その意見又は勧告の

2

内容を公表しなければならない。

3 厚生労働大臣は、 第一項第二号の意見又は勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければ

ならない。

(職権の行使)

第七十六条の三の六 委員会の委員は、独立してその職権を行う。

第七十六条の三の七 、資料の提出等の要求 委員会は、 その 所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、 関係 行

の長に対し、 情報の収集、 資料の提出、 意見の表明、 説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第七十六条の三の八 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員会に、 特別 の事 項を調査審議させるため必要があるときは、 臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、 専門 \mathcal{O} 事項を調査させるため必要があるときは、 専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

改機関

第七十六条の三の九 委員及び臨時委員は、 医薬品、 医薬部外品、 化粧品、 医療機器及び再生医療等製品

の安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に関して優れた識見

を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 専門委員は、 当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、 厚生労働大臣が任命する。

(委員の任期等)

第七十六条の三の十 委員の任期は、二年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とす

る。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、 その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、 解任されるも

のとする。

4 専門委員は、 その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、 解任されるものと

する。

委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

5

(委員長)

第七十六条の三の十一 委員会に、委員長を置き、 委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(政令への委任)

3

委員長に事故があるときは、

あらかじめその指名する委員が、

その職

務を代理する。

第七十六条の三の十二 この章に定めるもののほ か、 委員会に関し必要な事項は、 政令で定める。

第二条 医薬品、 医療機器等の 品質、 有効性及び 安全性 \mathcal{O} 確 保等に関する法律の一 部を次のように改正する。

目次中「第六十五条の六」を「第六十五条の五」に改める。

第二条第十七項中 「同条第十三項」を「同条第十五項」に、 「同条第九項」を「同条第十一項」に改め

る。

第四· 条第一項中 「第七条第三項」を 「第七条第四項」 に改め、 同 条第二項第五号中 「薬局開 設 者 の業務

を行う」を 「薬事 に関する業務に責任を有する」に改め、 同項第六号中 「その他」 を 「次条第三号イから

トまでに該当しない旨その他」 に改め、 同条第五項第三号イ中 「第十四条第九項」 を 「第十四条第十一項

」に改める。

の 四 六条の四第一 九条第三項第二号、第四十条の二第四項第二号 及び」に改め、 十二第四 第十三条第四項第二号 第五条第三号中「その業務を行う」を「薬事に関する業務に責任を有する」に、 第二 一項に、 項第二号 項」 おい て準用する場合を含む。)」を削り、 に改め、 (同条第七項及び第二十三条の二十四第三項にお 第二十六条第四項第三号、 (同条第七項及び第十三条の三第三項において準用する場合を含む。)」 第二十三条の二の二第三号、 第三十条第二項第二号、 (同条第六項において準用する場合を含む。) 乛 第二十三条の二十一第三号、 第二十三条の二の三第四項 いて準用する場合を含む。)、 第三十四条第二項第二号、 「第十二条の二第三号 (第二十三条の二 第二十三条の二 及び第四十 を「第 第三十 を

条の五第三項第二号」を削り、 「へまで」を「トまで」に改め、同号に次のように加える。

開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者

第六条の次に次の三条を加える。

1

薬局

(地域連携薬局)

第六条の二 薬局であつて、 その機能が、 医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他

情 0 報 医療提供 のは、 \mathcal{O} 提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当す 施設と連携 その所在地 ĺ の都 道 地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な 府県知事の認定を受けて地域連携薬局と称することができる。

るも

び次条第 構造設 備 項に、 が、 お 薬剤及び 1 て 「利 医薬品について情 .用者」という。) 報 の心身の の提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者 状況に配慮する観点から必要なものとして厚生 (次号及

労働 省令で定める基準に適合するものであること。

利用者 \mathcal{O} 薬剤 及び 医薬 品 \mathcal{O} 使用 に 関する情報を他 !の医療提供施設と共有する体制が、 厚生労働省令

で定める基準に適合するものであること。

行う体 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を 制 が、 厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

兀 居宅等 (薬剤) 師 法 昭昭 和三十五年法律第百四十六号)第二十二条に規定する居宅等をいう。 以下同

に おお ける調 剤 並 び に に情報の 提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、 厚生労働省令で定

 \Diamond る基準に適合するものであること。

前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を記

2

載 た申請書をその薬局の所在地の都道府県知事 に提出しなければならない。

氏 名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏名

二 その薬局の名称及び所在地

三 前項各号に掲げる事項の概要

四 その他厚生労働省令で定める事項

3 地 域 連 携 薬 局 でな 1 もの は、 これに地域連 携薬局又はこれに紛 らわ () · 名称· を用い ては、 ならな

4 第 項の認定は、 一年ごとにその更新を受けなければ、 その期間 0 経過によつて、 その効力を失う。

(専門医療機関連携薬局)

第六条の三 薬局であつて、 その機能が、 医師若しくは歯科医師又は薬剤師 が診療又は調剤に従事する他

 \mathcal{O} 医 療 提供 施設と連携し、 薬剤の適正な使用 0 確 保 \mathcal{O} ために専門的 な薬学的 知 見に基づく指導を実施 す

るため に必要な機 能 に関する次に掲げる要件に該当するもの は、 厚生労働省令で定めるが んそ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 傷

の区分ごとに、 その 所在 地 *(*) 都道府県知事 の認定を受けて専門 医療機関連携薬局と称することができ

病

構造設備が、 利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準

に適合するものであること。

利用者の薬剤及び医薬品 の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、 厚生労働省令

で定める基準に適合するものであること。

三 専門的 な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、 厚生労働省令で定める基準に適合

するものであること。

2

前 項の認定を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を記

載 した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

氏 名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

その薬局において専門的 な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行うために必要なものとして

厚生労働省令で定める要件を満たす薬剤師の氏名

三 その薬局の名称及び所在地

四 前項各号に掲げる事項の概要

五 その他厚生労働省令で定める事項

3 第 項の認定を受けた者は、 専門医療機関連携薬局と称するに当たつては、 厚生労働省令で定めると

ころにより、 同項に規定す る傷病の区分を明示しなければならない。

4 専門 医 |療機関連携薬局でない . も の は、 これに専門]医療機 関 『連携薬局又はこれに紛らわしい 名称を用い

てはならない。

5 第 項の 認定は、 一年ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過によつて、 その効力を失う。

(認定の基準)

第六条の四 第六条の二第一項又は前条第一項の認定の申請者が、 第七十五条第四項又は第五項の規定に

よりその受けた認定を取り消され、 その取消 しの日から三年を経過しない者であるときは、 第六条の二

第一項又は前条第一項の認定を与えないことができる。

2 第五条 (第三号に係る部分に限る。) の規定は、 第六条の二第一項及び前条第一 項の認定について準

用する。

第七条第一項中 「(昭 和三十五年法律第百四十六号)」 を削り、 同条第三項中 「次条第一 項」を 「次条

第一項及び第三項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次の一項を加える。

項及び第二項に規定する義務並びに同条第三項に規定する厚生労働省令で

3

薬

局

の管理者は、

次条第

定める業務を遂行し、 並 び に 同 項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な能力及

び経験を有する者でなければならない。

第 八条第二 |項中 一必 要な意見を」 を 必要な意見を書面により」 に改 め、 同 条に次 \mathcal{O}

3 薬 局 \mathcal{O} 管 理者が 行う薬局 \mathcal{O} 管理に関する業務及び 薬局 の管理者が遵守 すべ 、 き 事 項に つい ては、 厚生労

働省令で定める。

第九条第二項中 「による」を「により述べられた」に、 「尊重しなければ」を 「尊重するとともに、 法

のために措置を講ずる必要があるときは、 当該措置を講じ、 カゝ 講じた措置 \mathcal{O} 内容 (措置)

ない 場合にあ つては、 その旨 及びその 理 曲 を記 録 Ļ これを適切 に保存しなけ ń ば に改める。

第 九 条 \mathcal{O} 兀 を第九条 の五とし、 第九 条の三を第九条の 四とし、 第九条の二を第九条の三とし、 第九条の

次に次の一条を加える。

項を.

加

える。

(薬局 開設者の法令遵守体 制

第九条の二 薬局開設者は、 薬局 の管理に関する業務その他の薬局開設者の業務を適正に遂行することに

より、 薬事に関する法令の 規定の遵守を確保するために、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各

号に掲げる措置を講じなけ ればならない。

薬局 \mathcal{O} 管理 に関する業務について、 薬局 の管理者が有する権限を明らかにすること。

薬局 0 管 理 に関する業務その 他 \mathcal{O} 薬 局 開 設者の業務 \mathcal{O} 遂行が 法令に適合することを確 保するため

0 他 一の薬局 開設者 の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整 備

すること。

体

制

当

該

薬局開

設者

 \mathcal{O}

薬事

に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の

監督に係

る体

制

そ

前二号に掲げるもののほか、 薬局開設者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すことその他

 \mathcal{O} 薬局 開設者 の業務 7の適 正 な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定め る措置

2 薬 局 開 設者 は 前項各号に掲げる措置 の内 容を記録し、 これを適切 に保 存 しなけ ń ばならない。

第十二条第二項中 「前項」 を 第 項 に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第 項の次に次の二項を

加える。

2 前 項の許可を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記

載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、

その代表者の氏名

法人にあつては、 薬事 に関する業務に責任を有する役員の氏 名

三 第十七条第二項に規定する医薬品等総括製造販売責任者 \mathcal{O} 氏 名

兀 次条第二 項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定め

る事項

3 前項 の申請書には、 次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

法人にあつては、その組織図

次条第 項第一号に規定する申請に係る医薬品、 医薬部外品又は化粧品 \mathcal{O} 品質管理に係る体制に関

する書類

三 次条第 項第二号に規定する申請に係る医薬品、 医薬部外品又は化粧品 の製造販売後安全管理に係

る体 制に関する書類

兀 その他厚生労働省令で定める書類

第十二条の二第三号を削り、 同条に次の一項を加える。

2 第五 条 (第三号に係る部分に限る。) の規定は、 に改 前条第一 項の許可 可につい て準用する。

第十三条第七項中

「第五項」

を

「第七項」

め、

同

項

を同

条第九項とし、

同条第六

項を同条第

八項と

Ļ 同 条第一 五項中 「第三項」 を 「第四 項」に、 前 項第 号の」 を 「第五 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 厚 生 一労働 省 一令で定さ 8) る に

改め、 同 項 を同 条第七項とし、 同条第四 項中 次 $\widehat{\mathcal{O}}$ 各号の いず ń か に該当する」 を 「その 製造 所 0 構 造 設

備が、 厚生労働省令で定める基準に適合しない」 に改め、 同項各号を削り、 同項を同条第五項とし、 同 項

 \mathcal{O} 次に次の一 項を加える。

6

第五

条

(第三号に係る部分に限る。)

の規定は、

第一

項の許可について準用する。

第十三条中第三項を第四項とし、 第二項 の次に次 0 __ 項 を加える。

3 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 許 可を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を

記 載 た申 請書を厚生労働大臣に提出しなけ ればならない。

- 氏名又 は 名称及び住所並 びに法人にあつては、 その代表者の氏名
- 二 その製造所の構造設備の概要
- 三 法人にあつては 薬事 ・に関する業務に責任を有する役員の氏名
- 匹 医 薬品 \mathcal{O} 製造業 の許可 を受けようとする者にあつては、 第十七条第六項に規定する医薬品製造管理

者の氏名

五. 医 薬 部 外 品 又は 化 粧 品品 \mathcal{O} 製造業 \mathcal{O} 許可を受けようとする者にあつては、 第十七条第十一 項に規定す

る医薬部外品等責任技術者の氏名

六 第六項にお いて準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事

項

第十三条の二第一項中 「第六項」を「第八項」に、 「同条第三項 (同条第七項) を 「同条第四 項 同

第九項」 に、 同 条第 五. 項 (同 条第七項」 を 同 条第七項 (同 条第九項」 に改め、 同 [条第] 一項及び 第三項

中 「第六項」 を 「第八項」に、 同 条第三項」 を 同 条第四 [項] に改め、 同 条の次に次の 条を加える。

(保管のみを行う製造所に係る登録)

第十三条の二の二 業として、 製造所において医薬品、 医薬部外品及び化粧品の製造工程のうち保管 **(**医

薬品、 医薬部外品及び化粧品の品質、 有効性及び安全性の確保の観点から厚生労働省令で定めるもの

除く。 以下同じ。)のみを行おうとする者は、 当該製造所について厚生労働大臣の登録を受けたときは

第十三条の規定にか かわらず、 当該製造所について同条第一 項の規定による許可を受けることを要し

ない。

2 前 項 \mathcal{O} 登録は、 製造所において保管のみを行おうとする者の申請により、 保管の みを行う製造所ごと

に行う。

3

第一

項の登録の申請を行おうとする者は、

厚生労働省令で定めるところにより、

次の各号に掲げる事

項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

氏 名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

法人に あつては、 薬事 に関する業務に責任を有する役員の氏 名

三 医 薬品 \mathcal{O} 製造所 に つい て 第 項の登録 の申請を行おうとする者にあつては、 第十七条第六項に規定

す る医薬品製造管理者の氏名

匹 医 薬部外品又は化粧品 の製造所について第一項の登録の申請を行おうとする者にあつては、 第十七

条第十一項に規定する医薬部外品等責任技術者の氏名

いて準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事

項

五.

第五

並項にお

4 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 登録 は、 三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなけれ ば、 その り期間 の経 過

によつて、その効力を失う。

5 第五 条 (第三号に係 る部分に限る。) の規定は、 第 項 \mathcal{O} 登録 について準 用する。

第十三条の三第三項中 「第十三条第三項から第七項まで及び前条」を「第十三条第三項 (同 項第一号、

第二号及び第六号に係る部分に限る。) 及び第四項 から第九項まで並びに第十三条の二」に、 「第六項

で を 「第八項まで」に、「、 同条第七項」を 一、 同 条第九項」に、 前条第 項」を「、 第十三条

二第一項」に、 「若しくは第六項」を「若しくは第八項」 に、 同 条第三項 (同 条第七 項」 を 同同 .条第 加

項 (同 条第九項」に、 同 条第五 項 同 [条第七項] を 同 条第七項 (同 条第九項」に、 「次条第 項」 を

第十三条の三第一項」 に、 「前条第六項の認定又は次条第三項」 を 「前条第八項の認定又は第十三条の

三第三項」に、 「前条第三項 (次条第三項」を 「前条第四項(第十三条の三第三項」に、 「前条第七項」

を「前条第九項」に、 「ついての次条第三項」を「ついての第十三条の三第三項」に、 「前条第五項 次

第三項の」 条第三項」を を 「前条第七項 「前条第四項の」 (第十三条の三第三項」に、 に改め、 同 条の次に次の 「同条第三項の」 条を加える。 を 「同条第四項の」に、 「前条

(医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録

第十三条の三の二 医薬品等 外国製造業者は、 保管の みを行おうとする製造所について厚生労働大臣 の 登

録を受けることができる。

2 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 登録については、 第十三条の二の二第二項、第三項 (同項第一号及び第五号に係る部分に限る

。)、第四項及び第五項の規定を準用する。

十三条の二の二第一項若しくは前条第一 第十四条第二項第二号中 「又は前条第一項」を「、 項の登録を受けて」に改め、 第十三条の三第一項」に、 同条第十五項中 「を受けて」を 「第十三項」 「又は第 を 「第

十 五 項」 に改め、 同項、 を同条第十七項とし、 同条第十四項を同条第十六項とし、 同条第十三項中 前 項

を 「第七項まで及び第十項から前項」に改め、 同項を同条第十五項とし、 同条第十二項中 「第十項の」を

項を第十三項とし、 < 第十二項の」に、 は 前項」 に改め、 第十項を第十二項とし、 「第十項後段」を「第十二項後段」 同 項を同条第十項とし、 第九項を第十一項とし、 同条第七項の次に次の二項を加える。 に改め、 同 項を同条第十四 同条第八項中 項とし、 「前項」 を 同 条中 「第七項若 第 十

8 程 及び 該 に 承 第 安全性 認 つ 7 に係 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 7 同 る 承認を受けた者は、 \mathcal{O} 条第三 確 品 保 目 の製造工 \mathcal{O} 項 観 点 \mathcal{O} 基 カゝ 一程と同 準 5 厚生労働 確 その 認 証 \mathcal{O} 承認に係る医薬品 の交付を受けているときは、 省令 製造 工 で定め 程 \mathcal{O} る区 区 分 分をい (医薬 医薬部外 う。 品 当該製 次条 医薬 밆 又は に 部 化 造工程に お 外 品 粧 7 て同 品品 又 は を製造する製造 係る当該製造 U. 化粧 品 に \mathcal{O} 属 品品 す 質 所が、 所 る 製 に 有 造 効 お け 性 当

る前

項

 \mathcal{O}

調査を受けることを要しな

9 うか 製造 を受けた者は、 性 前 そ 管 $\bar{\mathcal{O}}$ に 項 1理又は5 つい 他 \mathcal{O} !を勘案して必要が 規定にかかわらず、 て、 品品 当該 書 質管 面 調 理 に の方法 よる 査を受け 調 あると認めるときは、 査 が 厚生労働大臣は、 なけ 第二 又は れば 項第四号に規定する厚生労働 実 地 ならな \mathcal{O} 調 査 第 を行うことができる。 当 該 項の承認に係る医薬品、 医 薬品、 医 薬 省令で定め 部 この場合において、 外 品又は る基準に適合し 医薬部外品又は化 化 粧 品品 \mathcal{O} 製造 第一 7 所 粧品 項 1 に $\widehat{\mathcal{O}}$ るか お 承認 け \mathcal{O} سلح 特

準 若しくは第十三項 定による調査の申請者又は同 合を含む。)、 の規定を同条第十三項」を「、 を、 第十 確 第十 認 应 証 四条の二第一項中 条 調 \mathcal{O} 査 返 :遗 の 下 に 第九項並びに第十三項 \mathcal{O} 受付」 (これらの 「又は 「 並 び を加 同 「前条」を「第十四条」に、 条第七 え、 条第五項の規定により基準 規定を同 に同条第三項の規定による基準 同条第六項及び第七項 項若 同条第二項中 条第十五 しくは第十一 (同条第十五項」 項」 「前 に、 項 条 並び (これらの規定を同条第十五項において準 (これらの に改め、 を 確認証を返還する者」に、 \mathcal{O} 「第十日 |確認| 調 に同条第六項、 査 -四条」 規 証 「含む。)」 \mathcal{O} 定を同り 申 の交付及び同条第五項の -請者」 に 改め、 条第十三項」 を 第七 の 下 に 「若しくは 項及び第十一項(これら 同 条第三項中 「医薬品等審査等を受 「並びに前条第二 を 前 条第二 規定による基 同 条 前 用する場 第七 項 条 \mathcal{O} を 規 項

兀 なけ けなければならない」を 条の二の二とし、 ń ばならない」に改め、 第十四 「審査、 条 \mathcal{O} 同条第四 次に次の一 調査若しくは基準 項中 条を加える。 「前条第十四項」 確 認証の交付を受け、 を 「第十四条第十六項」 又は機構に基準 に改め、 +確認: 同条を第十 証

基 準 確 認 証 の交付等

第十四条の二 第十三条第一項の許可を受けようとする者若しくは同項の許可を受けた者、 第十三条の三

を返還し

第四 に係 第 定する政令で定めるものであるときは、 第十三条の三の二第一項の登録を受けようとする者若しくは第十三条の二の二第一項若しくは第十三条 る製造 号に規定する厚 項の認定を受けようとする者若しくは同項の認定を受けた者又は第十三条の二の二第一項若しくは 所における当該 項の登録を受けた者は、 生労働 医薬品、 省令で定める基準に適合してい 医薬部 その製造に係る医薬品、 厚生労働省令で定めるところにより、 外 品 又は 化粧 品品 るかどうか \mathcal{O} 製造管理又は 医薬部外品又は化 に 0 品質管 7 て、 当該許可 厚生労 性品が 理の 方 可 前 法 働 大臣 が 認定 条第七 同 条第二 又は に 頃に 対 登 項 録 規

2 厚生 労働大臣 は、 前 項 \mathcal{O} 確認を求められたときは、 書面による調査又は実地 \mathcal{O} 調 査を行うものとする。

前 厚生 条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときは、 一労働大臣は、 前 項の 規定による調査 の結果、 その製造所における製造管理又は品質管理 その製造所に $\overline{\mathcal{O}}$ 方法

3

医

品

医

薬

部

外品

又は

化

粧

語の

製造

工程

の区分ごとに、

その

確

認を求

めることができる。

つい て当該 基準 に適合していることが 確認されたことを証するものとして、 厚生労働省令で定めるとこ 確 認証 を交

付する。 ろにより、 第 項に規定する医薬品、 医薬部外品又は化粧品 の製造工程の区分ごとに、 基準

4 前 項 の基準確認証 の有効期間は、 当該基準確認証の交付の日から起算して政令で定める期間とする。

5 第三項の規定により基準 確認証の交付を受けた製造業者が、 次の各号のいずれかに該当することとな

0 た場合には、 速やかに、 当該基準確認証を厚生労働大臣に返還しなければならない。

当該基 準 確 認証 に係る第一 項に規定する医薬品、 医薬部外品又は化 粧 品品 \mathcal{O} 製造工程について、 製造

管理若し Š は 品質管理の 方法 :が前条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準 に適合せず、

又は その 製造管理若 しく は 品 質管 理 の方法によつて医薬品、 医 薬部 外 品若しくは 化 粧 品品 が第五 一十六条

(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。 次号において同じ。 に規定する 医 薬品

医薬部外品若しくは化粧品若しくは第六十八条の二十に規定する生物由来製品に該当するようになる

おそれがあることを理由として、第七十二条第二項の命令を受けた場合

当該基準 確認証を受けた製造所について、 その構造設備が、 第十三条第五 項の規定に基づく厚生労

働省令で定める基準に適合せず、 又はその構造設備によつて医薬品、 医薬部外品若 しくは化 粧 品品 が 第

五 十六条に規定する医薬 品品 医薬 部外品若 しくは化粧品若しくは第六十八条の二十に規定する生物 由

来製品に該当するようになるおそれがあることを理由として、 第七十二条第三項の命令を受けた場合

第十四条の三第一項中「第九項」を「第十一項」に改める。

第十 应 「 条 の 四第二項中 「第十四条第十項 (同条第十三項」を 「第十四条第十二項 (同条第十五項」に改

める。

第十四 · 条の 五第一項中 「第十四条第十五項及び第十四条の二」 を 「第十四条第十七項及び第十四 |条の二

に 改 かめ、 同 条第二項中 「第十四 条の二第一 項」 を 「第十四条の二の二第一 項」 に改 がある。

第一項」 を 「第十四条の二の二第一項」 に改め、 同 条の 次に次の一 条を加える。

第十

应

条の

七

第

項中

「第十四条の二」

を

「第十四

条の二の二」

に改

め、

同

条第二項中

「第十四

|条の二

医薬品、 医薬部外品及び化粧品の 承認された事項に係る変更計 画 0 確 認

第十四条の七の二 第十四条第 項の 承認を受けた者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働

大臣 に 申し出て、 当該承認を受けた品目について承認された事項 Ø — 部 の変更に係る計画 (以下この条

12 お いて 「変更計 画 という。) が、 次の各号の いずれにも該当する旨の確認を受けることができる。

これを変更しようとするときも、同様とする。

当該変更計画に定められた変更が、 製造方法その他の厚生労働省令で定める事項の変更であること。

第四十二条第一項又は第二項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更その他の厚

生労働省令で定める変更に該当しないこと。

当該変更計画に従つた変更が行われた場合に、当該変更計画に係る医薬品、 医薬部外品又は化粧品

が、次のイからハまでのいずれにも該当しないこと。

イ 当 該 医薬品又は医薬部外品が、 その変更前 の承認に係る効能又は効果を有すると認められないこ

کے

口 当該医薬品又は医薬部外品が、 その効能 又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより

医薬品又は医薬部外品として使用価値がないと認められること。

イ又は口に掲げる場合のほか、 医薬品、 医薬部外品又は化粧品として不適当なものとして、厚生

労働省令で定める場合に該当すること。

2

前 項 の確認においては、 変更計画 (同項後段の規定による変更があつたときは、 その変更後のもの。

以下この条にお いて同じ。) の確認を受けようとする者が提出する資料に基づき、 当該変更計 画に係る

医薬品、 医薬部外品又は化粧品の品質、 有効性及び安全性に関する調査を行うものとする。

第 項の 確認を受けようとする者又は同項の確認を受けた者は、 その確認に係る変更計画に従 つて第

3

+ 条 の承認を受けた事項の 部の変更を行う医薬品、 医薬部外品又は化粧品が同条第二項第四号の 政

令で定めるものであり、 か つ、 当該変更が製造管理又は品質管理 の方法に影響を与えるおそれが ある変

更として厚生労働省令で定めるものであるときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 その変更を行

う医 薬品、 医 |薬部: 外 品 又は 化 粧品 \mathcal{O} 製造所に おけ る製造管理又は 品質管 理 $\overline{\mathcal{O}}$ 方法が、 同 号の厚生 一労働

令で定め る基準に に適合し て () る旨の 確認 を受け なけ ħ ば なら な

4 前 項 \mathcal{O} 確 認 におい て は、 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 変更を行う医薬 品 医薬 部外 品 又は 化 粧 品品 の製造所における製造管理 又

は 品質管理の 方法が、 第十四条第二項第四号の厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうか に

いて、書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

5 厚生労働大臣 は、 第 項 \mathcal{O} 確認を受けた変更計 画 が 同 項各号のいずれかに該当していなかつたことが

判 明 たとき、 第三項 0 確 認 を受け た製造管理若 しくは品質管理 の方法 が *第十 应 条第二項第四 号 Ď 厚 生

労働省令で定める基準 に適合してい なか つたことが 判明 したとき、 又は偽りそ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 不正 \mathcal{O} 手段 に より第

項若しくは第三項 \mathcal{O} 確認を受けたことが判明したときは、 その 確認を取 り消さなけ ればならない。

- 6 第 項の 確認を受けた者(その行おうとする変更が第三項の厚生労働省令で定めるものであるときは
- 第 項及び第三項の確認を受けた者に限る。)は、 第十四条の承認を受けた医薬品 医薬部 外品 又は
- 生労働省令で定める日数前 化 粧品に係る承認され た事 項の一 までに、 部について第一項 厚生労働省令で定めるところにより、 $\widehat{\mathcal{O}}$ 確認を受けた変更計画に従つた変更を行う日 厚生労働大臣に当該変更を行 \mathcal{O} 厚
- う旨を届け 出たときは 同 条第十五 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 厚生労働 大臣 \mathcal{O} 承認を受けることを要しない。
- 7 厚 生 一労働 大臣 は、 前 項 \mathcal{O} 規定による届 出 が あ つた場合にお 1 ´て、 その届記 出に係る る変更が 第 項 \mathcal{O} 確 認
- を受けた変更計 画に 従 つた変更であると認めら れないときは、 その 届出を受理し した 日 カン 5 前 項 \mathcal{O} 厚 生 労
- 働省令で定める日数以内に限り、 その届出をした者に対し、 その届出に係る変更の中止その他必要な措
- 置を命ずることができる。
- 8 0 V 厚生労働大臣は、 て \mathcal{O} 第 項及び第三項 機構に、 \mathcal{O} 確認を行わせることができる。 第十四条の二の二第一項の政令で定める医薬品、 医薬部 外品又は化 粧 に
- 9 V) 機構 第十 -四条 に第 の二の二第二項、 項及び第三項 O確認を行わせることとした場合について準用する。 第三項、 第五 項及び第六項の 規定並 びに第 五 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 この 定は、 場合に 前 項 お 0 1 規 定に 必 ょ

要な技術的読替えは、 政令で定める。

10

厚生労働大臣が第十四条の二の二第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、 同項

 \mathcal{O} 政令で定める医薬品、 医薬部外品又は化粧品についての第六項の規定による届出は、 同項の規定にか

かわらず、 機構に行わなけ ればならない。

11 機 構は、 前項の 規定によ る届出を受理したときは、 直ちに、 当該届出 の状況を厚生労働省令で定める

ところにより厚 生労働 大臣 に 通 知し なければならない。

第十四条の十 第一項中 「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に改める。

第十七条の見出し中 「設置」の下に「及び遵守事項」を加え、 同条第一項ただし書を次のように改める。

定めるところにより、 ただし、医薬品の製造販売業者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、厚生労働省令で 薬剤師 以外の技術者をもつてこれに代えることができる。

その品質管理及び製造販売後安全管理に関し薬剤師を必要としないものとして厚生労働省令で定め

る医薬品 についての みその製造販売をする場合

薬剤師を置くことが著しく困難であると認められる場合その他の厚生労働省令で定める場合

第十七条第六項中 「前項の責任技術者(以下「」及び「」という。)」 を削り、 同項を同条第十三項と

し、同条中第五項を第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 前 項の規定により医薬部外品又は化粧品 の製造を管理する者として置かれる者(以下「医薬部外品

責任技術者」という。)は、 次項及び第十三項において準用する第八条第一項に規定する義務 並 び に 第

項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなけ ń ば な 5 な

あるときは、 製造業者に対し、 意見を書面により述べなければならない。 12

医

|薬

部外

品等責任技術者

は、

医薬

部外品又は化

粧

品の

製造

の管理を公正

か

つ適正に行うために必

十 四

項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、

並び

に

同

項に規定す

る厚生労働省令で定め

る事

第十七条第四項中 前 頃の規定により医薬品 の製造を管理する者 (以下「」及び「」という。)」 を削

り、 第七条第三項」 を 「第七条第四 [項] に改め、 同項を同条第八項とし、 同 項の次に次の一項を加える。

9 医 薬 品製造管理者 が行う医薬品 \mathcal{O} 製造 の管理 のために必要な業務及び医薬品製造管理者が遵守すべき

事項については、厚生労働省令で定める。

第十七条第三項ただし書中「については」 を 「を製造する製造所又は第十三条の二の二の登録を受けた

保管のみを行う製造所においては」に改め、 同項を同条第五項とし、 同項 の次に次の二項を加える。

6 前 項 の規定により医薬品 の製造を管理する者として置かれる者 (以 下 「医薬品製造管理者」という。

は、 次項及び第八項におい て準用する第八条第一項に規定する義務並 びに第九項に規定する厚生労働

省令で定める業務を遂行し、 並 び に同]項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な

能力及び経験を有する者でなければならない。

7 医 薬品 製造管理者 は、 医 薬 品 \mathcal{O} 製 造 \mathcal{O} 管理を公正 かつ適正に行うために必要があるときは、 製造業者

に対し、意見を書面により述べなければならない。

第十七条第二項中 「前項の 規定により品質管理及び製造販売後安全管理を行う者(以下「」 を 医 |薬品

等総括製造販売責任者が行う医薬品、 医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理 0) ために

必要な業務並びに」に改め、 「」という。)」 を削り、 同項を同条第四項とし、 同条第 項の次に次の二

項を加える。

2 前 項 \mathcal{O} 規定により 医薬品 医 薬部 外品 又 は 化 粧品 \mathcal{O} 品 質管理及び製造販売後安全管理を行う者として

置 か れる者 (以 下 「医薬品等総括製造販売責任者」という。 は、 次項に規定する義務及び第四 項 に規

定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、 並び に同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守す

るために必要な能力及び経験を有する者でなければならない。

3 医 薬品等総括製造販売責任者は、 医薬品、 医薬部外品又は化粧品 の品質管理及び製造販売後安全管 理

を公正かつ 適正に行うために必要があるときは、 製造販売業者に対し、 意見を書面により述べ なけ ħ ば

ならない。

第十七条に次の一項を加える。

14 医 |薬 部外 品 等責 任 技術者 が ·行 う医 薬 部外品 又は 化 粧 品品 \mathcal{O} 製造 の管 理 \mathcal{O} ため に 必要な業務及び 医薬 部 外

品等責任技術者が遵守すべき事項につ いては、 厚生労働省令で定める。

第十八条第三項を同条第五項とし、 同条第二項中 「の試験検査」を 医薬部外品又は化粧品 の試験:

査 に改め、 「医薬品製造管理者」 の 下 に 「又は医薬部外品等責任技術者」 を、 「その 他 医薬品 0) 下に

医 薬 部外 品若 しく 、は化粧 品 を加え、 同項、 を同 条第三項とし、 同 項 の次に次 \mathcal{O} __ 項を加える。

4 医 |薬 品 医薬部 外 品 又は 化 粧 品品 \mathcal{O} 製造業者 は 前条第七項又は第十二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 に より 述べ 5 れ た 医 薬

[製造: 管理 者 又は 医薬部 外 品等責任 技術者 の意見を尊重するとともに、 法令遵守 Ō ために措置を講ずる

品

検

必要があるときは、 当該措置を講じ、 カゝ つ、 講じた措置の内 容 (措置を講じない場合にあつては、 その

旨及びその 理由) を記録 Ĺ これを適切に保存しなけ ればならな

第十八条第一項の次に次の一項を加える。

2 医 薬 品 医薬部 外 品 又は 化 粧 品品 \mathcal{O} 製造販売業者は、 前条第三 |項の規定により述べられた医薬品

E 等総括

製造 (販売責 任者 \mathcal{O} 意 見 を尊 重するとともに、 法令遵守 \mathcal{O} ため に措 置 を講ずる必要が あるときは 当該: 措

置 を 講じ、 か つ、 講 U た措 置 \mathcal{O} 内 容 措 置 を講じな V) . 場 合にあ つて は その旨及びその 理 画 を記 録

これを適切に保存しなければならない。

第十八条の次に次の一条を加える。

医薬品、 医薬部外品 及び 化 粧品 \mathcal{O} 製造販売業者等の法令遵守体 制

第十八条の二 医薬品、 医薬 部外品又は化粧 品 の製造 販売業者は、 医薬品 医 薬部外品 又は 化 粧 品 0 品

管 理 及び 製造 販売後安全管 理に関する業務そ $\bar{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 製造 販売業者 の業務 を適 正 に遂行することにより、

薬事 に 関 する法令 0 規 定 \mathcal{O} 遵守 を確保するために、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲

げる措置を講じなければならない。

医薬品、 医薬部: 外品 又は 化粧品 \mathcal{O} 品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務について、 医

等総括製造販売責任者が有する権限を明らかにすること。

医薬品、 医薬部: 外品又は 化粧品 \mathcal{O} 品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務その他 |の製造|

販

売

業者 の業務 の遂行 が 法令に適合することを確保す んるため \mathcal{O} 体 制 当該製造 販売業者 \mathcal{O} 薬事 に 関 する業

務に 責任を有する役員及び 従業者 \mathcal{O} 業務 の監督 12 保る体 制そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 製造 販 売業者の 業務 \mathcal{O} 適 正 を 確 保

するために必要な ŧ のとし て厚生 一労働 省 令 - で定め る体 制 を整 備 すること。

 \equiv 医薬品 等総括製造)販売 責任 |者その 他 の厚生労働 省令で定める者に、 第十二条の二 第 項 各 号

労働省令で定める基準を遵守して医薬品 医 薬部外品又は化粧 品品 \mathcal{O} 品 質管 理及び製造販売後安全管 理

を行わせるために必要な権限の付与及びそれらの者が行う業務の監督その他 \mathcal{O} 措 置

兀 前三号に掲げるも のの ほ か、 医薬品、 医薬部外品又は化粧品 の製造販売業者の従業者に対して法令

遵守 のため \mathcal{O} 指 針 を示すことその 他 この製造 販 / 売業者 \bar{O} 業務 \mathcal{O} 適正 な遂 行に必要なものとして厚生労働

省令で定める措置

2

医 薬 品、 医薬部 外 品 又は 化粧品の製造販売業者 は、 前項各号に掲げる措置 の内容を記録 これ を適

O

厚

生

切に保存しなければならない。

3 医 |薬品、 医薬部外品又は化 粧品の製造業者は、 医薬品、 医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する

業務その他 の製造業者の業務を適正に遂行することにより、 薬事 に関する法令の規定の遵守を確 保する

ために、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる措置を講じなけ ればならない。

外品 等責任 技 術者 が 有す る権限を明らかにすること。

医

薬品

医

薬部

外

品

又

は

化粧品

の製造

0

管

理

に関する業務に

つい

て、

医薬

品品

盟製造:

管

理者又は

医

|薬部

医薬品、

医薬部

外品

又は

化

粧品

 \mathcal{O}

製造

 \mathcal{O}

管

理

一に関

する業務その他

の製造業者の業務

の遂行

が

法令に

適合することを確保するための体制 当該製造業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業

者の業務の監督に係る体制その他の製造業者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労

働省令で定める体制を整備すること。

医薬品製造管理 者 医 薬部 外品等責任技術 者その 他の 厚生労働省令で定める者に、 第十四条第二項

第四 号の 厚生労働 省令で定め る基準を遵守 L て医薬品 医薬部: 外 品 又は 化 粧 品 \mathcal{O} 製造管理又は 品 質管

理を行わ せるために必要な権限の付与及びそれらの者が行う業務 の監督その 他 \mathcal{O} 措 置

兀 前三号に掲げるもののほ か、 医薬品、 医薬部外品又は化粧品の製造業者の従業者に対して法令遵守

0 ための指針を示すことその他の製造業者の業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定

める措置

4 医 薬 ★品**、** 医薬部外品又は化粧品の製造業者は、 前項各号に掲げる措置 の内容を記録 Ļ これを適切に

保存しなければならない。

第十 九 条の二第五 |項中 「第十五項まで並びに第十四条の二」 を 「第十七項まで並びに第十四

に改 め、 同 条第六項中 「第十四条第十三項」を 「第十四条第十五項」 に、 同 条第十五項及び第十四 条

の二」を「同条第十七項及び第十四条の二の二」に改める。

第十九条の三第二項中 「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に改める。

条の 四中 「第十八条第二項」を 「第十八条第三項」 に改める。

第二十条第一項中「第九項」を「第十一項」に改める。

第二十一条第 項中 同 条第二 項」 を 同 条第四 項」 に 改め、 同 条第二項中 「第六項」 を 「第八項」に

「同条第三項 (同条第七項) を「同条第四項 (同 条第九項」 に改め、 「更新」 の 下 に $\overline{}$ 第十三条の二

の 二 の 二

の二第一 項の 登録、 同条第四 項の登録の更新」 を加える。

第二十三条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第一項の次に次の

二項を加える。

2 前 項 の許可を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を記

載 た申 ・請書を厚生労働大臣に提出 しなけ ればならない。

氏 名又は名称及び 住所; 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名

法人にあつては、 薬事 に関する業務に責任を有する役員の 氏 名

三 第二十三条の二の十四第二項に規定する医療機器等総括製造販売責任者の氏名

兀 次条第二項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定め

る事項

3 前項 \mathcal{O} 申 請書には、 次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

法 人に あ つては、 その 組 織 义

次条第一 項第一号に規定する申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に

係る体制に関する書類

次条第一項第二号に規定する申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売後安全管理に係

る体制に関する書類

匹 その 他厚生労働省令で定める書類

第二十三条の二の二第三号を削り、

第五条 (第三号に係る部分に限る。 同条に次の一項を加える。 の規定は、 前条第一 項 の許 ついて準

2

第二十三条の二の三第二項中 「次に」 を 「厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に」に改め、

可 に

用する。

同項第一号を次のように改める。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第二十三条の二の三第二項第三号中「その他」 を「第四項において準用する第五条第三号イからトまで

に該当しない旨その他」 に改め、 同号を同項第六号とし、 同項第二号の次に次の三号を加える。

 \equiv 法 人にあつては 薬事 に関する業務に責任を有する役員の氏 名

兀 医 療機 器 の製造業 の登録を受けようとする者にあつては、 第二十三条の二の十四第六項に規定する

医療機器責任技術者の氏名

五. 体外診断用医薬品 の製造業の登録を受けようとする者にあつては、第二十三条の二の十四第十一項

に規定する体外診断用医薬品製造管理者の氏名

第二十三条の二の三第四項を次のように改める。

4 第五条 (第三号に係る部分に限る。) の規定は、 第 項の 登録について準用する。

号に係る部分に限る。)、 第三項及び第四項」に改める。

第二十三条の二の四第二項中

「前条第二項

か

ら第四項まで」を「前条第二項

(第一号、

第二号及び第六

第二十三条の二の十四の見出し中「設置」の下に「及び遵守事項」を加え、同条第一項ただし書を次の

ように改める。

ただし、体外診断用医薬品の製造販売業者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、 厚生

労働省令で定めるところにより、 薬剤師 以外の技術者をもつてこれに代えることができる。

その製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関し薬剤師を必要としないものとして厚生

労働省令で定める体外診断用医薬品についてのみその製造販売をする場合

薬剤師を置くことが著しく困難であると認められる場合その他 の厚生労働省令で定める場合

第二十三条の二の十四第六項中「前項の規定により体外診断用医薬品 の製造を管理する者 (以 下 及

という。)」 を削 り、 「第七条第三項」を 「第七条第四項」 に改め、 同項を同条第十三項とし、 同

条第五 項中 「製造所」 の 下 に 「(設計その他 の厚生労働省令で定める工程 のみ行う製造所を除く。 を

加え、 同 項を 同 条第十項とし、 同 項の 次に次 の二項 を加 える。

前 項 \mathcal{O} 規定により 体 外 診 断 用 医 薬 品 \mathcal{O} 製造を管理する者として置 か れ · る者 (以 下 「体外診断 用 医 |薬品

11

製 造管 <u>[</u>理者] という。) は、 次項及び第十三項に おい て準 用する第八条第一 項に規定する義 務 並 び に 第

+ ·四項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、 並 び に同項に規定する厚生労働省令で定める事

項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなければならな

12 体外診断用 医薬品製造管理者は、 体外診 断 用 医 |薬品 0) 製造 の管理を公正 か つ適正に行うために必要が

あるときは、 製造業者に対し、 意見を書 面 により 述べ なけ ればならない

第二十三条の二の十 匝 第四 項 中 「前 項 0 責任: 技術者 (以 下 及び 「」という。)」 を削り、 同項を同

条第八項とし、 同項のが 次に次 \mathcal{O} 項を加える。

医 療 機器責任技術者が行う医療機器 の製造 の管理 $\overline{\mathcal{O}}$ ために必要な業務及び医療機器責任技術者が遵守

す き事項については、 厚生労働省令で定める。 9

第二十三条の二の十四中 第三項を第五項とし、 同 項の次に次の二項を加える。

6 前 項 \mathcal{O} 規定により 医療 機 器 \mathcal{O} 製造を管理する者として置かれる者 (以 下 「医療 機器 責任技術者」とい

う。

は、

次項及び第

八項

E

お

1

7

準

用する第八条第

項に規定する義務並

び

に

第九

項に規定

する厚生

労働 省令で定め る業務を遂行 Ļ 並 び に同 項に規定する厚生労働 省令で定め る事 項を遵守 するため に 必

要な 能 力及 び 経験を有する者でなけ れ ば なら な

7 医 療 機器責任技術者は 医療 機器 \mathcal{O} 製造 の管理を公正かつ適正に行うために必要があるときは

業者に対し、 意見を書面に より述べ なければならない。

第二十三条の二の十四第二項中 「前項の規定により製造管理及び品質管理並 びに製造販売後安全管理 を

行う者 (以 下 二 を 医 療 機 器等総括製造販売責任者が行う医 療機器又は体外診 断 用 医 薬品 の製造 理 及

び品質管理 並 びに 製 造 販 売後安全管理 \mathcal{O} ため に 必 要な業務並 びに に改め、 「」という。 を削 ŋ 同

項を同り 条第四 項とし、 同条第 項の 次に次の二項を加える。

製造

前 項 \mathcal{O} 規定により医療機器又は体外診断用医薬品 の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理

2

を行う者として置かれる者 (以下「医療機器等総括製造販売責任者」という。)は、 次項に規定する義

 \Diamond 務及び第四 る事 項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなけ 項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、 並びに同項に規定する厚生労働省令で定 ればならない。

3 医 療 機器等総括製造)販売 責任者は、 医 療 機器 又は体外診断 用 医 薬 品 の製造管理及び 品質管理 並 び に 製

造 販 売後安全管理を公正 か つ 適 正に行うため に 必要があるときは 製造 販売業者に対 Ļ 意見、 を 書 面 に

より述べなければならない。

第二十三条の二の十四に次の一項を加える。

14

体外診断用医薬品製造管理者が行う体外診断 用医 |薬品の製造の管理のために必要な業務及び体外診断

用 薬品製造管理者が遵守すべき事項については、 厚生労働省令で定める。

第二十三条の二の十五 中第三項を第五項とし、 第二項を第三項とし、 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 次に次 の 一 項を加 える。

機 器責任技 医 「療機器」 術者又は 又は 体外診 体 外診 断 用 断 医 用医薬 薬品 \mathcal{O} 製造業者 品製造管理者 は、 の意見を尊重するとともに、 前条第七項又は第十二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に 法令遵守 により 述べ のため 5 に れ 措 た 置 医 を 療

4

講ずる必要があるときは、 当該措置を講じ、 かつ、 講じた措置の内容 (措置を講じない場合にあつては

その旨及びその理由) を記録し、 これを適切に保存しなければならな

第二十三条の二の十五第一項の次に次の一項を加える。

2 医 療 《機器 又は体外診 断 用 医薬品の 製造販売業者は、 前条第三 項 の規定により述べられた医療 機器等 総

括製造 し販売責 任者 \mathcal{O} 意見を尊重するとともに、 法令遵守 \mathcal{O} ために措置を講ずる必要が あるときは 当 該

措 置 を 講じ、 か つ、 講じた措 置 \mathcal{O} 内 容 (措置) を 講 じ な 1 場合にあ つては、 その旨及びその理 画 を記 録

し、これを適切に保存しなければならない。

第二十三条の二の十五の次に次の一条を加える。

(医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者等の法令遵守体

第二十三条の二の十五 の 二 医療機器又は体外診断 用 医薬品 \mathcal{O} 製造販売業者は、 医療機器又は体 外診断用

制

医薬品 \mathcal{O} 製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務その 他 0 製造 販売業者 \mathcal{O} 業務 を

適 正 に 遂行することにより、 薬事 に 関する法令 (T) 規 定の 遵守 を確し 保するために、 厚生労働省令で定める

ところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない

医 1療機器 又は体外診断 用 医 1薬品 の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務に

つい 医療機器等総括製造販売責任者が有する権限を明らかにすること。

医療機器又は体外診断 用医薬品 の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務そ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 製造 販売業者 の業務 \mathcal{O} 遂行が法令に適合することを確保するため \mathcal{O} 体 制 当該製造 販 売業者 \mathcal{O}

務 \mathcal{O} 適 正 を確 保するため に必要なも のとし て厚生労働省令で定 \emptyset る体 制 を整 備すること。

医 療機 器等総括製造販 売責任者その 他 \mathcal{O} 厚生労働省令で定める者に、 第二十三条の二の二第 項

 \equiv

薬事

に関する業務

に

責任を有する役員及び従業者の業務の

監督

に係る体

制

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O} 製 造 販

完業者

 \mathcal{O}

業

一号及び第二十三条の二の 五第二項第四号の厚生労働省令で定める基準を遵守して医療機器 又 は 体 外

診断 用医薬品 の製造管理及び品質管理並 びに製造販売後安全管理を行わせるために必要な権限 の付

及びそれらの者が行う業務の監督その他 \mathcal{O} 措 置

兀 前 三号に掲げる t $\tilde{\mathcal{O}}$ 0 ほ か、 医 療機器 又は体外診 断 用医 薬品 の製造 販売業者の従業者に対 して法令

遵守 Oた め \mathcal{O} 指 針 を示すことその他の製造販売業者の業務の適 正な遂行に必要なものとして厚生労働

省令で定め る措置

2 医 療 機器 又は 体外診 断 用 医薬品 の製造販売業者は、 前項各号に掲げる措置 の内容を記録 これ を適

切 (C 保存しなければ ならな

3 医 療 機器 又は 体外診 断 用 医薬品の製造業者は、 医療機器又は体外診断用医 工薬品 の製造 の管理 に関する

次の各号に掲げる措置を講じ

なけ

ħ ば な

らな

※を適正に遂行することにより、

薬事

に関する法令の

規定

 \mathcal{O}

遵守を確

保す

ために、

厚生労働省令で定めるところにより、

業務その

他

 \mathcal{O}

製造業者

の業務

医 療機 器 三又は体: :外診断 用 医薬品 \mathcal{O} 製造 \mathcal{O} 管 理 に関する業務に つい て、 医 療 機 器責任 技術 者 又 は 体 外

診 断 用 医 |薬品 製造管 理者 が 有する権 限 を明 5 カゝ にすること。

医 療機器 又は体外診断 用 医 工薬品 \mathcal{O} 製造 の管理に関する業務その他 の製造業者の業務 の遂行 が法令に

適合することを確保するための 体制、 当該製造業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従

者 $\overline{\mathcal{O}}$ 業務 の監督に係る体 :制その: 他の製造業者 の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労

働省令で定める体 制 を整 備すること。

 \equiv ため 前二号に掲げるも Ó 指針を示すことその \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 他 の製造業者 医 療機 器 又は体外診 の業務 適 断 正 用 な遂行 医 薬品 に必要なものとして厚生労働省令で定 の製造業者の 従業者に対 して法令遵守

0

 \mathcal{O}

- 88

める措置

4 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者は、 前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に

保存しなければならない。

第二十三条の二の十九中「第二十三条の二の十五第二項」を「第二十三条の二の十五第三項」に改める。

第二十三条の二の二十一第一項中 「同条第二項」を 「同条第四項」に改める。

第二十三条の三の三中「第二十三条の二の十五第二項」を「第二十三条の二の十五第三項」

に改める。

第二十三条の四第二項第一号中 「同条第二項」を「同条第四項」 に改める。

第二十三条の七第二項第三号中「その業務を行う」を「薬事に関する業務に責任を有する」に改める。

第二十三条の十第三項中「第六十九条第六項」を「第六十九条第七項」に改める。

第二十三条の二十第二項中「前項」を「第一項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第一項の次に次

の二項を加える。

2 前 項 の許可を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を記

載 た申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏名
- 法人にあつては、 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏

名

- 三 第二十三条の三十四第二項に規定する再生医療等製品総括製造販売責任者の氏名
- 匹 次条第二項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その 他厚生労働省令で定め

る事項

3

前項

の申

請

書には、

次の各号に掲げる書類を添付しなければならな

- 法人にあつては、その組織図
- 次条第 項第一号に規定する申請に係る再生医療等製品の品質管理に係る体制に関する書類
- \equiv 次条第一項第二号に規定する申請に係る再生医療等製品の製造販売後安全管理に係る体制に関する

書類

四 その他厚生労働省令で定める書類

第二十三条の二十一第三号を削り、同条に次の一項を加える。

第五条 (第三号に係る部分に限る。 の規定は、 前条第一項の許可について準用する。

2

第二十三条の二十二第七項中 「第五項」を「第七項」に改め、 同項を同条第九項とし、 同条第六項を同

条第八項とし、 同条第五項中「第三項」を「第四項」に、 「前項第一号の」を「第五項の厚生労働省令で

所の 定める」 構 造 設備 に改め、 が、 厚生労働省令で定める基準に適合しない」に改め、 同項を同条第七項とし、 同条第四項中 「次の各号のいずれかに該当する」を「その製造 同項各号を削り、 同項を同条第五項

とし、同項の次に次の一項を加える。

6

第五 条 (第三号に係 る部分に限る。 の規定は、 第 項の 許 可について準用する。

第二十三条の二十二中第三項を第四項とし、

第二項の次に次の一

項を加

える。

3 記 載 第一 Ű た申 項の許可を受けようとする者は、 請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を

氏 名又は名称及び住所並 びに法人にあつては、 その代表者の氏名

一 その製造所の構造設備の概要

三 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏

兀 第二十三条の三十四第六項に規定する再生医療等製品製造管理者 の氏名

五. 第六項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事

項

第二十三条の二十三第一項中 「第六項」を「第八項」に、 「同条第三項 (同条第七項」を「同条第四

(同条第九項」に、 同 [条第五] 項 (同 条第七項」を 同 条第七項 (同条第九項」に改め、 同 条第二項及び

第三項中 「第六項」 を 「第八項」に、 「同条第三項」 を 同 条第四項」 に改める。

第二十三条の二十四第三項 中 「第二十三条の二十二第三項 から第七項まで及び」 を 「第二十三条の二十

(第一号、 第二号及び第五号に係る部分に限る。)及び第四項か ら第九項まで並びに」 に、 「第

二十三条の二十二第三項から第六項まで」を「第二十三条の二十二第三項から第八項まで」に、 「同 条第

七項」を「同条第九項」に、 「第六項の許可又は同条第三項」を「第八項の許可又は同条第四項」に、

同 五 項 を 「同条第七項」に、 「前条第六項」を 「前条第八項」に、 「前条第三項」 を 「前条第四 項

に、 「前条第七項」 を 「前条第九項」に、 「前条第五項」を 「前条第七項」 に改める。

第二十三条の二十五 第五項 中 「次条第一 項」 を 「第二十三条の二十六第一項」に、 「第八項」 を 「第十

項」 に改め、 同条第十 項 中 「第九項」を「第十一項」に改め、 同項を同条第十三項とし、 同条第十項を

同 十一項とし、 条第十二項とし、 同条第八項を同条第十項とし、 同条第九項中 「前項まで」を 同条第七項中 「第六項まで、 「前項」 第九項及び前項」 を 「第六項若しくは前 に改め、 項」 同項を に改 め、 同 · 条 第 同

項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 承認を受けた者は、 その 承認に係る再生医療等製品を製造する製造所が、 当該1 承 認 に係る品

目 \mathcal{O} 製 造 工 程 と 同 0 製造 工 程 \mathcal{O} 区 分 再 生医 原等製 品 \mathcal{O} 品質、 有効性 及び安全性 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} 観 点 か 5 厚

項 \hat{O} 基 準 確 認 証 の交付を受けているときは、 当該 製造工 程に係る当該製 造所に おけ る 前 項 \mathcal{O} 調 査 を受け

ることを要しない。

生労働

省令で定める区

分をいう。

に

属す

る製造工

程に

つい

て次

条に

お

1

て準

用する第

十四四

0

二第三

8 前 項 の規定にかかわらず、 厚生労働大臣は、 第一 項の承認に係る再生医療等製品の特性その他を勘 案

て必 要があると認めるときは、 当該再生医療等製品 \mathcal{O} 製造所における製造管理 文は 品品 質管 理 0) 方法

第二項第四 一号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合してい るかどうかについ て、 書 面 に ょ る調 查

又は 実 地 \mathcal{O} 調 査を行うことができる。 この場合において、 第一 項 の承認を受けた者は、 当該 調 査を受け

なければならない。

第二十三条の二十五の次に次の一条を加える。

(基準確認証の交付等)

第二十三条の二十五の二 ては、 第十三条第五 第六十八条の二十に規定する生物由来製品に該当する」 に 第四号」とあるのは 第二項第四号」とあるのは「第二十三条の二十五第二項第四号」と、 けた者又は第二十三条の二十四第一項の認定を受けようとする者若しくは同項の お 医薬 いて準用する場合を含む。 部外 第十四条の二の規定を準用する。 同 品品 !条第二項第四号」とあるのは |項」とあるの 又は化 粧 「第二十三条の二十五第二項第四号」と、「第五十六条(第六十条及び第六十二条 品品 第二十三条の二十二第一項の許可を受けようとする者若しくは同項の許可を受 が は 前条第七項に規定する政令で定めるものであるときは、 「第二十三条の二十二第五項」と、 次号において同じ。)」とあるのは この場合において、 「第二十三条の二十五第二項第四号」と、 とあるのは 同条第一項中 「第五十六条」 「第六十五条の五」と、 「に該当する」と、 同条第五項第一号中「前条第二項 「は、 とあるのは その 認定を受けた者につい 同条第三項中 とあ 製造に係る医薬品 同項第二号中「 る \mathcal{O} 第六十五 は 「前 っぱ 条

条の五」と、

「若しくは第六十八条の二十に規定する生物由来製品に該当する」とあるのは

「に該当す

る」と読み替えるものとする。

五. 同 前条第二項第三号」を「第二十三条の二十五第二項第三号」に改め、 二十三条の二十五第一項」に改め、 条第九 第 第二十三条の二十七第一項中 第二十三条の二十六第一項中 項」 項」 に改 を め、 「同条第十一項」 同 条第七 項中 「審査 「前条第一項」を「第二十三条の二十五第一項」に改め、 に改め、 「前条第三項後段」 同条第四項中 並びに」を 同条第五項及び第六 「審査、 「前条第一項」 を 「第二十三条の二十五第三 項 を 中 「同条第九項」 「第二十三条の二十五第一項」に、 「前条第一項」 同条第三項中 を 項 同 「前条第一項」 〈後段」 「第二十三条の二十 条第十一 同条第二項中「 に改 項 8 を「 改 第

基準 による基準 確 「含む。)」の下に「並びに第八項並びに第二十三条の二十五の二において準用する第十四条 認 証 「調査」の下に「並びに第二十三条の二十五の二において準用する第十四条の二第三項 確 \mathcal{O} 認証 返還の受付」を加え、 の交付及び第二十三条の二十五の二において準用する第十四条の二第五 同条第三項中 「又は同条第六項 に、 (同 条第九項」 を を 同 項の規定に 条第六項 \mathcal{O} の二第 に よる 規 (同 定

第十四条の二第五項の規定により基準確認証を返還する者」を加え、 「再生医療等製品審査等を受けなけ

れば」を 「審査、 調査若しくは基準確認証の交付を受け、 又は機構に基準 確認証を返還しなければ」に改

め、 同条第四項中 「第二十三条の二十五第十項」を「第二十三条の二十五第十二項」に改める。

第二十三条の二十八第一項中 「第八項」を「第十項」に改める。

第二十三条の三十第一項中 「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」 に改め

第二十三条の三十二の次に次の一条を加える。

る。

(再生医療等製品の承認された事項に係る変更計画の確認)

第二十三条の三十二の二 第二十三条の二十五第一項の承認を受けた者は、厚生労働省令で定めるところ

により、 厚生労働大臣に申し出て、当該承認を受けた品目について承認された事項の一 部の変更に係る

計 画 (以下この条において 「変更計画」という。) が、 次の各号のいずれにも該当する旨の確認を受け

ることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

当該変更計画に定められた変更が、 製造方法その他の厚生労働省令で定める事項の変更であること。

第四十二条第一項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更その他の厚生労働省令

で定める変更に該当しないこと。

三 当該変更計画に従つた変更が行われた場合に、 当該変更計画に係る再生医療等製品が、 次のイから

ハまでのいずれにも該当しないこと。

イ 当該 再生医療等製品が、 その変更前 の承認に係る効能、 効果又は性能を有すると認められないこ

کے

口 当該再生医療等製品が、 その効能、 効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより

再生医療等製品として使用価値がないと認められること。

イ又は口に掲げる場合のほか、 再生医療等製品として不適当なものとして、 厚生労働省令で定め

る場合に該当すること。

2 前 項の確認においては、 変更計画 (同項後段の規定による変更があつたときは、 その変更後のもの。

以下この条において同じ。) の確認を受けようとする者が提出する資料に基づき、 当該変更計画に係る

再生医療等製品の品質、 有効性及び安全性に関する調査を行うものとする。

のであるときは、 た変更が製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更として厚生労働省令で定めるも 第 項の 確認を受けようとする者又は同項の確認を受けた者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 その変更を行う再生医療等製品の製造所に その確認に係る変更計画に定められ お け

3

る製造管理又は品質管理の方法が、 確認、 ń ばならない。 第二十三条の二十五第二項第四号の厚生労働省令で定める基準 に

滴

合してい

る旨

 \mathcal{O}

を受け

な

け

4 法が、 書 前 面 項 による調査又は実地 第二十三条の二十五 \mathcal{O} 確 認 に お 1 て は 第二 その 0) 調査を行うものとする。 項第四号の厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうか 変更を行う再生 医 療等製品の製造所における製造管理 又は 品 質管 に つい 理 \mathcal{O} 7 方

5 段に 判明 兀 号 厚生 Ď したとき、 より第 労働大臣は、 厚生労働省令で定め 項若しくは第三項の確認を受けたことが判明したときは、 第三項の確 第一項 る基準に適合してい 認を受けた製造管理若しくは品質管理の方法が第二十三条の二十五第二項 の確認を受けた変更計画 なかつたことが判明したとき、 が 同項各号のいずれかに該当していなかつたことが その確認を取り消さなけれ 又は偽りその 他 不 正 ばな 0 丰

らない。

第 項の 確認を受けた者(その行おうとする変更が第三項の厚生労働省令で定めるものであるときは

6

- 品に係る承認された事項の一 第 項及び第三項の確認を受けた者に限る。)は、第二十三条の二十五の承認を受けた再生医療等 部について第一項の 確認を受けた変更計画に従つた変更を行う日 0 厚生労 製
- 働省令で定める日数前 までに、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大臣に当該変更を行う旨
- 7 厚生 労働大臣 は、 前 項 \bigcirc 規定による届 出が あ つた場合において、 その届出に係る変更が 第 項 \mathcal{O} 確 認

を届

け

出たときは、

同条第十

項の

厚生労働大臣

 \mathcal{O}

承認を受けることを要しない。

を受けた変更計

画に従

つた変更であると認めら

れないときは、

その届出を受理した日

か

. ら前.

項

 \mathcal{O}

厚

生

労

働省令で定める日数以内に限り、 その届出をした者に対し、 その届出に係る変更の中止その他必要な措

置を命ずることができる。

- 8 項及び第三項 厚生労働大臣は、 \mathcal{O} 確認 を行わせることができる。 機構に、 第二十三条の二十七第一項の政令で定める再生医療等製品についての第
- 9 ょ り機構に第 第二十三条の二十七第二項、 項及び第三項の確認を行わせることとした場合について準用する。 第三項、 第六項及び第七 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定並 び に第五 項 \mathcal{O} 規 こ の 流定は、 場合にお 前 項 \mathcal{O} 規定に て、

必要な技術的読替えは、 政令で定める。

10 厚生労働大臣が第二十三条の二十七第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、 同

項 の政令で定める再生医療等製品についての第六項の規定による届出は、 同 項の規定にかかわらず、 機

構に行わなければならない。

11 機 構 は、 前項のは 規定によ る届出を受理したときは、 直ちに、 当該届出 の状況を厚生労働省令で定める

ところにより厚 生労働 大臣 12 通 知 Ĺ なけ ħ ば ならない。

第二十三条の三十四 0 見出 中 「設置 の 下 に 「及び 遵守事 項 を加え、 同条第四 項中 前 項 \mathcal{O} 規定に

より ·再生医療等製品の製造を管理する者(以下「」及び「」という。)」を削り、 「第七条第三項」を

第七条第四項」 に改め、 同項を同条第八項とし、 同条中第三項を第五項とし、 同項の次に次の二項を加え

る。

6 前 項 \mathcal{O} 規定により 海 生 医 療等製品 の製造を管理する者として置かれる者 (以 下 「再生医療等製品製造

管理者」という。) は、 次項及び第八項に お いて準用する第八条第一 項に規定する義務並 び に 第 九 項に

規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、 並 びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守

するために必要な能力及び経験を有する者でなければならない。

7 再生医療等製品製造管理者は、 再生医療等製品 の製造の管理を公正かつ適正に行うために必要がある

ときは、 製造業者に対し、 意見を書面により述べなければならない

第二十三条の三十四第二項中 「前項の規定により品質管理及び製造販売後安全管理を行う者 (以下]

を 「再生 医療等製品総括製造 販 売責任者 が行う再生医 療等製品 \mathcal{O} 品 質管理及び製造販売後安全管理 \mathcal{O} ため

に 必要な業務 並 び に に改め、 \Box という。 を削 り、 同 頂を同り 条第四 項とし、 同 条第 項 \mathcal{O} 次に 次

二項を加える。

2 前 項 の規定により再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者として置かれる者 **(以**

下 「再生医療等製品総括製造販売責任者」という。)は、 次項に規定する義務及び第四項に規定する厚

生労働省令で定める業務を遂行し、 並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために

必要な能力及び経験を有する者でなければならない。

3 再生 医 療等製品 総括製造 販売責任者は 再生 医 療等製品の 品質管理及び製造販売後安全管理を公正

0 適正に行うために必要があるときは、 製造販売業者に対し、 意見を書面 により述べ なければならない。

第二十三条の三十四に次の一項を加える。

9 再生医療等製品製造管理者が行う再生医療等製品 の製造の管理のために必要な業務及び再生医療等 製

品製造管理者が遵守すべき事項については、 厚生労働省令で定め る。

第二十三条の三十五中第三項を第五項とし、 第二項を第三項とし、 同 項 の次に次の一 項を加える。

4 再生 医 療等製品 の製造業者は 前条第七項 の規定により述べ られ た再生医 原等製 品製 造管 理 者 \mathcal{O} 意見

を尊 重するとともに、 法令 遵守 \bigcirc ために措 置 を 講ず る必 要が あるときは 当 該 措 置 を講じ、 か つ、 講

た 措 置 \mathcal{O} 内 容 (措置) を 講 じ ない 場合にあ つては、 その旨及びその 理 画 を記録 Ļ これを適切 に 保 存

なければならない。

第二十三条の三十五第一項の次に次の一項を加える。

2 再生医療等製品 の製造販売業者は、 前条第三項 の規定により述べられた再生医療等製品総括製造販 売

責任者の 意見を尊 重するとともに、 法令遵守 \bigcirc ため に措置を講ずる必要が あるときは、 当該措 置 を 講じ

か つ、 講じた措置 \mathcal{O} 内 容 (措置を講じない場合にあつては、 その旨及びその理由) を記録し、 これを

適切に保存しなければならない

第二十三条の三十五の次に次の一条を加える。

(再生医療等製品 の製造販売業者等の法令遵守体 制

第二十三条の三十五の二

再生医療等製品の製造販売業者は、

再生医療等製品の品質管理及び製造販売後

安全管理に関する業務その 他 \mathcal{O} 製造販売業者 の業務を適正に遂行することにより、 薬事 に関する法令の

規定の 遵守 を確保するため に、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる措置を講じなけ

れ ば ならな

再生医 療等製品 の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務について、 再生医療等製品 総括 製

造販売責任者が有する権限を明らかにすること。

再生医療等製品 の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務その他の製造販売業者の業務の遂

行が法令に適合することを確保するための体制、 当該製造販売業者 の薬事に関する業務に責任を有す

る役員及び従業者 の業務 の監督に係る体制その 他 0 製造販売業者の業務 0 適正を確保するために必 要

なものとして厚生労働省令で定める体制 を整備すること。

三 再生医療等製品 総括製造販売責任者その他 の厚生労働省令で定める者に、 第二十三条の二十一第

項各号の厚生労働省令で定める基準を遵守して再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理を

行わせるために必要な権限の付与及びそれらの者が行う業務の監督その他の措置

兀 前三号に掲げるものの ほ か、 再生医療等製品 の製造販売業者の従業者に対して法令遵守のための指

針を示すことその他 の製造販売業者の業務 の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措

置

2 再生 医 療等製品 の製造販売業者は、 前項各号に掲げる措置 一の内容を記録 Ĺ これを適切に保存 しなけ

ればならない。

3 再生医療等製品の製造業者は、 再生医療等製品の製造の管理に関する業務その他の製造業者 の業務を

適 正 に遂行することにより、 薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、 厚生労働省令で定める

ところにより、 次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

再生医療等製品 の製造 の管理に関する業務につい て、 再生医 療等製品製造管理者が有する権限 を明

らかにすること。

再生医療等製品 の製造 の管理に関する業務その他の製造業者の業務の遂行が法令に適合することを

確保するための体制、 に係る体制その他の製造業者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める 当該製造業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の監督

体制を整備すること。

 \mathcal{O} 厚生労働省令で定める基準を遵守して再生医療等製品の製造管理又は品質管理を行わせるために必 再生医療等製品製造管理者その他の厚生労働省令で定める者に、 第二十三条の二十五第二項第四号

兀 前三号に掲げるものの ほ か、 再生医療等製品 の製造業者の従業者に対して法令遵守のための指 針 を

要な権限

 \mathcal{O}

付与及びそれら

の者が行う業務

の監督その

他

の措置

示すことその他の製造業者の業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置

4 再生医療等製品の製造業者は、 前項各号に掲げる措置の内容を記録し、 これを適切に保存しなければ

ならない。

三項」 第二十三条の三十七第三項中 に改め、 同条第六項中 「第二十三条の二十五第九項」 「採らせる」を「とらせる」 を「第二十三条の二十五第十一項」に、 に改め、 同条第五項中 「第十一項」を 「第十 「第

二十三条の二十五第十一項」を「同条第十三項」に改める。

第二十三条の三十九中「第二十三条の三十五第二項」を「第二十三条の三十五第三項」に改める。

第二十三条の四十第一項中「第八項」を「第十項」に改める。

第二十三条の四十一第一項中 「同条第二項」を「同条第四項」に改め、 同条第二項中 「第六項」を「第

八項」に、 「同条第三項 (同条第七項) を 同 · 条第四 項 (同 条第九項」に、 「第二十三条の三十四第三項

」を「第二十三条の三十四第五項」に改める。

第二十五条第三号中 「第三十四条第三項」 を 「第三十四条第五項」 に改める。

第二十六条第

項中

「第二十八条第三項」

を

「第二十八条第四

頃_

に改

め、

同

条第二項第五号中

店店

舗

販売業者 (店舗販売業の許可を受けた者をいう。 以下同じ。)の業務を行う」を 「薬事に関する業務に 責

任を有する」に改め、 同項第六号中「その他」を 「第五項において準用する第五条第三号イからトまでに

該当しない旨その他」 に改め、 同条第四項第三号を削り、 同条に次の一項を加える。

5 第五 条 (第三号に係 る部分に限る。) の規定は、 第 項の 許可につい て準 用する。

第二十七条中 「店舗販売業者」 の 下 に 「(店舗販売業の許可を受けた者をいう。 以下同じ。) を加え

第二十八条中第三項を第四項とし、 第二項の次に次の一項を加える。

3 店舗管理者は、 次条第一項及び第二項に規定する義務並びに同条第三項に規定する厚生労働省令で定

8 る業務を遂行し、 並 びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な能力及び

経験を有する者でなければならない。

第二十九条第二 一項中 一必 要な意見を」 を 必要な意見を書面により」 に改め、 同条に次 の 一 項を加え

令で定める。

る。

3

店

舗管理者が行う店舗

の管理に関する業務及び店舗管理者が遵守すべき事項に

いつい

ては、

厚生労働

省

第二十九条の二第二項中「による」を「により述べられた」に、 「尊重しなければ」を 「尊重するとと

もに、 法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、 当該措置を講じ、 か 講じた措置 \mathcal{O} 内 容 (措

置を講じない 場合にあつては、 その旨及びその理由) を記録し、 これを適 切に保存しなければ」 に改める。

第二十九条の三を第二十九条の四とし、 第二十九条の二の次に次の一 条を加える。

(店舗販売業者の法令遵守体制

第二十九条の三 店舗 販売業者は、 店舗の管理に関する業務その他の店舗販売業者の業務を適正に遂行す

ることにより、 薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、 厚生労働省令で定めるところによ

、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

店舗 『の管理に関する業務について、 店舗管理者が有する権限を明らかにすること。

店 舗 \mathcal{O} 管理 に関する業務その他の店舗販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するため

 \mathcal{O} 体 制 当該店舗 販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の監督 に 係 る体

業者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体

を整備すること。

制

その他

 \mathcal{O}

店舗

販売

三前二号に掲げるもののほか、 店舗販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すことその

他 の店 舗 販売業者 の業務 の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置

2 店 舗 販売業者は、 前 項各号に掲げる措置 の内容を記録し、 これを適切に保存しなければならない。

第三十条第二項を次のように改める。

2

前項の許可を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を記

制

載し た申請書を配置しようとする区域をその区域に含む都道府県知事に提出しなければならな

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 薬剤師可 又は登録販売者が配置することその他当該都道府県の区域において医薬品の配置販売を行う

体制の概要

 \equiv 法 人に あ つては、 薬事 に関する業務に責任を有する役員の氏名

四 第三十一条の二第二項に規定する区域管理者の氏々

五. 第四 頃に お いて準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事

項

第三十条に次の二項を加える。

3 薬剤師 :又は登録販売者が配置することその他当該都道府県の区域において医薬品の配置販売を行う体

制 が 適 切 に医薬品を配置販売するために必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しないとき

は、第一項の許可を与えないことができる。

第五 条 (第三号に係る部分に限る。) の規定は、 第 項の許可について準用する。

4

第三十一条の二に次の一項を加える。

3 区域管理者は、 次条第一項及び第二項に規定する義務並びに同条第三項に規定する厚生労働省令で定

8 る業務を遂行し、 並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な能力及び

経験を有する者でなければならない。

第三十一条の三第二項中 「必要な意見を」 を $\overline{\ }$ 必要な意見を書面により」 に改め、 同条に次の一 項を

令で定める。

加える。

3 区域管理者が行う区域の管理に関する業務及び区域管理者が遵守すべき事項については、 厚生労働 省

第三十一条の四第二項中「による」を「により述べられた」に、 「尊重しなければ」を 「尊重するとと

もに、 法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、 当該措置を講じ、 かつ、 講じた措置 の内容 (措

置を講じない 場合にあつては、 その旨及びその理由) を記録し、 これを適切に保存しなければ」 に改める。

第三十一条の四の次に次の一条を加える。

(配置販売業者の法令遵守体制)

第三十一条の五 配置販売業者は、 区域の管理に関する業務その他の配置販売業者の業務を適正に遂行す

ることにより、 薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、 厚生労働省令で定めるところによ

、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

区域の管理に関する業務について、 区域管理者が有する権限を明らかにすること。

区域の 管理に関する業務その他の配置販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するため

 \mathcal{O} 体 制 当該 配置販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の監督 に 係 る体

制 その他 \mathcal{O} 配置販売 売 (業者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制

を整備すること。

三前二号に掲げるもののほか、 配置販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すことその

他 !の配置! 販売業者 の業務 の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置

2 配 置 販売業者は、 前項各号に掲げる措置 の内容を記録し、 これを適切に保存しなければならない。

第三十四条第二項を次のように改める。

2

前項の許可を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を記

載し た申請書をその営業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏名
- 二 その営業所の構造設備の概要
- \equiv 法人にあつては、 薬事 に関する業務に責任を有する役員の氏名
- 四 次条第二項に規定する医薬品営業所管理者の氏名
- 五. 第四 「項にお いて準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事

項

第三十四条中第三項を第五項とし、 第二項の次に次の二項を加える。

営業所の構造設備が、 厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、 第一項の許可を与えないこと

ができる。

3

4 第五 条 (第三号に係る部分に限る。) の規定は、 第 項の 許可について準用する。

第三十五条中第三項を第四項とし、 第二項 の次に次の 項 を加 える。

医薬品営業所管理者は、 次条第一項及び第二項に規定する義務並びに同条第三項に規定する厚生労働

3

省令で定める業務を遂行し、 並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な

能力及び経験を有する者でなければならない。

第三十六条第二項中 「必要な意見を」を 必要な意見を書面により」に改め、 同条に次の一項を加え

る。

3 医薬品営業所管理者が行う営業所の管理に関する業務及び医薬品営業所管理者が遵守すべき事項に

いては、厚生労働省令で定める。

第三十六条の二第二項中 「による」を「により述べられた」に、 「尊重しなければ」 を 尊 重するとと

もに、 法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、 当該措置を講じ、 かつ、講じた措置 の内容 (措

置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由) を記録し、 これを適切に保存しなければ」に改める。

第三十六条の二の次に次の一条を加える。

(卸売販売業者の法令遵守体制)

第三十六条の二の二 卸 売販売業者は、 営業所の管理に関する業務その他 0 卸売販売業者 この業務が を適 正に

遂行することにより、 薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、 厚生労働省令で定めるところ

により、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

営業所の管理に関する業務について、医薬品営業所管理者が有する権限を明らかにすること。

営業所の管理に関する業務その他の卸売販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するた

体制 その 他 の卸 売販 売業者の業務 の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体

当該卸売販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の監督に係る

制を整備すること。

8)

 \mathcal{O}

体

制、

三 前二号に掲げるものの ほ か、 卸売販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すことその

他 の卸売販売業者の業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置

卸売販売業者は、 前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。

2

第三十六条の七第一項第一号中 「第十四条第九項」 を 「第十四条第十一項」に改める。

第三十六条の八第三項を次のように改める。

3 第五 条 (第三号に係る部分に限る。 の規定は、 前項の登録 について準用する。 この 場合において、

同 条中 「許可を与えないことができる」とあるのは、 「登録を受けることができない」と読み替えるも

のとする。

第三十九条第二項中「区長。」の下に「次項、」を加え、 同条第四項を同条第六項とし、 同条第三項中

「次の各号の いずれかに該当する」を「その営業所の構造設備が、 厚生労働省令で定める基準に適合しな

ļ, に改め、 同項各号を削り、 同項を同条第四項とし、 同項の 次に次の一 項を加える。

5 第五 条 (第三号に係る部分に限る。 の規定 は、 第 項の 許 可 に 7 ١ ي て準用する。

第三十九条第二項の次に次の一項を加える。

3 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 許可を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を

記 載 ĺ た申請書をその営業所の所在地の都道府県知事 ずに提出 しなければならない。

氏 名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏名

一 その営業所の構造設備の概要

三 法人に あつては、 薬事 に関する業務に責任を有する役員の氏 名

匹 次条第 項に規定する高度管理医療機器等営業所管理者 0 氏 名

五. 第五 並項にお いて準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事

第三十九条の三第一項中「除く。)は」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、 「厚

同項に次の各号を加える。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 生労働省令で定める事項」を「次の各号に掲げる事項」に改め、

- 法人にあつては、 薬事 に関 する業務に責任を有する役員の氏 名
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

第四 十 · 条 第 項中 「ついては」 の 下 に 第七条第三項」を、 「除く。)」 の 下 に 第九条の二」 を

「おいて」の下に「、 第七条第三項中 「次条第一項」とあるのは 「第四十条第一 項において準用する次

条第一項」と、 「同条第三項」とあり、 及び「同項」とあるのは 「第四十条第一項において準用する次条

第三項」と」を加え、 「あるのは、」 を 「あるのは」 に改め、 同条第二項中「除く。 の下に 第九

条の二」を加える。

項とし、

同条第四項中

「次の各号の

いずれかに該当する」

を

「その事業所の構造設

が 備が、

厚生労働

省令で

第四十条の二第六項中 「第四 [項 を 「第六項」 に改め、 同項を同条第八項とし、 同条第一 五項を同 条第七

定める基準に適合しない」に改め、 同項各号を削り、 同項を同条第五項とし、 同項の次に次の一項を加え

る。

6 第五条 (第三号に係る部分に限る。) の規定は、 第一 項の許可について準用する。

第四十条の二中第三項を第四項とし、 第二項の次に次 0 一項を加える。

3 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 許可を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次の各号に掲げる事項を

記 載 L た申 請 書を厚生労働大臣に提 出 しな け ħ ば ならない。

その事 業 派の構造 造設 備 0 概要

氏

名又は名称

及び

住所

並びに法

人にあつては、

その代表者の氏名

三 法人にあつては、 薬事 ・に関する業務に責任を有する役員の氏名

兀 第六項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事

項

第四 十条の三中 「第二十三条の二の十四第三項及び第四項、 第二十三条の二の十五 第二項」 を 「第二十

第二十三条の二の十五第三項及び第四項、

第二十三条の二の十五

三条の二の十四第五項から第九項まで、

の二第三項及び第四項」に、 「第二十三条の二の十四第四項」を「第二十三条の二の十四第六項から第九

項までの規定」に、「第二十三条の二の十五第二項中」を「第二十三条の二の十五第三項及び第四項並 てバ

に第二十三条の二の十五の二第三項中」に改める。

第四十条の 五中第五項を第七項とし、 第四項を第六項とし、 同条第三項中「次の各号の いがずれ、 かに該当

する」を 「その営業 所 \mathcal{O} 構造 設備が、 厚生労働省令で定め る基準に適合しない」 に改め、 同項各号を削

、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第五 条 (第三号に係る部分に限る。 の規定は、 第一 項の許可について準用する。

第四十条の五第二項の次に次の一項を加える。

3 記 載 第 た申請書をその営業所の所在 項の許可を受けようとする者は、 地 の都 厚生労働省令で定めるところにより、 道 府県知事に提出 しなければならない。 次の各号に掲げる事項を

氏 名又は名称及び住所 並びに法 人にあつては、 その代表者の氏名

一 その営業所の構造設備の概要

三 法人にあつては、 薬事 ・に関する業務に責任を有する役員の氏名

四 次条第一項に規定する再生医療等製品営業所管理者の氏名

五. 第 五. 道原に、 お いて準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事

項

第四 十条の七第一項中 「ついては」 の下に 第七条第三項」 を、 「除く。)」 の 下 に 第九条の二

を、 おい て の下 に 第七条第三項中 「次条第 項」 とあるの は 「第四 一十条の 七 第 項 に お 1 7 潍

用する次条第 項」 と、 同 条第三項」 とあ り、 及び 同 項」 とあ る \mathcal{O} は 「第四 + · 条 \mathcal{O} 七 第 項 12 お 1 7

「再生医療等製品

 \bigcirc

を

「再生医療等製品

()

に改

8

る。

第五十二条を次のように改める。

準用する次条第三項」と」

を加え、

(容器等への符号等の記載)

第五十二条 医薬品 (次項に規定する医薬品を除く。) は、 その容器又は被包に、 電子情報処理 組 織 を使

用する方法その 他 \mathcal{O} 情 報 通 信 \mathcal{O} 技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定め るものにより、 第六十

八条の二第 項 \mathcal{O} 規 定により公表された同 条第二項に規定する注意事 項等情 報を入手するため に 必 要な

番号、 記号その他 の符号が記載されてい なけ ればならない。 ただし、 厚生労働省令で別段の定めをした

ときは、この限りでない。

2 要指導医薬品 般用医 .薬品その他の厚生労働省令で定める医薬品は、 これに添付する文書又はその

容器若しくは被包に、 当該医薬品に関する最新の 論文その他により得られた知見に基づき、 次に掲げ げる

ない。

事

項が

記載されていなければならない。

ただし、

厚生労働省令で別段の定めをしたときは、

この限りで

一 用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注章

日

本薬!

局

方に収り

められ

てい

る医薬品にあ

つて

は、

日

本薬局方において当該医薬品

の品質、

有効性

及

び安全性に関連する事項として記載するように定められた事項

第四十一条第三項の規定によりその基準が定められた体外診断用医薬品にあつては、 その基準に

1 て当該体外診断用 医薬品 の品質、 有効性及び安全性に関連する事項として記載するように定められ

た事項

匹 第四十二条第一 項 の規定によりその基準 トが定め られ た医薬品 にあ つては、 その 基準にお いて当該医

薬品 \mathcal{O} 品質、 有効性及び安全性に関連する事項として記載するように定められ た事 項

お

五. 前各号に掲げるもののほ か、 厚生労働省令で定める事項

第五十二条の二及び第五十二条の三を削 る。

第五十三条中 「第五十二条」を「前条」 に改める。

第五十五条第一 項中 \overline{O} 規定に触れる」 第六十八条の二第一項、 第六十八条の二の三又は第六十

を

八条の二の 匹 第 二項の 規 定に 違反する」に改め、 同 条第二項中 「認定若しくは」の下に 「第十三条の三の

二第一 項若しくは」 を加え、 「第六項若しくは」 を 「第八項若しくは」に、 「第十三項」 を 「第十五 項

に改める。

第五十六条第三号中「第十四条第十四項」を「第十四条第十六項」に改める。

第六十条及び第六十二条中「第五十二条第一項及び」を「第五十二条第二項及び」に、 「第五十二条第

項第四号」 を 「第五十二条第二項第四号」に、 「第五十二条まで」を「前条まで」に、 「第五十二条第

項」」 を 「前条第二項」」に、 「前条まで」 を 「前条まで、 第六十八条の二第一項、 第六十八条の二の

三又は第六十八条の二の四第二項」に、 「第五十二条第一項、 を 「第五十二条第二項、 に改め、 認認

定若しくは」の下に「第十三条の三の二第一項若しくは」 を、 「とあるのは 「認定」 の 下 に 「若しくは第

十三条の三の二第一項の登録」 を加え、 第六項」を「第八項」に改める。

第六十三条の二を次のように改める。

(容器等への符号等の記載)

第六十三条の二 医療 機器 (次項に規定する医療機器を除く。) は、 その容器又は被包に、 電子: 情 報 処 理

組 織を使用する方法そ 0 他 \mathcal{O} 情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるも \mathcal{O} に ょ V)

第六十八 条 の二第 項 \mathcal{O} 規定により公表され た 同 条第二項に規定する注 意事 項等情報 報 を 入手 す るた

に 必要な番号、 記号その 他 0 符号が記載され てい なけ ればならない。 ただし、 厚生労働省令で別 段 0 定

めをしたときは、この限りでない。

2 主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器その他の厚生労働省令で

定める医療機器は、 これに添付する文書又はその容器若しくは被包に、 当該医療機器 に関する最新 0

文その 他により得ら れ た知 見に基づき、 次に掲げ る事 項 が 記載されてい なけ ればならない。 ただし、 厚

生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

使用方法その他使用及び取扱い上の必要な注意

厚生労働大臣の指定する医療機器にあつては、 その保守点検に関する事 項

 \equiv 第四十一条第三項の規定によりその基準が定められた医療機器にあつては、 その基準にお

医 療機器 \mathcal{O} 品質、 有効性及び安全性に関連する事項として記載するように定め られ た を 事 項

匹 第四 十二条第二項 の規定によりその基準 が定めら れた医 |療機器にあつては、 その 基準 に お V) て当該

医 療 機 器 \mathcal{O} 品品 質、 有 効性 及び安全性に関連する事 項として記載するように定められ た事 項

五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第六十三条の三を削る。

第六十四条中 「第五十二条の三から第五十五条の二まで」を「第五十三条から第五十五条の二まで」に

改め、 第五十二条の三第一項及び第二項中 「前条第一項」とあるのは 「第六十三条の三第一項」と」

を削 り、 「第五十二条まで」 を 「前条まで」に、 「から第六十三条の三まで又は」 を 第六十三条の二

に、 「第五十二条の三か ら前条まで」を 「第五十三条若しくは前条」 に改め、 「認定若しくは」 の 下

に 「第十三条の三の二第一項若しくは」を加え、 「第六項」を「第八項」 に、 「第十三項」を「第十五 項

に改める。

第六十五条の三を次のように改める。

(容器等への符号等の記載)

第六十五条の三 再生医療等製品は、 その容器又は被包に、 電子情報処理組織を使用する方法その他 の情

報 通 信 \mathcal{O} 技 術 を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより、 第六十八条の二第一 項 \mathcal{O} 規 定

により公表された同条第二項に規定する注意事 項等情報を入手するために必要な番号、 記号そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 符

\ <u>`</u>

号が

記

載され

て

1

なけ

れば

ならない。

ただし、

厚生労働省令で別段の定めをしたときは、

こ の

限

りでな

第六十五条の四を削る。

第六十五条の五中 「第五十二条の三から第五十五条の二まで」を「第五十三条から第五十五条の二まで

に、 「第五十二条まで」を 「前条まで」に、 「第六十五条の五」 を 「第六十五条の四」に、 「から第六

十五条 \mathcal{O} 兀 まで又は」 を 第六十五条の三、」に、 「若しくは第五十二条の三から前条まで」 を 第

五 十三条若しくは前条」 に改め、 「第十三条の三第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定」 の 下 に 「若しくは第十三条の三の二第

項」 を加え、 「第十三条第一項若しくは第六項」 を「第十三条第一項若しくは第八項」に、

の二十二第一項若しくは第六項」を「第二十三条の二十二第一項若しくは第八項」に、 「第十三項」を

第十五項」に、 「第九項」を「第十一項」に改め、同条を第六十五条の四とする。

第六十五条の六第二号中「第二十三条の二十五第十項」を「第二十三条の二十五第十二項」に改め、 同

条を第六十五条の五とする。

第六十八条の二第一項及び第三項中 「第六十三条の二第一項第二号」を 「第六十八条の二第二項第二号

口 に改め、 同条を第六十八条の二の五とし、 第十一章中同 条の 前 に次 の四 条を加える。

(注意事項等情報の公表)

第六十八条の二 医薬品 (第五十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬品を除く。以下この条

及び次条において同じ。)、医療機器 (第六十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める医療機

以下この条及び次条において同じ。)又は再生医療等製品 の製造販売業者は、 医薬品 医療

機器又は再生医療等製品 の製造販売をするときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該 医 |薬品、

医 療 機 器又 は 再生医療等製品に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき、 注意事 項等情 報

に ついて、 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなけ

れ ばならない。 ただし、 厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

2 前 項の注意事項等情報とは、 次の各号に掲げる区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める事項をいう。

医薬品 次のイからホまでに掲げる事 項

用法、 用量その 他使 用及び取扱 VI 上の必要な注意

口

日

本 薬

局

方に

収

めら

れ

てい

る医薬品

に

あ

つては、

日本薬局方におい

て当該医薬品の品質、

有効性

1

及び安全性 に関連 する事 項として公表するように定めら れ た 事 項

第四十

条第三項

0

規定によりその基準

が

定めら

れた体外診断

用

医薬品にあつては、

その基準

お いて当該体外診断用 医薬品の 品質、 有効性及び安全性に関連する事項として公表するように定め

ら れ た事項

=第四十二条第 項の規定によりその基準が定められた医薬品にあつては、 その基準にお いて当該

医薬品 \mathcal{O} 品質、 有効性 及び安全性に関連する事項として公表するように定められた事項

ホ イからニまでに掲げ るもの 0 ほ か、 厚生労働省令で定める事項

医療機器 次 のイからホまでに掲げる事項

イ 使用方法その他使用及び取扱い上の必要な注意

口 厚生 一労 働 大臣 の指定する医療機器に あ つて は、 その保守点検に関する事 項

ノヽ 第四十 条第三項 \bigcirc 規定によりその基準が 定め 5 れ た医療が 機器 12 あつては その 基準に お て当

該 医 療 機 器 \mathcal{O} 品 質、 有 効 性 及び安全性 に関 連す る事 項として公表するように定めら れ た事 項

二 第四 十二条第二項 \mathcal{O} 規 定によりその基準 が 定 め 5 ħ た医 療 機器 に あつては、 その 基 準 に お 1 て当

該 医 /療 機 器 \mathcal{O} 品 質、 有 効 性 及び 安全性 に関 連す る事 項とし て 公表するように定め 5 れ た事 項

ホ 1 カュ 5 = ま いでに 撂 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 厚生 一労働 省令で定め る 事 項

再生医療等製品 次のイからホまでに掲げる事項

1 用法、 用量、 使用 方法その他使用 及び 取 扱 1 上 0 必要な注意

口 再生医 療等製品 \mathcal{O} 特 性 に . 関 して注意を促すため \mathcal{O} 厚生労働 省令で定め る事 項

ノヽ 第四 + 条第三 項 \bigcirc 規定により その基準 が 定め 5 れた再生医療等 製品 に あ つてい は、 そ \mathcal{O} 基 準 に お

11 て当該 再生医療等製 品品 \mathcal{O} 治品質、 有効性及び安全性に関連する事項として公表するように定められ

た事項

= 第四十二条第一 項の規定によりその基準が定められた再生医療等製品にあつては、 その 基準に お

11 て当該再生医療等製品の品質、 有効性及び安全性に関連する事項として公表するように定められ

た事 項

ホ イからニまでに掲げるものの ほ か、 厚生労働省令で定める事項

(注意事 項等情 報 \mathcal{O} 提供を行うために必要な体 制 \mathcal{O} 整

備

第六十八条の二の二 医薬品、 医療機 器 又は 再 生 医 療等製品 \mathcal{O} 製造販売業者は、 厚生労働省令で定めると

ころにより、 当該 医薬品、 医 療機器若しくは再生医 療等製品を購 入し、 借り受け、 若しくは 譲 り受け、

又は 医療機器プロ グラムを電気通信回線を通じて提供を受けようとする者に対し、 の提供を行うために必要な体制を整備しなければならない。 前条第二項に規定す

(注意事項等情報 \mathcal{O} 届 出等) る注意事項等情報

第六十八条の二の三 医薬品、 医療機器 又は再生医療等製品の製造販売業者は、 厚生労働大臣が指定する

医 |薬品若しくは医療 機器又 は 再生医 原等製 品 の製造販売をするときは、 あら か ľ め、 厚生労働 省令で定

めるところにより、 当該医 薬品の第五十二条第二項各号に掲げる事項若しくは第六十八条の二第二項第

の必要な注意その他の厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。 二項第二号に定める事項又は当該再生医療等製品の同項第三号に定める事項のうち、 号に定める事項、 当該医療機器の第六十三条の二第二項各号に掲げる事項若しくは第六十八条の二第 使用及び取扱い を変 上

更しようとするときも、

同様とする。

2 いて、 六十八条の二第二項第一号に定める事 労働省令で定めるところにより、 くは第六十八条の二第二項第二号に定める事項又は当該再生医療等製品の同項第三号に定める事 医薬品、 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければ 医療機器又は再 生医療等製品 直ちに、 項 の製造販売業者は、 当該医療機器の第六十三条の二第二項各号に掲げる事 当該医薬品の第五十二条第二項各号に掲げる事項若 前項の規定による届出をしたときは、 しくは 項に 項 若し 厚生 0

(機構による注意事項等情報の届出の受理)

ならない。

第六十八条の二の ているものを除く。 匹 次項において同じ。) 厚生労働大臣 は 機構 若しくは医療機器 に、 医薬品 (専ら 動物 (専ら動物 のために使用されることが目的とされ のため に使用されることが 目的

は再生医療等製品 とされているものを除く。 についての前条第一項の規定による届出の受理に係る事務を行わせることができる。 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。 同項において同じ。)であつて前条第一項の厚生労働大臣が指定するもの 次項にお て同 又

2 項 若しくは医 0 厚生労働大臣 規 定による届 療機器であつて前条第一 が 前項 出 は、 の規定により 同 項 \hat{O} 規定にか 項の 機構に届 厚生労働大臣が指定するもの又は再生医療等製品 かわらず、 出 の受理に係る事務を行わせることとしたときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 機 に 構 つい に 医薬品 行 7 0 わ 同 な

3 機 構 は、 前項の規定による届出を受理したときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大

臣にその旨を通知しなければならない。

け

ħ

ば

なら

を 第六十八条の十六第一項中 「第十七条第五項及び第十項並びに第二十三条の二の十四第五項及び第十項」 「第十七条第三項及び第五項並びに第二十三条の二の十四第三項及び第五 に改め、 同 条第二項中

第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

第六十八条の十八中 「生物 由 来製品は、 第五十二条第一項各号」 を「厚生労働大臣が指定する生物 由来

製品 は、 第五十二条第二項各号」に、 「第六十三条の二第一項各号」を「第六十三条の二第二項各号」に

改め、 同条第二号中「これに添付する文書又はその容器若しくは被包に」 を 「当該生物由来製品 の品

有効性及び安全性に関連する事項として」に改める。

第二項」 十八条の十八又は」 第六十八条の十九中 とあ るのは を 「第六十八条の二の三、 「第五十二条」を 「前条まで、第六十八条の二第 「前条」に、 第六十八条の二の 「前条まで」とあるのは 項、 第六十八条の二の三又は第六十八条 兀 第二項、 第六十八条の 「第六十八条の十七、 十七、 第六十八条 の 二 の 第六 兀

第六十八条の二十の次に次の一条を加える。

の十八、

に改め、

「若しくは第五十三条」

の 下 に

「又は第六十八条の二十の二」を加える。

(注意事項等情報の公表)

第六十八条の二十の二 生物 由 [来製品 (厚生労働大臣が指定する生物由来製品を除く。 以下この条におい

て同じ。) の製造販売業者 たは、 生物 由 来製品 の製造 販売をするときは、 厚生労働省令で定めるところに

より、 第六十八条の二第二項各号に定める事 **項** $\widehat{\mathcal{O}}$ ほ か、 次に掲げる事項に うい て、 電子 , 情 報 処 理 組 織 を

使用する方法その他 の情 報 通信 の技術を利用する方法により公表 しなければならない。 ただし、 厚生労

働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

生物由来製品の特性に関して注意を促すための厚生労働省令で定める事項

第六十八条の十九において準用する第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた生物由 来

製品にあつては、 その基準において当該生物由 来製品の 品質、 有効性及び安全性に関連する事項とし

て公表するように定められた事項

前二号に掲げるも $\tilde{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} ほ か、 厚生労働省令で定める事 項

第六十九条第一 項中 「第十八条第三項、 第二十三条の二の十五第三項、 第二十三条の三十五第三項」 を

第十八条第五項、 第二十三条の二の十五第五項、第二十三条の三十五第五項」に、 「第十三条第四項(

同条第七項において準用する場合を含む。)、第十四条第二項、第十三項若しくは第十四項」を 「第十三

条第五項若しくは第六項 二第五項、 第十四条第二項、 (これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。)、 第十五項若しくは第十六項」に、 「第十八条第一項若しくは第二項」 第十三条の二の を 「第

十八条第 項か ら第四項まで、 第十八条の二」に、 「若しくは第二項 (第四十条の三にお いて準 甪 する場

合を含む。 を 「から第四項まで(これらの規定を第四十条の三において準用する場合を含む。 第

四項 条の二の五第一項」に改め、 れ の二第四 くは第二 む。)、第二十三条の二十五第二項、 二十三条の二の十五の二(第四十条の三において準用する場合を含む。)」に、 らの 「第二十三条の二十二第五項若しくは第六項(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含 (同条第七項において準用する場合を含む。)、第二十三条の二十五第二項、 規定を同 項」 項 (同条第六項におい を「第二十三条の三十五第一 条第八項において準用する場合を含む。)」に、 「第七十二条第一項から第三項まで」の下に「、第七十二条の二の二」 て準用する場合を含む。)」 第十一項若しくは第十二項」に、 項から第四項まで、 を 第二十三条の三十五の二」に、 「第四十条の二第五 「第六十八条の二第一項」を「第六十八 「第二十三条の三十五第一 「第二十三条の二十二第 第九項若しくは第十項 項若しくは第六項 「第四十条 項若し を加 \bigcirc

え、 七条第 同条第二項中「第七十二条の二第一項」の下に「、第七十二条の二の二」 一項、 第二項、 第三項 (第四十条第一項及び第四十条の七第一項において準用する場合を含む。) を加え、 「第七条」を「第

若しくは第四 を含む。)若しくは第二項 項 に、 (第四十条第一 (第四十条第一 項から第三項まで及び第四十条の七第一 項及び第四 十条の七 第 項に お 7) て準 項において準用する場合 用する場合を含む。

第九条の二から第九条の四まで」を「(第四十条第一項、 第二項及び第三項並びに第四十条の七第一項に

若しくは第四 る場合を含む。) お くは第五項」 いて準用する場合を含む。) 若しくは第二項 に、 項」 、第九条の二(第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する に、 第九条の三から第九条の五まで」に、 「第二十九条の三」 「第三十四条第二項若しくは第三項」 を 「第二十九条の (第四十条第一項及び第四十条の七第一項において準用 四に、 「第二十六条第四項」を を 「第三十四条第三項 「第三十条第二項」を 「第二十六条第四 か 5 第五項 「第三十条第三項 ま で」に、 |項若し す

を 第三十九 「第四 1十条 条第三項」 \bigcirc 五第四 を 項、 「第三十九条第四 第五 項若しくは第七項」に、 項若 しくは第五 項」 「第六十五条の五」 に、 「第四 一十条の を 五. 「第六十五 第三 |項若 条 しく 0 匹 は 第 に、 五

又は」 二条の二第一項若しくは第二項、第七十二条の二の二、第七十二条の四」に改め、 第六十八条の二、」を を 「第二項の規定若しくは」に改め、 「第六十八条の二の五、」に、 「認めるとき」の下に 「第七十二条の二、第七十二条の四」を 又は地域 域 連 同条第三項中 携薬局若しくは 「第二 「第七十 専門 医 項

療機 は 第六条の三第三項若 関 連 携薬局 (以下この章におい しくは 第四 項の . て 規定若しくは第七十二条第五項若しくは第七 「地域連携薬局等」 という。 0) 開 設者 が 第六条の二第三項若しく 十二条の二第三項 に基

づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるとき」を、 「当該薬局開 設者」 0

下に 若 しくは当該地 域連 携 (薬局: 等の 開設者」 を加え、 「薬局に」 を 「薬局若しくは 地 域連 携薬 局 等に」

に改 め、 同条第四項中 「第六十五条の五」 を 「第六十五条の四」 に改め、 同条第八項中 「第六項」 を

七 項 に 改 め、 同項を同 条第九項とし、 同 条中第七項を第八項とし、 第六項を第七 項とし、 同 条第 五. 項 中

二十三条の二の 十五第一 五. 項、 第二十三条の三十五第五 項 に改め、 同項を同 条第六項とし、 同 条第 匝 項 \mathcal{O}

次に次 \mathcal{O} 項 を 加 える。

第十八条第三項

第二十三条の二の十五第三項、

第二十三条の三十五第三項」

を

「第十八条第

五.

項、

第

5 厚 生 一労働 大 臣 は、 第七 + 五 条の 五 の二第 項 \mathcal{O} 規定に よる命令を行うため 必 要が あると認めるときは

同 項に規定する課徴金対 象行為者又は同 項に規定する課徴金対象行為に関 L て関係 \mathcal{O} ある者 に 対

その業務若しくは財産 金対 象行為者若しくは当該課徴 に関して報告をさせ、 若しくは帳簿書類その他 象行為に関 して関係 の物件 いる者のす の提出 を命じ、 務所、 又は当該 所そ 職

金対

 \mathcal{O}

あ

事

事

業

員に、

当該

課

徴

他当 該 課徴 金 対 象行: 為 に関 係 \mathcal{O} ある場所に立ち 入り、 帳 簿 書 ■類その 他 \mathcal{O} 物 侔 を検査させ、 若しくは当 該

課 徴 金 対 7象行 為者そ \mathcal{O} 他 0 関 係 光者に質 問問 させることが できる。

第六十九条の二 一第一 項中 第六 項」 を 「第七項」 に、 同 条第一 五項」 を 「同条第六項」 に改め、 同 条第

二項中 「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十八条第五項、 第六十九条の三中「第十八条第三項、第二十三条の二の十五第三項、第二十三条の三十五第三項」を「 第二十三条の二の十五第五項、第二十三条の三十五第五項」に、 「採る」を「とる」に

改める。

第七十条第 項 中 「第六十五条の五」を 「第六十五条の四」 に、 「第六十五条の六」 を 「第六十五 条の

第七項」 五. に改め、 「第六十九条第八項」 同条第二項中 「第六十五条 に改め の五 を 「第六十五条の四」 に改め、 同条第四 項中 「第六十九

を

二第一号」を「第二十三条の二の二第一項第一号」に、「第二十三条の二十一第一号」を「第二十三条の 第七十二条第一項中 「第十二条の二第一号」を「第十二条の二第一項第一号」に、「第二十三条の二の

二十一第一項第一号」に改め、 同条第二項中 「第六十五条の六」を「第六十五条の五」に改め、 同

項中 「第十三条第四項第一号、 第二十三条の二十二第四項第一号」を「第十三条第五項、 第二十三条の二

十二第五 項」 に、 「第四十条の二第四項第一号」を 「第四十条の二第五項」に、 「第六十五条の六」 を

第六十五条の五」 に改め、 同条第四項中 「第三十四条第二項第一号、第三十九条第三項第一号」を

十四四 条第三項、 第三十九条第四項」に、 「第四十条の五第三項第一号」を「第四十条の五第四項」

第六十五条の六」を「第六十五条の五」 に改め、 同条に次の一項を加える。

5 都道 府県知事 は、 地域連: 携薬局等の 開設者に対して、 その 構造設備 が第六条の二第一 項第一号又は第

六条の三第一 項 第 一 号の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合しない場合において は その 構

造 設 備 \mathcal{O} 改 、善を命じ、 又は その改善を行うまでの 間当該施設の全部若しくは一 部を使用することを禁止

することができる。

第七十二条の二第二項中 「第三十条第二項第一 号」を「第三十条第三項」 に改め、 同条に次の一 項を加

える。

3 都道 府県知事は、 地域連携薬局等の開設者に対して、 その地域連携薬局等が第六条の二第一項各号(

第 号を除く。) 又は第六条の三第一 項各号 (第一号を除く。) に掲げる要件を欠くに至つたときは

当該 要件に適合するようにその業務を行う体制 を整備することを命ずることができる。

第七十二条の二の次に次の一条を加える。

第七十二条の二の二 厚生労働大臣 ュは、 医薬品、 医薬部外品、 化粧品、 医療機器若しくは再生医療等製品

の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器 の修理業者に対して、 都道 府県知事は、 薬局 開 設者、 医

薬 品品 0 販売業者、 第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項 の医 療機器の 販売業者若しくは貸

業者又は再生医療等製品の 販売業者に対して、 その者の第九条の二 (第四十条第一項及び第二項並 びに

第四十 条の 七第一 項に おい て準用する場合を含む。)、 第十八条の二、第二十三条の二の十五の二 (第

匹 十条の三に お 7 て準 用す る場合を含む。)、 第二十三条の三十五の二、第二十九条の三、 第三十 · 一 条

 \mathcal{O} 五. 又は第三十六条の二の二の 規定による措置が 不十分であると認める場合にお 7 ては、 その 改 善 に 必

要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第七十二条の四第一 項中 「前三条」を「第七十二条から前条まで」に改め、 同条第二項中 第十 四条第

十項」を「第十四条第十二項」に改める。

第七十二条の五 の見出しを (違反広告に係る措置命令等) に改め、 同条第 項中 「都道」 府 県 知 事 は

0 下に 「第六十六条第一項又は」 を、 中 止 の 下 に 一、 その行為が 再び行 わ れることを防 止 一するた

めに 必 要 な事 項又はこれらの 実施に関連する公示」 を加え、 「採る」を「とる」に改め、 同項に後段とし

て次のように加える。

その命令は、 当該違反行為が既になくなつている場合においても、 次に掲げる者に対し、することが

できる。

当該違反行為をした者

当該違反行為をした者が法人である場合において、 当該法人が合併により消滅したときにおける合

併後存続 又は合併により設立された法人

業 の全部 又は 一部を承継し た法人

当該違

反行為をした者が法人である場合にお

いて、

当該法人から分割により当該違反行為に係

る事

兀 当該違反行為をした者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者

第七十二条の五第二項中 「都道府県知事は、」の下に 「第六十六条第一項又は」を加え、 「承認前 の医

薬品等に係る違法広告」 を「特定違法広告」に改める。

第七十二条の六中 承 認前 \mathcal{O} 医薬品等に係る違法広告」 を 「特定違法広告」 に改める。

第七 十四条の二第 項 中 「同条第十三項」 を 同 条第十五項」 に、 同 条第九項」 を 同 条第十一項」

に、 「第二十三条の二十五第九項」を「第二十三条の二十五第十一項」 に改め、 同条第三項第一号中

は第九項」を、 の二十第二項」を「第二十三条の二十第四項」に改め、 十二条第二項、第二十三条の二第二項」を「第十二条第四項、第二十三条の二第四項」に、 「第二十三条の二十五第六項」の下に「若しくは第八項」を加え、 同項第三号中「第十四条第七項」の下に 同項第六号中 「第二十三条

条第十項」を

「第十四条第十二項」に改める。

二号」 九条第三項第二号、第四十条の二第四項第二号(同条第六項」を「第二十六条第五項、 第三十四条第四項、 第七 条第九項」に、 条第七項」を「第二十三条の二の二第二項、第二十三条の二十一第二項、第二十三条の二十二第六項(第十三条第四項第二号 を 十五条第 「第二十三条の二の二第三号、第二十三条の二十一第三号、第二十三条の二十二第四 「第四十条 項 中 「第二十六条第四項第三号、第三十条第二項第二号、第三十四条第二項第二号、 \mathcal{O} 第三十九条第五項、 五第五項において準用する第五条 「業務を行う」を (同条第七項」を「若しくは第十二条の二第二項、 第四十条の二第六項 「薬事 に関する業務に責任を有する」 (第三号に係る部分に限る。)」に改め、 (同条第八項」に、 に、 第十三条第六項 「第四十条の五第三項第 第十二条の二第三 第三十条第四 項第二号 (同 同条に 条第九

同

同

次の二項を加える。

都道 府県知事は、 地域連 携薬局の開設者が、 次の各号のいずれかに該当する場合においては、 地域連

携 薬局の認定を取り消すことができる。 4

地域連 携薬局が、 第六条の二第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

号に係る部分に限る。 0 規定に該当するに至つたとき。

地域連

選業局

 \mathcal{O}

開設者が、

第六条の四第

項の

規定又は同条第二項において準

用する第五条

(第三

たとき。

三

地

域

連

携薬局

 \mathcal{O}

開設者

が

第七十二条第五項又は第七十二条の二第三項の規定に基づく命令に違反

5

都道 府県知事は、 専門医 療機関連携薬局 の開設者が、 次の各号のいずれかに該当する場合においては

専門医療機関連携薬局の認定を取り消すことができる。

専門医 療機関連携薬局が、 第六条の三第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

専門医 療機関連携薬局 \mathcal{O} 開設者が、 第六条の三第三項の 規定に違反したとき。

三 専門医 療 機関連 携 漢局 \mathcal{O} 開設者が、 第六条の 兀 第 項 \hat{O} 規定又は同条第二項において準用する第五

条 (第三号に係る部分に限る。 の規定に該当するに至つたとき。

匹 専 門医 療機関連携薬局 \mathcal{O} 開設者が、 第七十二条第五項又は第七十二条の二第三項の規定に基づく命

令に違反したとき。

て準 五. を行う」 又は体外 条 第七 申す (第三号に係る部 十五条の二第一項中 を ^る第| . 診 断 薬事 五. 用 医薬品 条 に関 (第三号に係る部分に限 する業務に責任を有する」 分に限る。 を削 「厚生労働大臣は、 り、 「により」の下に に改め、 る。 _ 同条第二項中 に、 の 下 に 若しくは第二十三条 「第十三条の二の二第一項若しくは」 同 「医薬品、 条第四 「都道· [項] 府 医薬部外品、 を 県 の 二 知 「第十三条の二の二第 事 の三第四 は、 化粧品又は」を加え、 0) 項 下に Ê お を加え、 「医薬」 1 て準 五. 品 用 項 E す 「業務 Ź 医 お 薬

三項中 兀 第六項」 条の二十五第十 条第十五項」 第七十五条の二の二第二項中 の 下 に 第六十五条の六」 に、 「若しくは第 項 同 に改め、 条第九項」を を 八 「第六十五条の 項」 「第十四条第七項」 「同条第十三項」 を加え、 「同条第十一項」に、 五. 第十四 を に改める。 \mathcal{O} 「同条第十五項」に、 下に 条第十項」 「若しくは第九項」 「第二十三条の二十五第九項」を を 「第十四条第十二項」に改め、 「第十四条第十三項」を を、 「第二十三条の二十五 同条第 「第十

部外品、

化粧

「品又は」を加え、

「又は体外診断

用

医

薬品」

を削る。

を加え、 下に 製造業者」に改め、 は 同 項第 第七 を加 兀 「第十三条の三の二第一項又は」を、 第 十五条の 号 中 え、 「又は体外診 項」 同 「認めて、 五. に、 条第 一の見出 二項中 同条第一 「前三条」 断 し中 用 の 下 に 医 「第二十三条 項 中 薬 医 を 沿品」 [療機器等外国製造業者] 「第七十二条から前条まで」 「第十三条の三の二第一項又は」 「厚生労働大臣は、」 を削 り、 *の* 二 事 \mathcal{O} 同 項第四 兀 務所その 第 項 号中 の 下 に 他 を を 「により」 0 「医薬品等外国製造業者及び医療機器等外国 「第十三条の三の二第 下に に改め、 「第十三条の三の二第一項又は」 を加え、 「医薬品 *(*) 下に 同 条の 同 「第十三条の三の二第 次に 医 項第二号中 薬部外品 次 項又は第 の十八条を加える。 職 第二十三条 化 員に、 粧 を加 品 又は 項又 え、 \mathcal{O}

(課徴金納付命令)

第七十五条の 十 五 対し、 \mathcal{O} た者 課徴 条 (以 下 課徴 金を \mathcal{O} 五 五の二 玉 金 \mathcal{O} 「課徴 庫 五. 対 象期 第八項に に納付することを命じなけ 金対 間 第六十六条第一項の規定に違反する行為 に取り 象行為者」という。 お 引をした課徴 V 7 対対 価 合計 金 れば 額 対象行為に係 が ならない。 という。 あるときは、 る医薬品等 に百分の 厚生労働大臣 (以 下 四 \mathcal{O} 「課徴金対象行為」という。) 対 五. 価 は、 を乗じて得た額 \mathcal{O} 額 当 該 \mathcal{O} 合計 課徴 額 金対 (次条及び第七 に相当する額 象行為者に をし

前 項に規定する 「課徴金対象期間」とは、 課徴金対象行為をした期間 (課徴金対象行為をやめた後そ

2

のやめた日から六月を経過する日 (同 月前に、 課徴金対象行為者が、 当該課徴金対象行為により当該医

薬品等の名称、 製造方法、 効能、 効果又は性能 に関して誤解を生ずるおそれを解消するための措置とし

て厚生労働省令で定める措置をとつたときは、 その 日) までの 間 に課徴 金対象行為者が当該 課 徴 金対 象

行為に係る医薬品等 \mathcal{O} 取引をしたときは、 当該課徴 金対象行為をやめ 7 カゝ ら最後に当該 取 引を L た 日 ま

で \mathcal{O} 期 間 を加 えた期間 とし、 当該期間 が三年を超えるときは、 当該 期 間 \mathcal{O} 末 日 から遡つて三年間 とする

。)をいう。

3 第 項の規定にかかわらず、 厚生労働大臣は、 次に掲げる場合には、 課徴金対象行為者に対して同 項

の課徴金を納付することを命じないことができる。

拡大に与える影響 第七十二条の四第一項又は第七十二条の五 が 軽微であると認められる場合に限る。) 第一項の命令をする場合 (保健衛生上の危害の発生又は

第七十五条第一 項又は 第七 十五 条 の二第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 処分をする場合

第 項の 規定により計算 L た課徴 金の額が二百二十五万円未満であるときは、 課徴 金 の納付を命ずる

4

ことができない。

(不当景品類及び不当表示防 止法の 課徴金納付命令がある場合等における課徴金の額 \mathcal{O} 減 額

第七十五条の 五 の 三 前 条第 項の場合におい て、 厚生労働大臣は 当該 課徴 金対象行為につい て、 当該

課 徴 金 业対象行: 為者に対し、 不当景品類及び不当表示 防 止 法 昭 和三十七年法律第百三十四号) 第八条第

るときは、 項 \mathcal{O} 規定に 対 価 よる命令があるとき、 合計 額 に百 分の三を乗じて得た額 又は 同法第 + を当該 条の 規 課徴 定に 金 ょ \mathcal{O} 額 り 課 か 5 徴 減 金 額 \mathcal{O} Ť 納 るも 付 を命じない のとする。 t \mathcal{O}

課 徴 金対 象 行為に対 該当す る事 · 実 の 報告に ょ る 課 徴 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 減 額

第七十五条の 五. の 四 第七十五条の五 の二第一 項又は 前条の場合において、 厚生労働大臣は、 課徴 金対 象

行為者が 課徴金対象行為に該当する事実を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣 に報 告 た

ときは 同 項又は同 条 の規定により 計算した課徴 金 一の額に百分の五十を乗じて得た額を当該 課 徴 金 \mathcal{O} 額

か 5 減 額す るものとする。 ただし、 その報告が 当 該 課徴金対象行為に つい て 0 調 査 が あ つたことによ

り当該 課徴 金 対象行 為に 0 7 7 同 項 0 規定に よる命令 (以 下 課徴金納付命令」 という。 があるべき

ことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

課 徴 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 納 付義務等

第七十 -五条の 五. の 五 課徴 金納付命令を受けた者は、 第七十五条の五の二第一項、 第七十五条の五

は 前 条の規定により計算し た課徴金を納付 しなければならな

2 第七 十五 条 \mathcal{O} 五. の二第一 項、 第七十五 条 \mathcal{O} 五. の三又は前条の 規定により計算し た課徴金の 額 に 一万円

未 満 \mathcal{O} 端数 が あるときは、 そ \mathcal{O} 端数 は 切 り 捨 7 る。

3 課 徴 金 対 象 行 為者 が 法 人である場合に お 1 て、 当 該 法 人が合併により 消滅 l たときは、 当該 法 人が

た課 徴 金対 象 行為 は、 合併 後存続、 又は合併に より 設立された法 人が した課徴金対象行 為とみ なして

第七 十五条の五 の二からこの条までの規定を適用する。

4 課徴 金対象行為者が法人である場合において、 当 該法人が当該課徴金対象行為に係る事案に つ 7 て 報

告徴収 等 (第六十九条第五 項 の規定による報告 (の)徴 収、 帳簿書類その 他 の物 件 . の提: 出 \mathcal{O} 命令、 <u>\\ \</u> 入検

又は質問 をいう。 以下この 項に おい て同じ。) が 最初 に行わ れ た 日 (当該 段報告徴 収等 が 行 わ れ な か つ た

ときは 当該 法 人が当該 課 徴 金 対象 行為について第七 一 五 条 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 八 第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る通. 知 を受け た

日。 以下この 項 E お 1 7 調 査開 始 日 という。 以後にお いてその 若しくは二以上の子会社 (課

業 徴金対象行為者の子会社若しくは親会社 に 対象行為に係 に対して当該課徴金 当該 の全部若しくは より当該 法 又は当該課徴金対象行為者と親会社が同一である他の会社をいう。 人が 課 ľ る事 徴 た課徴 金対象 案に 部を承 対 行為 っい 金対 象行為に係る事業の全部を譲 7 継した子会社等 象行為 に係る事 \mathcal{O} 調 は、 査 業 開 当 始 \mathcal{O} 該 全 日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に対 (会社を子会社とする他の会社をいう。 部 事 (以下この を承 業 \mathcal{O} 全部若 継させ、 厳渡し、 項に L Š おい カュ 又は当該法人 つ、 は て 部 合併以外 「 特 を譲 定 事 り受け、 (会社に限る。 以下この項にお 業承 \mathcal{O} 事 継 由 子会社 又は 以下この項に に ょ ŋ 分 等 消 割 が当該 いて同 に 滅 とい より当該 たときは お て分割 課徴 いて同 金

が 象行為者に対し」 お た 課徴 当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、 金対象行為とみなして、 とあ るの は 「特定事業承 第七十五条の五の二からこの条までの規定を適用する。 継子会社等 (第七十五 第七十五条の 条 $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 五 五. \mathcal{O} 五. の二第一項中 第四 項に規定する特 当 該課 この場合に 徴 定 事 金 対 業

事

業承

継子会社等と連帯

して」と、

第七

十五

条

 \mathcal{O}

五

0

五.

第一

項 中

「受けた者

たは、

第七

+

五

条

0

五

の

第

項

とあ

るのは

「受けた特定事業承継子会社等

(第四

項に規定する特定事業承継子会社等を

いう。

以

承

継

子

会社等をいう。

以下この

頃に

お

いて同じ。

に対し、

この

項

0

規

定による命令を受け

た

他

の特

定

下この項において同じ。)は、 第七十五条の五の二第一項の規定による命令を受けた他の特定事業承継

子会社等と連帯して、 同項」とする。

5 前項に規定する「子会社」とは、会社がその総株主 (総社員を含む。 以下この項において同じ。)の

議決権 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない

株式 につい 7 \mathcal{O} 議決権 を除き、 会社法第八百七十九条第三項の 規定により議決権を有するものとみなさ

れ 場合において、 る株式につい 7 会社 \mathcal{O} 議 及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその 決権を含む。 以下この項にお į١ て同じ。 の過半数を有する他 1の会社 を いう。

総株、 主 $\overline{\mathcal{O}}$ 議決権の過半数を有する他の会社は、 当該会社の子会社とみなす。 \mathcal{O}

6 第三項及び第四項の場合において、 第七十五条の五の二第二項及び第三項、 第七十五条の五の三並

に前 条の規定の適用 に関し必要な事項は、政令で定める。

7 課徴 金対 象行為をやめた日 から五年を経過したときは、 厚生労働大臣は、 当該課徴金対象行為に係る

課 徴 金 \mathcal{O} 納 付を命ずることができない。

8

厚生 労働大臣 は、 課徴金納付命令を受けた者に対し、 当該課徴 金対象行為について、 不当景品類及び

てド

不当表示防 (止法第八条第一項の規定による命令があつたとき、 又は同法第十一条の規定により課徴金 \mathcal{O}

納付を命じないものとされたときは、 当該課徴金納付命令に係る課徴金 の額を、 対価合計額に百分の三

を乗じて得た額を第七十五条の五の二第一項の規定により計算した課徴金の額 から控除 した額 (以下こ

 \mathcal{O} 頃に おいて 「控除 後の 額」 という。) (当該 課徴 金納付命令に係る課徴金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額が第七十五条 \mathcal{O} 五. \mathcal{O}

兀

 \mathcal{O} 規定により計算したもの であるときは、 控除 後 \mathcal{O} 額に 一百分の 五. 十を乗じて得た額を控除 後 \mathcal{O} 額 か 5 控

除 た 額) に変更し なけ ħ ば ならな この 場合にお ľ て、 変更後 の課徴 金 \mathcal{O} 額に一 万円未満 の端 数 が

あるときは、その端数は、切り捨てる。

(課徴金納付命令に対する弁明の機会の付与)

第七十五条の五 の六 厚生労働大臣は、 課徴金納付命令をしようとするときは、 当該課徴金納付命令の名

宛人となるべき者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(弁明の機会の付与の方式)

第七十五 条の 五 \mathcal{O} 七 弁 明 は、 厚生労働大臣 が 口頭ですることを認めたときを除き、 弁明を記載 た書面

(次条第 項にお V て 「弁明書」という。)を提出してするものとする。

弁明をするときは 証拠 書 「類又は証拠物を提出することができる。

2

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第七十五 条の 五. \mathcal{O} 八 厚生労働大臣は、 弁明・ 書 の提出 期限 (口頭による弁明の機会の付与を行う場合には

その 日 [時) までに相当な 期間をお 1 て、 課徴 金納 付命令の 名宛人となるべき者に対し、 次に掲げる事

項を書面により通知しなければならない。

一 納付を命じようとする課徴金の額

課 徴 金 \mathcal{O} 計 算 \mathcal{O} 基 礎 及 び 当 該 課 徴 金 に係る課 徴 金対象行為

三 弁明 書 \mathcal{O} 提 出先及び提 出 期限 頭による弁明 の機会の 付与を行う場合には、 その旨並びに出頭す

べき日時及び場所)

2 厚生労働大臣 は、 課 徴 金 納 付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、 前 項 \mathcal{O}

規定による通 知を、 そ O者 \mathcal{O} 氏名 (法人にあつては、 その 名称及び代表者の氏 名) 同項第三号に掲

労働 る事 省 項 反び \mathcal{O} 事 厚生労働大 務 所 の掲 宗場 臣 が に掲示することによつて行うことができる。 同 項各号に掲げ る事 項 を記 載 L た書 面 をい この場合に つでもその者に交付する旨 お į١ . て は、 掲示を始 を厚 生 8

た日 から二週間を経過したときに、 当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第七十五条の 五. の 九 前条第一項の規定による通知を受けた者 (同条第二項後段の規定により当該通 知 が

到達したものとみなされる者を含む。 次項及び第四項におい て「当事者」という。 は、 代理人を選任

することができる。

2 代理人は、 各自、 当事 者 のために、 弁明 に関する一 切 の 行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失つたときは、 当該代理人を選任した当事者は、 書面でその旨を厚生労働大臣に

届け出なければならない。

(課徴金納付命令の方式等)

第七十五条の 五. の 十 課徴 金 納 付命令 (第七十五条の 五. の五第八項の規定による変更後のものを含む。 以

下同じ。) は、 文書 に よつて行い、 課徴 金 納 付 命令 書に は、 納付 すべ き課徴 金 \mathcal{O} 額、 課徴金 0 計 算 0 基

礎及び当該課徴 金に係 る課徴金対象行為並 び に納期限を記載 しなけ ればならない。

2 課徴 金納付命令は、 その名宛人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ず

る。

3 第 項の課徴 金 の納期限は、 課徴金納付命令書の謄本を発する日から七月を経過した日とする。

納 付 の督 促

第七十五条の 五. の 十 一 厚生労働大臣は、 課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、 督促状

に ょ ŋ 期限、 を指定し てその納 付を督促 しな け ħ ば ならない。

2

厚生 労働大臣 は、 前 項 \mathcal{O} 規定による督促をしたときは、 その督促に係る課徴金の 額につき年 + 兀 • 五

パ セントの割合で、 納期限 の翌日からその納付 0 日 にまでの 日数により計算し た延滞金を徴収すること

が できる。ただし、 延滞金の額が千円未満であるときは、 この限りでない。

3 前 項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、 その端数は、 切り捨てる。

(課徴 金納 付 命令の 執行)

第七十五条の 五の十二 前条第 項の 規定により督促を受けた者がその指 定する期限 までにその 納 付 すべ

き金額を納付しないときは、 厚生労働大臣 の命令で、 課徴金納付命令を執行する。 この命令は 執行力

のある債務名義と同一の効力を有する。

2 課徴金納付命令の執行 は、 民事執行法 (昭和五十四年法律第四号) その他強制執行の手続に関する法

令の規定に従つてする。

3 厚生労働大臣は、 課徴金納 付命令の執行に関して必要があると認めるときは、 公務所又は公私の団体

に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(課徴 金等 \mathcal{O} 請 求 権

第七十五

条の

五

0)

十三

破産

法

(平成十六年法律第七十五号)、

民事再生法

(平成十一年法律第二百二十

五号)、 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律

(平成八年法律第九十五号) の規定の適用については、 課徴金納付命令に係る課徴 金の請求権及び第七

十五条の五の十一第二項の規定による延滞金の請求権は、 過料の請求権とみなす。

(送達書類)

第七十五条の 五 一の十四 送達、 すべき書類は、 この法律に規定するもののほか、 厚生労働省令で定める。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第七十五条の 五の十五 書類の送達については、 民事 訴訟法 (平成八年法律第百九号) 第九十九条、 第百

第百三条、 第百五条、 第百六条、 第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合にお いて、

同 法第九十九条第一項中 「執行官」とあるのは 「厚生労働省の職員」と、 同法第百八条中 「裁判長」と

(公示送達

あり、

及び

同法第百

1九条中

「裁判所」

とあるの

は

「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第七十五条の 五 一の十六 厚生労働大臣は、 次に掲げる場合には、 公示送達をすることができる。

送達を受けるべき者の 住所、 居所その他送達をすべき場所が 知れ、 な い場合

外国においてすべき送達について、 前条において準用する民事訴 訟法第百八条の規定によることが

できず、 又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

三 過してもその送達を証す 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経 ,る書面の の送付が

な 7

場合

2 公示送達は、 送達すべ き書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を厚生労働省 の事務所の

掲 示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、 前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、 その効力を生ず

る。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、 前項の期間は、 六週間とする。

電 子 情 報処 理組織 織 \mathcal{O} 使用)

第七十五 条の 五. の十七 厚生労働 省の 職員が、 情報 通信技術を活用 した行政 の推進等に関する法 律 (平成

十四四 年 法律 第百 五十 号) 第三条第九号に規定する処分通知等であ つて第七十五条の 五. の二か 5 前 条 ま

で又は 厚生 一労働 省令 の規定により書 類 の送達により行うこととしているもの に 関 する事 務 を、 同 法 第 七

条第 条の 五 項の 十五にお 規定により同法第六条第一 いて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書 項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、 第七 +

五.

0)

作成及び提出に代えて、 当該事項を当該電子情報処理組織を使用して厚生労働省の使用に係る電子計

機 (入出力装置を含む。 に備えられたファイル に記録しなければならない。

行 政 (手続法 \mathcal{O} 適 用 除外)

第七十五条の 五 一の十八 厚生労働大臣が第七十五条の五の二から第七十五条の五 の十六までの規定によつ

面

 \mathcal{O}

てする課徴金納付命令その他の処分については、 行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第三章 -の規定

は、 適用しない。 ただし、 第七十五条の五の二の規定に係る同法第十二条の規定の適用については、こ

(省令への委任)

の限りでな

第七十五条の 五. 一の十九 第七十五条の五の二から前条までに定めるもののほ か、 課徴金納付命令に関 し必

要な事項は、厚生労働省令で定める。

第七十六条中 「第十二条第二項、 第十三条第三項 (同条第七項) を「第十二条第四項、 第十三条第四 項

(同条第九項」に、「第二十三条の二第二項、第二十三条の二十第二項、第二十三条の二十二第三項 (同

条第七項」を「第二十三条の二第四項、第二十三条の二十第四項、第二十三条の二十二第四項 (同条第九

第四十条の二第三項」を「第三十九条第六項、

第四十条の二第四

項」に、

項」に、

「第三十九条第四項、

第四十条の 江第四日 項 を 「第四・ 十条の五第六項」に改め、 「許可の更新」 の 下 に 第六条の二第四 項

第六条の三第五項」 を加え、 準用する第十三条第三項」 を 「準用する第十三条第四項」に、 「第十三

条第七項」を「第十三条第九項」 に、 「準用する第二十三条の二十二第三項」を 「準用する第二十三条の

二十二第四項」に、「第二十三条の二十二第七項」を「第二十三条の二十二第九項」に改め、 「更新又は

」の下に「第十三条の二の二第四項(第十三条の三の二第二項において準用する場合を含む。)、」 を加

える。

第七十六条の二中「(平成五年法律第八十八号)」を削る。

第七十六条の三第一 項及び第七十六条の三の二中 「第五項」 を 「第六項」に改める。

第七十六条の八第二項中「第六十九条第七項」を「第六十九条第八項」 第七十六条の七第三項中 「第六十九条第七項」 を 「第六十九条第八項」 に、 に改 いめる。 「同条第八項」を 「同条第

九項」に改める。

第七十八条第一項第一号中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、 同項第二号中 「第十三条

第三項」を「第十三条第四項」に改め、 同項第三号中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、

同号の次に次の一号を加える。

二の二 第十三条の二の二第四項の登録の更新を申請する者

第七十八条第一項第五号中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、 同項第六号中「第十三条

第六項」を「第十三条第八項」に改め、 同号の次に次の一号を加える。

六の二 第十三条の三の二第二項において準用する第十三条の二の二第四項の登録の更新を申請する者

第七十八条第一項第八号中「又は第十一項(これらの規定を同条第十三項」を _ (同条第十五項

九条の二 第五項において準用する場合を含む。)及び第十九条の二第五項におい て準 用する場合を含む。

、同号の次に次の一号を加える。

第九

項

(第十九条

の二第五項において準用する場合を含む。)

又は第十三項

(同条第十五項)

に改

八の二 第十四条の二第一項 (第二十三条の二十五の二において準用する場合を含む。) の確認を受け

ようとする者

第七十八条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九 の 二 第十四条の七の二第一項又は第三項 (これらの規定を第十九条の四において準用する場合を含

む。)の確認を受けようとする者

第七十八条第 項第十号中「第二十三条の二第二項」 を 「第二十三条の二第四 [項] に改め、 同項第十七

号 中 「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十第四項」に改め、 同項第十八号中「第二十三条の

八項」 条の二十二第四項」に改め、 を「第二十三条の二十二第八項」に改め、 二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。) 二十二第三項」を「第二十三条の二十二第四項」に改め、 に改め、 同項第二十四号中 同項第二十二号中「第二十三条の二十二第六項」を「第二十三条の二十二第 「同条第九項」を 同項第二十一号中「第二十三条の二十二第三項」を「第二十三 「同条第十一項」に、 同項第十九号中「第二十三条の二十二第六項」 0 調査」 に改め、 $\overline{\mathcal{O}}$ 同項第二十五号の次に次の 調査」を「又は第八項 (第

二十五の二 第二十三条の三十二の二第一項又は第三項(これらの規定を第二十三条の三十九において

号を加える。

準用する場合を含む。)の確認を受けようとする者

九条の 八号中 医療等製品審查等」 を 第七十八条第一項第二十七号中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同項第二十 「第十四条の二の二第一項」 四におい 「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」 て準用する場合を含む。) の下に「又は第二十三条の三十二の二第八項(第二十三条の三十九において準用する に改め、 「の医薬品等審査等」 0) 確 認 を加え、 に改め、 「調査又は」 の 下 に 同条第二項中 を 第十四条の七の二第八項 調 査 「第十四条の二第一項」 に改め、 $\overline{\mathcal{O}}$ (第十 再生

場合を含む。) の確認」 を加え、 「医療機器等審査等、 確認」 を 「確認、 医療機器等審查等」 に改める。

第八十条第四項及び第五項中 「第六項の許可又は同条第三項」 を 「第八項の許可又は同条第四項」に、

同 条第七項」 を 「同条第九項」に、 同 条第五項」 を 「同条第七項」に改め、 同 **|**条第= 八項中 「第六十五

条の 五. を 「第六十五条 \mathcal{O} 匹 に、 第五十二条第一項、 第五十二条の二」 を 「第五十二条」に、 「第六

十三条の二第 項 第六十三条の三」 を 「第六十三条の二」に、 「第六· 十五 条の 兀 一まで、 第六十 五. 条の六

を 「第六十五条の三まで、 第六十五 条 \mathcal{O} 五、 第六十八条の二から第六十八条の二の三まで、 第六十二 八

の <u>-</u> の 五に、 「及び 第六十八条の二十」 を 第六十八条の二十及び 第六十八条の二十の二」 に 改め る。

「第六十九条第八項」に、

「同条第八項」

を

「同条第九

項」に改める。

第八十条の二第八項中

「第六十九条第七項」を

第八十一条の三第一 項 中 「及び第四 項から第六項まで」 を \neg 第四項、 第六項及び第七項」に改め、 同

条第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

第八十三条第 項中 「第九・ 条 の二、 第九条 の三第 項 を 第六条 の二第一 項及び第二項 第六条 の 三

第一項から第三項まで、 第九 条の三、 第九条 0 四第 項 に、 「第六十条、 第七十六条の三の二」 を 「 第

十五 条の 六十条、 第一項第三号口中 条の二十 \mathcal{O} 十六条の三の二」 第二項、 五. 条 五. \mathcal{O} の七 -五第七百 第七十二 五. 第六十九条第五項、 第七十五条の五 第 \mathcal{O} 十六 項」 項、 五. に、 第 条 「又は」とあるのは 第七 を 0 項、 五. 「第二十三条の二十五第 「第七条第三項」 \mathcal{O} 十五条の五 第七 十二第 の四、 第七十二条第五項、 十五 第七 一項及び第三項、 一の八、 条 十五条の \mathcal{O} 「若しくは」と、 を 五. 一の十七、 第七十五 「第七 九項」 五. 条第四 第七十五条の五の二第一 の五第七項及び第八項、 第七 一条の五 第七十五条の に 改 項」 十五条の $\overline{\mathcal{O}}$ 認められること」とあるのは め、 に、 九第四項、 維 五. 五. 一の十八、 持 の 十 第 八項」 کے 第七 应 第七十五条の五 項から第三項まで、 第七 の 下 に を 十五条の五 第七十五 「第十項」 十五条 条 第十二 の 十 一 \mathcal{O} \mathcal{O} 「認めら 並の六、 に、 五. 五. $\overline{\mathcal{O}}$ 兀 \mathcal{O} 第七 第一 + 条 + 第七· ħ \bigcirc 第二十三 九 五 十五 項 ること 七 及び 十五 第七 第七 *の* 条

物に 人の 又は当 健 0 7 康 ての 該医薬品 を損なうも 残留性 が、 の程 0) 当該変更計画に係る使用方法に従 が 生産 度からみて、 されるおそれがあることにより、 その使用 に係る対象動 い使用される場合に、 物 医薬品として使 0) 肉、 乳その他 当該医薬品 用 の食用に供される生産 価 <u>値</u>が な 1 が有い と認 する対象 8 6 れる 物 動

は

「若しくは」と、

「有すること」とあるのは

「有すること又は当該変更計画

に係る

る使用方法に

従

使用

こと」と」を、

「あること」と」

の 下 に

第二十三条の三十二の二第一

項

(第三号

口口

中

「又は」

とあ

るの

- 161 -

第二項 め 般用 二項」 \Diamond 生産されるおそれがあること」と」を加え、 同 される場合にその使用 条第四 に 使用 医 を 第七 中 薬 され 品 項及び第六項」 「次項、 十二条 とあ 般消 る と、 費者 の 二 るの 次条第二項」 第六十 第 は に係る対象動 \mathcal{O} に改め、 生 「要指 項」 活 匝 \mathcal{O} · 条] 示医薬 に改め、 \mathcal{O} 用 下に 同 に供される」 に、 物 条第二項中 品品 \mathcal{O} 以外 肉、 「身体」 第七· 第六十八条の二 \mathcal{O} 乳その他の 「第二十八条第三項」を とあ 十二条の二の二」 医 「第十三項 薬品」 と る の 下 に \mathcal{O} کے は 食用に供される生産物で人の健康を損なうものが 一第二 「動 を加え、 を 項」 物 を加え、 第五十二条第二項中 \mathcal{O} 「第十五項 を 所 有者又は管 「第二十八条第四項」に、 「第六十八条 第六十四条」 同 [条第四 に、 理者に の 二 の を 項 「要指導 「又は」 及 ょ 「第六十三条の二 り当該 五. び 第 第二 を 医薬品、 五. 項 項」 動 若 「次条 物 しく に を \mathcal{O} 改 第 た

九項 又は 第十 \mathcal{O} を 匹 下に 条 「第十一 \mathcal{O} 「又は申 七 の 二 項 一第 出 に、 項第三号 を加え、 同 ľ 口 「同条第十三項」 (残留: 又 は 性 の程 を 度に係る部分に限る。 同 を ľ 同 条第十五 若しくは」 項 に改 _ に改め、 を加り め、 え、 承 「含む。 同 認 条第三項 \mathcal{O} 申 _ 請 0 下に 中 \mathcal{O} 下に 第

「又は第二十三条の三十二の二第一項の変更計

画

0

確

認

0

申

出

を、

「当該申

請

0

下に

又

は

申

出

を

申

は

に改め、

承

認

 \mathcal{O}

申請」

の 下 に

「又は第十四条の七

の二第一

項

の変更計

画

0

確

認

 \mathcal{O}

申出

を、

当

該

加え、 他 「又は第二十三条の三十二の二第一項第三号ロ の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれに係る部分に限る。) 同 ・条第九項」を「同条第十一項」に、 (当該再生医療等製品の使用に係る対象動物の肉、 「含む。)又は」を「含む。)、」に、 「に該当する」を に該当する 乳その

第八十三条の二の三第一項中 「第二十六条第四項」 の 下 に 「及び第五項」 を加え、 同条第二項中

十九条の二」を「第二十九条の三」に改める。

に改める。

を 五. の七の二第七項の規定による命令」を加え、 項」 第八十四条第三号中 「第六十五条 「規定」の下に を 「第七項」に改め、 の四 「又は第二十三条の三十二の二第七項の規定による命令」を加え、 に改め、 「又は第十三項」を「若しくは第十五項」に改め、 同条第十八号、第十九号、第二十一号及び第二十二号中 同条第二十四号中 同条第八号中「又は第九項」を「若しくは第十一項」 「第六十五条の六」を「第六十五条の五」 「規定」 の 下 に 同条第十三号中 「第六十五条の 「又は第十四 に改める。 に改 五. 8 条

第八十五条第三号中 「第六十五 茶の 五を 「第六十五条の 四 に改める。

第八十六条第一項第一号中「第三十一条の二」を「第三十一条の二第一項若しくは第二項」 に改め、 同

に改め、 号中 項第二号中 第五項」に、 「第三項」 同項第四号中「第三項又は第五項」を 「第六項」を「第八項」に改め、 を 「第五項」を「第十項」に改め、 「第五項」 に改め、 同項第二十号中「第七十二条第三項又は第四項」 同項第三号中「第十四条第十一項」を「第十四条第十三項」 「第五項又は第十項」に改め、 同項第八号中 「第六項」を「第八項」に改め、 同項第七号中 を 「第七十二条第 「第三項」を 同 頂第九

第 八十六条の三第一 項第一号中 「第十四条第十二項 (同条第十三項」を 「第十四条第十四項 (同 条第十

三項

かか

ら第五

項まで」

に改め

J.

五項」

に改め

五項まで」を「第六十九条第一項から第六項まで」に、「若しくは第五項」を の二十五第十項」を「第二十三条の二十五第十二項」に改め、 第八十七条第二号中「第十四条第十四項」を「第十四条第十六項」に改め、 同条第十三号中「第六十九条第一項から第 同条第九号中「第二十三条 「若しくは第六項」 に改め

第八十九条第四号中 第八十八条第一号中 「第六十九条第六項」 「第六条」 の 下 に を 第六条の二第三項又は第六条の三第四 「第六十九条第七項」 に改める。 項」 を加える。 る。

第三条 医薬品、 医療機器等の 品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律の一 部を次のように改正する。

十五条第一項、 第六十条及び第六十二条中「又は第六十八条の二の四第二項」を 第六十八条の

二の四第二項又は第六十八条の二の五」に改める。

第六十八条の二の五を第六十八条の二の六とし、

第六十八条の二の四

0

次に次

の 一

条を加える。

医薬 品 医 療 機器 又 は 再 生 医 療等製品を特定するため O符号の容器 \mathcal{O} 表 (示等)

第六十八条

か 二

 \mathcal{O}

五.

医薬

品

医

療機

器

又は

再 生

医

療等製品

 \mathcal{O}

製造販売業者は、

厚生労働

省令で定め

る区

医薬品、 医療機器 器又は再生医 療等製品 0) 特定に資する情 報 を円滑に 提供 いする ため、 医 薬

医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器へ の表示その他 \mathcal{O} 厚生労働省令で定

 \Diamond る措置を講じなけ ればならない。

第六十八条の十九中 「又は第六十八条の二の四第二項」 とあるのは 「第六十八条の二の三、 第六十八条

の 二 の 兀 第二 項」 を \Box とあ る Ō は 「第六十八条の二の三」と、 「又は第六十八条の二の五」 とあ るの は

第六十八条 の 二 の 五. に 改 Ó る

第六十九条第 項中 「第六十八条の二の五第 項」 を 「第六十八条の二の五、 第六十八条の二の六第

項 に改め、 同条第二項中 「第六十八条の二の五」を 「第六十八条の二の六」 に改める。

第 八十条第七項中 「及び第七章」を \neg 第七章及び第十一章」に改め、 同条第八項中 「第六十八条の二

 \mathcal{O} 五. を 「第六十八条の二の六」に改める。

第八十三条第一 項中 「第六十八条の二の五第二項」 「第六十八条の二の六第二 項」

を

に改める。

(覚 せ 1 剤取 締 法 \mathcal{O} 部 改正

第四 条 覚 せい VV 剤 取 締 法 昭 和 二十六年法律第二百五十二号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

題 名を 洃 0 ように 改 8 Ź.

覚 醒 剤 取 締 法

目 次中 取 扱 を 取 扱い」 に、 「覚せい剤原料」 を 「覚醒剤原料」 に改める。

本 則中 「 覚 せ 1 剤製造業者」 及び 「覚せい 剤製造業者」 を 「覚醒 剤製造業者」に、 「覚せい 剤 施 用 機 関

及び 「覚せい 剤 施 用 機 関 を 「覚醒 剤 施 用 機 関 に、 「覚せい 剤 研究者」及び 「 覚 せ \ \ 剤 研 究者」 を

を 覚 醒 「 覚 剤 醒 研 究者」 剤原 料 に、 輸 出業者」 覚 せ に、 1 剤 原 「覚せ 浴料輸1 1 入業者」 剤原料製造業者」 を 「 覚 醒 剤 を 原料 「覚醒 輸 入業者」 剤原料製造業者」 に、 「 覚 せ に、 1 剤 原 「 覚 料 輸 せい VV 出 剤原. 業 者 料

取扱者」 及び 覚 せ 1 剤 原料 取扱者」 を 覚 醒 剤 原 料 取 \极者] に、 覚 せい \ \ 剤原料研究者」 及び 覚 せ

剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改める。

第 条中 「 覚 せい 11 剤 \bigcirc を 「覚醒 剤 \bigcirc に、 「 覚 せい 剤及び覚せい 剤原料」 を 「覚醒剤及び覚醒 剤 原 料

」に、「取締」を「取締り」に改める。

を」 剤原 第一 に を が料を」 に 改 一条第 覚 改 め め、 醒 を 作 同 同 条 項 用 「覚 中 条第 第 醒 三項 「 覚 剤 五. 改 原料、 項 め せい 中 中 VV 「 覚 を 剤 同 覚 条第 せい に せか を VV 改め、 剤 11 「 覚 項 剤原料」 \bigcirc 中 醒 同 剤 を 「 覚 条第 「 覚 に、 を せ 八項 醒 VI 覚 剤 剤 左 中 醒 を \mathcal{O} に 剤 「 覚 を 原 に 料 を せ 改 覚 1 め 「次に」 剤 に 醒 原 改 剤 同 を 料 め、 条第 に改 を に、 兀 同 め、 を 条第六項 項 中 「 覚 覚 同 項第二 醒 覚 せ 及び 剤 せい 11 原 剤 VV 号中 第 12 料 剤 を 七 を 項 を 「 覚 に 中 を 覚 せい 覚 覚 醒 VV 「 覚 作 剤 せ 醒 用 せ 剤 11

1 剤 原 料 に を 「覚 醒 剤 原料 に に改め、 同 条第九項 及び 第十 垣中 「 覚 せい VV 剤 原料を」 を 「 覚 醒 剤 原 料 を

一に改める。

に 第三条第 に、 「 覚 項第二号中 せ 1 剤 \bigcirc を 「 覚 覚 せ 醒 1 剤 剤 \bigcirc \bigcirc を に 改め 「 覚 á. 醒 剤 \mathcal{O} に 改 め、 同項第三号中 「覚せ V) 剤 に を 「 覚 醒

剤

第七条中「取消」を「取消し」に、「外」を「ほか」に改める。

第八条第 項中 「覚せ **\ 剤及び覚せ 7 剤原料」 を 「覚醒 剤及び覚醒 剤原料」 に改める。

第九条第一 項第一 号中 「覚せ V) ,剤製造」 を 「覚醒 剤製造」 に改め、 同 項第二号中 「第十二条第二項」を

第十二条第四項」 に、 「第十三条第三項」 を 「第十三条第四 項」 に改 め、 同 条第二項第三号中 取 消

を 取 消 に改 め、 同 条第三項中 「覚せ 1 剤 \bigcirc を 「覚醒 剤 \bigcirc に改 \emptyset る

第十条第二 項中 「 指· 定 \mathcal{O} 取 消 を 指定 \mathcal{O} 取 消 に、 「開 設 許 可 \mathcal{O} 取 消 を 「開設許 可 \mathcal{O} 取 消

改め、 同 |条第三 項中 「す みや か に を 「速や か [Z に 改 8 る。

第十一条第一項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十二条第四項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第十 应 条第 項中 外 を 「ほ か に、 「 覚 せ いい 剤を」 を 「覚醒 剤 を に改め、 同 条第二項第一 号 中

覚 せ VV 剤 を を 「覚醒 剤 を に改 め 同 頂第二号中 「覚せ **,** \ 剤を」 を 「 覚 醒 剤 を に、 覚い せ 1 剤 \bigcirc を

覚 醒 剤 \bigcirc に改 め、 同項第三号中 「当る者」を 「当たる者」 に、 「 覚 せい VV 剤を」 を 「覚醒 「剤を」 に 改 8

に

同 項第四号中 「基いて」 を 「基づいて」に、 「 覚 せ い剤」を 「覚醒剤」 に改める。

第十五条第一項中 「外」を 「ほか」に、 「覚せい剤を」 を 「覚醒」 「剤を」 に改め、 同条第二項中 「覚せい

剤の」 を 「覚醒剤の」 に改め、 同条第四項中「こえて」を 「超えて」に、 「覚せい 、剤を」 を 「覚醒 「剤を」

に改める。

第十六条中「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に改める。

第十七

条第

項

及び

第

二項

中

「 覚 せ

11

剤を」

を

「 覚

醒

一剤を」

に改

め、

同条第三項中

「覚せい

剤を」

を

覚 醒 剤を」に、 外」 を 「ほ か に改め、 同条第四 項中 「覚せ 7 剤を」 を 「覚醒剤を」 に改め、 同 条第五

項中「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に改める。

第十八条第 一項中 「覚せい剤を」 を「覚醒剤を」に改め、 同条第三項中 「覚せい剤」 を 「覚醒 剤 に改

める。

第十九条中 「左の各号に」 を 「次に」に、 外」 を 「ほか」 に、 「覚せい ・ 剤を」 を 「覚醒剤を」 に改め

、同条第五号中「基いて」を「基づいて」に改める。

第二十条第 項 中 「覚せい剤で」を 「覚醒剤で」 に改 め、 同条第二項から第四項までの規定中 「覚せい

剤 を 「覚醒剤」 に改め、 同条第五項中 「覚せい剤を」を 「覚醒剤を」に改め、 同条第六項中 「覚せい剤

 \bigcirc を 「覚醒 剤 の」に改め、 同条第七項中 「覚せ いい 剤を」 を 「覚醒剤を」 に改める。

第二十条の二中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 取扱い

第二十一条第 項中 「覚せい 剤を」 を 「覚醒剤を」に、 「且つ」 を「か <u>つ</u> に改め、 同条第二項中

せい剤で」を 「覚醒! 剤 で に改 め、 同条第三項中 「 覚 せ \ \ \ ' 剤 を 「覚醒 剤 に 改 8) á.

第二十二条第一項中 「管理する覚せい 剤 を 「管理する覚醒剤」 に改め、 同項ただし書中 「但し」を「

ただし」に、「覚せい剤を」を 「覚醒剤を」に、 「覚せい剤保管営業所」 を 「覚醒剤保管営業所」 に改め

同条第二項中 「覚せい剤保管営業所」 を 「覚醒剤保管営業所」 に改め、 同条第三項中 「かぎ」を 鍵」

に改める。

第二十二条の二中 「覚せい」 剤を」を 「覚醒剤を」 に、 「覚せい剤保管営業所」 を 「覚醒剤保管営業所」

に、「立会」を「立会い」に改める。

第二十三条中 「 覚 せ いく ・剤を」 を 「覚醒剤を」に、 「すみやかに」 を 「速やかに」 に、 「 覚 せ い剤の」 を

「覚醒剤の」に、 「 覚 せ \ \ 剤保管営業所」 を 「覚醒剤保管営業所」 に改める。

剤保管営業所」 11 剤 を -四条第 を 「 覚 醒 を 項中 「剤を」 「覚醒 「失つた日 に、 剤保管営業所」 且 <u>つ</u> (次条」 を に、 っか を つ」に、 「覚せい 「失つた日 剤 「 覚 せ 0 (同条」 1 を 剤 「覚醒 に、 \bigcirc を 剤 「本条」 \mathcal{O} 「 覚 に改 醒 を 剤 0 め、 「この条」に、 に、 同 条第二項 覚 せい 中 VV 「 覚 せ 剤 「 覚 保 せ

営業 を 「速やかに」 を 「覚醒 に、 剤保管営業 立会」 所 を に改め、 「立会い」 同 に 条第三項 改 め、 中 同 条第五 「 覚 せ 項中 11 剤 を 同 項 を Ó 「覚 を 醒 剤を」 「前三項 に、 $\widehat{\mathcal{O}}$ 「すみ に改 やか め、 同

条第六項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第二十七条 (見出しを含む。) 中 「覚せい剤」 を 「覚醒剤」 に改める。

業所」 第二十八条第 に、 「左に」 一項中 を 「次に」 「その製造所若しくは覚せい に改め、 同 項第 号中 剤保管営業! 「覚せい 所 剤 を を 「その製造所若しくは覚醒 「覚醒 剤 に改 め、 同 項第二号中 剤保管営

覚 せ VV 剤保管営業所」 を 「 覚 醒 剤保管営業所」 に 改 め、 同 項 第三号中 「 覚 せい VV 剤 を 覚 醒 剤 に改め

第二十九条中 「左に」 を 「次に」 に改め、 同条各号中 「 覚 せ 1 剤 を 「覚醒 剤 に改める。

第三十条中「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に改める。

第五章 の二の章 名中 「 覚 せ VV 剤原料」 を 「覚醒 剤原料」 に、 「取扱」 を 「取扱い」 に改める。

条の二第一号中 「 覚 せ 1 剤原 料 を を 「覚 醒 剤原料を」 に、 「 覚 せ V) 剤原料 (T) を 「 覚 醒 剤 原 料

 \bigcirc に改 め、 同 条第二号中 「 覚 せせ 1 剤原料を」 を 「 覚 醒 剤 原料 を に改 め、 同 条第三号及び 第四日 号 中 「 覚

せ い 剤 原 料を」 を 「 覚 醒 剤 原 料を」に、 覚 せ 1 剤 原 料 \mathcal{O} を 「 覚 醒 剤 原 料 \bigcirc に 改 め 同 条第 五. 号中

覚 せせ 1 剤 原 料 12 を 「 覚 醒 剤 原料に」 に、 覚 せ 11 剤 原料 \bigcirc を 覚 醒 剤 原 料 \mathcal{O} に 改

第三十

条の三

第

項

中

「 覚

せ

1

剤原

料

に

を

「 覚

醒

剤

原

料

に

に

改

8

る。

8

る。

第三十 · 条 の 兀 第 項中 「覚せ 1 剤原 料 \bigcirc 及び 「 覚 せ 11 剤原料 \bigcirc を 「 覚 醒 剤原 料 . Д に改める。

第三十条の 五中 「第十二条第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ を 「同条第二 一項の」 に、 第十条第二 項」 を 同 条第二項」

指定の 取 消 を 「指· 定 \mathcal{O} 取 消 じに、 開 設 許 可 \mathcal{O} 取 消 を 開 設 許 可 \mathcal{O} 取 消 に改 いめる。

第三十条の六 第 項中 「 覚 せ 1 剤原 料 を を 「 覚 醒 剤 原料を」 に 改め、 同 項 E 次 0 ただし書を 加 える。

ただし、 本邦 に . 入 国 する者が、 厚生労働 大 臣 0 許 可 を受けて、 自己 0 疾病 \mathcal{O} 治 療 0 目的 で携帯 して医

薬品である覚醒剤原料を輸入する場合は、この限りでない。

第三十条の六第三項中 「前二項」を 「第一項本文又は前項本文」に、 「覚せ ١ ر 剤原料の」 を 「覚醒 剤 原

料の」 に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項中 「覚せい 剤原料を」 を 「覚醒剤原料を」 に改 め、 同

項に次のただし書を加える。

ただし、 本邦、 から 出 国す る者が、 厚生労働大臣 \mathcal{O} 許可を受けて、 自己 の疾病 の治療の の目的で携帯して

医薬品である覚醒剤原料を輸出する場合は、この限りでない。

第三十条の 六中 -第二項を第三項とし、 第 項 \bigcirc 次に 次 \mathcal{O} 項 を加 える。

2

前

項ただ

し書

 $\overline{\mathcal{O}}$

規定によ

り、

医薬品

品品

であ

る

覚醒

剤

原料

を携帯

L

て輸

入した者は、

第三十条

の七

(所

持

の禁止) 第三十条の九第 項 (譲渡及び譲受の 制 限及び禁止) 又は第三十条の十一 (使用 の禁止) \mathcal{O}

規定の適用については、 病院若 しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師 又は 医 療 法

第五 条第 項 (往診医師 等に関する特例)に規定する医師若 しくは 歯科 医師 (以 下 「往診医師 等 とい

う。 カュ 5 施 用 \mathcal{O} た 8) 医薬 品である覚醒剤 原 料 の交付を受けた者とみなす。

第三十条の六の二中 「 覚 せ 1 剤原料 を を 「 覚 醒 剤 原料 を に改める。

第三十条の 七中 覚せ 剤原料を」 を 覚醒. 剤原料を」 に改め、 同条第 号及び第二号中 「 覚 せ

三号中 改 剤 剤原 第八号中 < に改 め、 は 原 を が料を」 が料を」 歯 処 め、 科医 同 「基いて」 方箋」 条第十 「 覚 を に改め、 師 同 条第七号中 せ 「覚醒 (以下 号 に、 1 を 及び 剤 原 剤 同条第六号中 基 「往診医 覚 第 料 原料を」 づい せ +「処方せん」 を いく て |師等| 号中 剤 「 覚 に改め、 原 に、 料 醒 「 覚 「医療法第五条第 という。)」 剤 を 原 を せ 「 覚 せ 同 料 1 「処方箋」 「 覚 剤 条第三号から第五号までの規定中 VV 醒 原 12 剤原料」 剤 料 改 め、 を 原 に、 料 を 「往診医師等」 項 同 を 覚 に、 . 条第. 「覚せ (往診医師 醒 「覚醒剤 剤 九 「当る者」 ²号中 原 1 料 剤 原料」 に、 原 等に関する特例) 「 覚 に 料 を 改 せい め、 を 覚 に改め、 VV 「当たる者」 剤 せ 「 覚 せ 「 覚 原 同 1 · 条第· 料 醒 剤原料」 同号を同 剤 VV を 剤原料を」 原 に規定する医 十二号中 に 料 「 覚 改 を 条第 め に 醒 「 覚 改 剤 を め、 + 同 処 原 醒 方 料 師 条第 剤 四号と 「 覚 同 原 若 せ に 醒 + 条 料

十三 物 た Š \mathcal{O} 医薬 病院若 診 は 協院若 療 品 に であ しく 従 事 しく る覚 す は は Ź 診 療 醒 診 獣 剤 療 医 所 に 原料を譲り受けた者が、 所 師 お \mathcal{O} カン 開 5 1 て診 設 施 者 用 療に カン \mathcal{O} ため 5 従 医 医薬 師 事 する医 歯 品である覚醒 科 死亡した場合に 師若しくは 医 師 若 しく 剤 は 原 歯 科 お 獣 料 医師、 1 \mathcal{O} 医 交付、 て、 師 \mathcal{O} そ 往診 処 を受け、 $\bar{\mathcal{O}}$ 方箋に 相 医 師 続 等若 人又は ょ 又 は ŋ 薬 薬 しくは 相 剤 局 続 師 開 人に代 設 が 餇 者 育 調 若 剤 動

同

条第十二号の次に次の一

号を加える。

わ . つ て相 続 財産を管理する者が、 現に所有 又は管理するその医薬品である覚醒剤原料 を所持する

場合

第三十条の 八中 「覚 せい \ \ 剤 原料を」 を 「覚醒が 剤 原 料 を に改 δ る。

第三十 · 条 の 九 \mathcal{O} 見 出 し 中 「禁止」 を 「禁止等」 に改 め、 同 条中 何何 人も、 覚 せ V >> 剤原 料 を 何 人も、

覚醒 剤 原 料 に 改 め、 同 条第 号中 「 覚 せい VV 剤 原 料 を 「 覚 醒 剤 原 料 に 改 め、 同 条第 二号中 覚 せ 1 剤

原 料 を 「 覚 醒 剤 原 料 12 改 \Diamond 同 条第三号中 覚 せ VI 剤 原料」 を 「覚 醒 剤 凉 料 に、 処方、 せ ん を

処方箋」 改 め 同 条第 兀 号 中 第 項又は 第 項 を 第 項 本 文又は 第三 項 (本文) に、 覚 せい 11 剤 原

料 を 「覚醒 剤 原 料 に 改 め、 同 1条第 五号中 「覚せい 剤原料」 を 覚 醒 剤 原 料 に 改め、 同 条 に 次 0

を加える。

六 病院若 しく 、は診療 新に お V て診 療に従 事 する医 師 若 しくは歯 科 医 師、 往 診 医 師等若 しく は 餇 育 動 物

0 診 療に 従 事 す る 獣 医 師 か 5 施 用 \mathcal{O} ため 医薬 品 で ある覚醒 剤 原 料 の交付を受け、 又は 薬 高 開 設 者若

くは 病院若 L < は 診 療 所 \mathcal{O} 開 設者 カン 5 医 師 歯 科 医 師 若 L Š は 獣 医 師 \mathcal{O} 処方箋に により 薬 剤 師 が 調 剤

た医 薬 品品 で あ る覚 醒 剤原 料を 譲り受け た者 に 0 7 て、 次 \mathcal{O} 1 ず れ か に 該当する場合

1 当該 医薬品である覚醒 剤 原料を譲り受けた者が、 その 医薬品である覚醒剤原料を施用する必要が

なくなつた場合において、 その医薬品 である覚醒 .剤原料を薬局開設者又はその医薬品である覚 醒 剤

原料を 譲 り渡した病院、 診 療所、 若しくは 餇 育 動 物 診 療施設 の開設者に 譲 ŋ 渡す 場合

口 当該 医 薬品 で あ る覚醒 剤原料を譲り受けた者が、 死亡した場合に おい て、 その 相 続 人又は 相 続人

に代わ つて相ば 続 財 産を管理する者が、 現に 所有 又は管理するその医 薬 品品 であ る覚 醒 剤 原 料 を 薬

局 開 一設者 又はそ \mathcal{O} 医 薬 品で あ る覚醒 剤 原 料 を譲 ŋ 渡 L た病院、 診 療 所、 若しくは飼育 動 物 診 療 施 設

の開設者に譲り渡す場合

七 第三十条の七第六号又は第七号に規定する者が、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働 大

臣 \mathcal{O} 許可 を受けて、 全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質から成つてい る医薬品

で あ る覚醒剤原料を当該 医薬品である覚醒 1剤原料 を譲り渡 した同条第 号又は第三号から第五号まで

に 規 定す ,る者に言 譲 ŋ 渡す 場合その 他 の厚生労働省令で定め る場合

第三十条の九に次の一項を加える。

2

前 項第六号の規定 に より、 医薬品である覚醒剤原料を譲り受け た薬局開設者又は病院、 診療 所若しく

は 餇 育 動 物診療施設 の開設者は、 第三十条の十四第三項 (覚醒剤原料の譲受の 届出) に基づく届 出 0 後

厚生労働省令で定めるところにより、 速やかにその医薬品である覚醒剤原料を廃棄しなければ ならな

第三十条の十第一項中 「覚せ い剤原料」 を 「覚醒 剤原料」に、 「前条第三号及び第四号」 を 「前条第

項第三号、 第四号及び第六号」 に 改 か、 同 条第一 三項 中 「覚せい 剤原. 料 を 「覚醒剤 原料」 に改 8

第三十条の + 中 覚 せ VV 剤 原料」 を 覚醒. 剤 原料」 に 改 め、 同 条第二号中 「 覚 せい VV 剤 原 料 を

覚醒 剤 原 料 に 改 め、 同 条第三号中 「 覚 せ 1 剤 原 料 を 「覚醒剤原料」 に、 処方せん」 を 「処方箋」 に

改め、同条第四号中「基いて」を「基づいて」に改める。

第三十条の十二第一項中 「覚せい剤原料を」 を 「覚醒 剤原料を」 に改め、 同条第二項中「かぎ」を「鍵

」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十条の十三中 「覚せい 剤原 料 を 「覚 醒 剤 原 料 に、 立会」 を 「立会い」に、 「行なわなけ れば

」を「行わなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、 薬局開設者又は 病院、 診療所若しくは 飼育動物診療施設 の開設者が、 厚生労働省令で定め

若しくは獣医師 は飼育動物 ところにより、 の診療に従事する獣医師が施用のため交付した医薬品である覚醒剤原料又は医師、 病院若 の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を廃棄する場合には、 しくは 診療所にお いて診療に従事する医師若しくは歯科医師、 往診医師等若しく 歯科 この 医 限 師

第三十条の 「すみやかに」 十四四 を 一の見出 「速やか し中)こ |こ 事 に改め、 故 を 「事故等」 同 条 に 次 に改 の 三 め、 項 を加 同条中 える。 「 覚 せ V >> 剤原料」 を 「覚醒 剤原料」 12

りでない。

2 獣医 より、 物 \mathcal{O} の診 医 薬 薬 局 師 病院若 品で 療に従事する獣医師 開 \mathcal{O} 設者 処方箋により薬剤 ある覚醒 文は しくは診 病院 剤 原料 療所において診療に従事する医師若しくは 診 0 師 が 療所若しく 品 が 施用のため交付した医薬品である覚醒剤原料又は 調剤 名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道 した医薬品である覚醒剤原料を廃棄したときは、 は 餇 育 動 物 診 療 施 設 \mathcal{O} 開 設 る者が、 歯科 医 師 厚生労働省令で定めるところに 往診医師等若 医師、 逆府県, 三十日以内に、 歯科医師若 知事 しく に届 は しくは け 餇 出 育 な そ 動

第三十条の 九 第 項 (譲 渡及び譲受の制限及び禁止) 第六号の規定により、 医薬品である覚醒剤原 料

3

け

n

ば

なら

な

である覚醒 を譲り受けた薬局開設者又は 剤原料の品 名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事 病院、 診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者は、 に届け出なけ 速やかにその ħ 医 ば 薬品 な

4 都道 府県知事 は、 第三十条の七第一 号から第三号までに規定する者以外の者から第一 項の届出を受け

らない。

たときは、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

第三十条の 十五 第 項 中 覚せ 1 ·
剤原料 (T) を 「 覚 醒 I 剤 原料 \bigcirc に改 め、 同 項第三号中 取 消 を 取

消

に改め、

同

条第二項

中

「覚せ

1

剤原料」

を

「 覚

醒

剤

原料」

に

改め、

同

· 条第三

垣

中

覚

せ

1

剤

原

料

を 「覚醒 剤原料」 に、 「すみやかに」を 「速やかに」に、 「立会」を「立会い」 に改め、 同 条第 五. 項中

覚せい 剤原料」 を 「覚醒剤原料」 に改め、 同条第六項中 「第三十条の九」 を「第三十条の九第一 項」 に改

める。

第三十条の十六第二項中 「覚せい · 剤 の」 を 「覚醒 剤の」 に、 「覚せい剤原料」 を 「覚醒剤原料」 に改

る。

第三十条の十七第一 項第一号中 「又は譲り受けた覚せい 剤原料」 を 「譲り受け、 又は廃棄 した覚醒剤原

料 に 改 め、 同 項第二号中 「覚せ 7 剤原料」 を 「覚醒 剤原料」 に改め、 同 項第三号中 「第三十条の十 应

事 故 を 「第三十条の十四 第 項から第三項まで 事 故等」に、 「覚せ 7) 剤原料」 を 「覚醒 剤 原 料 に 改

め、 同条第二 項第一号中 護 り受け、 又は」 を 「譲り受け、 に、 「使用した覚せ V) 剤原 料 を 使用

又は 廃棄し た覚醒 剤原 料 に改め、 同]項第二号中 「第三十条の十 匹 を 「第三十条の十 兀 第一 項 か 5 第

同 |項を同 条第四項とし、 同 条第一 二項 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O} 項 を 加 える。

3

第三十

· 条

 \mathcal{O}

七第六号又は

第七

号に

規定する者

は、

それ

ぞれその

病院、

診療

所

餇

育動

動物診療

施

設

又は

三項まで」に、

覚

せ

11

剤

原

料

を

「 覚

醒

剤

原

料

に

. 改

め

同

|条第

三項中

前

項

を

前

三項」

に

改

8

薬局ごとに帳簿を備え、 次に 掲げる事項を記入しなければならな

譲り渡 譲り受け、 施用 Ļ 施用のため交付し、 又は廃棄した医薬品である覚醒剤原料 の品 名及

び数量並びにその年月日

第三十条 の十四 第 項 か ら第三項までの規定により届出をした医薬品である覚醒剤原料 の品 名及び

数量

条中 「覚 せ 1 剤又は覚せい 剤原料」 を 「覚醒剤又は覚醒 剤 原 料 に改 いめる。

改 め、 に、 第三十二条第 同 覚せ 条第二 1 剤 項 項中 中 [] [] 「 覚 を 覚 せ 「 覚 1 せ 剤 醒 1 剤 原 剤 料 \bigcirc に に、 を を 覚 覚 「 覚 醒 醒 剤 せ 剤 (I) 原 1 剤若 料 に、 に、 しくは覚 「 覚 、 取 せ 締 せ 1 Ŀ 剤保管営業所」 1 剤 を を 取 「覚 締 'n 醒 を Ĺ 剤若 「 覚 12 しく 醒 改 は 剤保管営業 \Diamond 覚 醒 剤 所 に

醒 覚 せ 醒 剤 1 第三十三条 \bigcirc 剤 剤 監 原 に、 料 視 員 を \mathcal{O} 覚 に 見 「覚 出 改 せ め 醒 L 11 剤 を 剤 原 原 同 料 料 条 (覚 第三 に、 醒 を 垣 剤監! 「 覚 中 「行なう」 現員) 醒 覚 剤 原 せ _ 料 1 を に 剤 に、 改 監 「行う」 め、 視 員 呈 同 に 条第 を 示 改 L な 覚 め け 醒 項 中 れ 同 剤 ば 監 条第 覚 視 員 を せい 二項 VV 提 に、 中 剤 宗 覚 を L 「 覚 なけ せ 覚 せ 1 剤 醒 れ 11 監 剤 剤 ば 視 \bigcirc に に、 員 改 を を 8 「 覚 覚

第三十四条中「取消」を「取消し」に改める。

-四条

の 二

一第二項

中

「 覚

せせ

1

剤

又は

覚

せ

1

剤

原

料

を

「覚醒

剤

又は

覚醒

剤

原

料

に改

め

第三十 匹 条 の三の 見出 し中 犯 罪 鑑 識 用 覚 せ 1 剤 を 犯 罪 鑑 識 用 覚 醒 剤 に 改 め、 同 条第 項 カン 5

三項 ま で \mathcal{O} 規 定 中 「覚 せ 1 剤 又は 覚 せ 1 剤 原 料 を 覚 醒 剤 又 は 覚 醒 剤 原 料 に改 め 同 条第 几 項 中 覚

剤若 せ V 剤 < 又 は は 覚覚 覚 醒 せ 剤 1 原 剤 料 原 料 に 改 を んめる。 「 覚 醒 剤 又 は 覚 醒 剤 原 料 に、 覚 せ 1 剤若 しくは覚 せせ 1 剤 原 料

を

「 覚

醒

第三十六条第 項中 左 の各号に」 を 「次に」 に 改 め 同 項 第 五号中 覚 せ 11 剤 を 「覚醒」 剤 に改め

同条第二項 中 「 覚 せ VV 剤 \mathcal{O} を 「覚醒 剤 0 に改め

第三十七条中 外 を 「ほ か に改 8

第三十八条第四号中

覚

せ

11

剤

原料

製造業者」

を

覚

醒

剤原料製造業者」

に改

らめる。

第三十 -九条中 「覚 せ 11 剤 を 「 覚 醒 剤 に 改 8 る。

第四

+

条の二

中

「 覚

せ

11

剤

 \mathcal{O}

品

名

を

覚

醒

剤

 \mathcal{O}

品

名

に、

「 覚

せ

1

剤

 \mathcal{O}

譲

渡

を

覚

醒

剤

 \mathcal{O}

譲

渡

に

覚 せ 1 剤 \mathcal{O} 施 用 機 関 を 「 覚 醒 剤 施 用 機 関 に、 「第三十 条 \mathcal{O} 六 第三 項 を 第 三十 条 \mathcal{O} 六 第 兀 項

に、 覚 せ 1 剤 原 料 \mathcal{O} 輸 入 を 「覚醒 剤 原 料 \mathcal{O} 輸 入 に、 「覚 せ 1 剤 原 料 \mathcal{O} 保管! 場 所 を 覚 醒 剤 原 料 \mathcal{O}

保管場所」 覚 せ 11 剤原 料 \mathcal{O} 廃 棄」 を 覚 醒 剤 原 料 (T) 廃棄」 に、 覚 せ 7) 剤原 料 \mathcal{O} 事 故 \mathcal{O} 届 出 を

事 故 等 \mathcal{O} 届 出 に、 覚 せ V 剤 原料 \mathcal{O} 묘 名 を 「 覚 醒 |剤原: 料 \mathcal{O} 品 名 に、 覚 せ 1 剤 原 料 \mathcal{O} 譲 渡 を 「 覚

醒 剤 原 料 \mathcal{O} 譲 渡 に、 覚 せ 1 · 剤 に」 を 「 覚 醒 剤 に に、 「覚せ 1 剤 原 料 に を 覚醒 剤 原 料 ľζ に改め

る。

第四 + 条第 項及 び第四 + 条の二第 項 中 「 覚 せ 1 剤 を 覚 醒 剤 に 改 \dot{b}

第四 十一条の)四第一 項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」 に改め、 同 項第一号中 「管理: 外覚せ V

剤 を 「管理外覚醒 剤 に改め、 同項第四号中「第三十条の九」を 「第三十条の九第一 項 に改 8 Ź.

第四十一 条の 八第一 項中 「覚せい 剤又は覚せ V) 剤原料」 を 「覚醒剤又は覚醒剤原料」 に改め、 同条第二

項中 「 覚 せ い 剤 を 「覚醒 剤 に改める。

第四 + 条 \mathcal{O} 九 中 「 覚 せ 1 剤 原 料 を 「 覚 醒 剤 原 料 に 改

いめる。

第四 + 条 \mathcal{O} + 中 「 覚 せ 1 剤 を 「覚醒 剤 に 改 8 る

第四

+

条の

十二中

刑

法

を

刑

法

(明

治

兀

+

年

法

律第四十五

号)

に改

8

る。

第四十一条の十三中 「第三十条の九」 を 「第三十条の 九第一項」に、 「覚せ 7 剤原料」 を 「覚醒剤原料

に改める。

第四十二条第五号中 「覚せい 剤 を「覚醒剤」 に改め、 同条第九号中 「覚せい」 · 剤 の」 を 「覚 醒 剤 \mathcal{O}

改め、 同 条第十号中 「 覚 せい 剤 を 「覚醒剤」 に改め、 同 条第二十二号中 「又は第二項」 を カ ら第三

ま で に 改 め、 同号を同 条第二十三号とし、 同条第二十 号中 「覚せ 1 剤 原料」 を 「 覚 醒 剤 原 料 に 改

同

一号を同条第二十二号とし、

同条第二十号中

「 覚

せ 7

·剤原料」

を

「覚醒

剤原

料

に改め、

同号を同

条第 項 に 8

二十一号とし、 同条第十九号中 「(事故の届出)」を 「第一項から第三項まで 事 が故等の (届出) に改め

同号を同条第二十号とし、同条中第十八号を第十九号とし、 第十七号を第十八号とし、 第十六号を第十

七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 第三十条の九第二項 (覚醒剤原料の廃 棄 \mathcal{O} 規定に違反した者

「第三十条の十七第三項」

を

「第三十条の十七第四

[項]

に改める。

別表第九号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第四十二条の二第六号中

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第五条 麻薬及び向精神薬取 締 法 (昭和二十八年法律第十四号) の一部を次のように改正する。

第五 十四条第五項中 「 覚 せ い 剤取締法」を 「覚醒」 剤取締法」に、 「第八十四条第二十五号 (医薬品 医 療

機器等法第七十六条の七第一項及び第二項の規定に係る部分に限る。)及び第二十六号」を 「第八十四

第九号 (名称、 形状、 包装その 他の厚生労働省令で定める事項からみて医薬品 医療機器等法第十 匹 条、 第

十九条の二、第二十三条の二の 五若しくは第二十三条の二の十七 の承認若 じく は 医 【薬品] 医 |療機器: 等 法 第二

十三条の二の二十三の認証を受けた医薬品又は外国にお į, て、 販売し、 授与し、 若しくは販売若 しくは授

与の る医薬品と誤認させる物品を販売し、 る行為に係るものに限る。)、 目 第二十一号、 的で貯蔵し、 第二十七号 若しくは陳列 (医薬品医療機器等法第七十条第一 第十九号(医薬品医療機器等法第五十五条の二の規定に係る部分に (配置を含む。 授与し、 又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、 以下この項において同じ。)をすることが認められてい 項に係る部分については 若しくは陳 医薬 が列をす 限 機

品

医

療

六条第 八 器等法第五十五条の二に規定する模造に係る医薬品 五. 十五 十七 条の二に規定する模造に係る医薬品に該当する疑いの 条第十三号 項第二十三号及び第二十四号」 (医薬品医 療機器等法_ を の 下 に 「第八十六条第 「第六十九条第四 に 係る部分に限る。) 項第二十五号及び第二十六号」 ある物に係る部分に限る。)並びに」 項 及び 及び第二十八号」 第五 項 (医薬 品 医療 に、 に改 機 器 め、 を加え 第 等 八十 法 第 第

第六条 麻薬及び 向精神薬取締 法 の 一 部を次のように改正する。

る。

第五· 十条の二十六第三項中 「第七条第三項」 を 「第七条第四 項 に改める。

第五 + 四条第五項中 「第五 項 を 「第六項」 に改める。

(安全な血 液製剤の安定供給 \mathcal{O} 確保等に関する法律 \mathcal{O} 部 設正)

第七条 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十号)の一部を次のよ

うに改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十五条」に、 「第二十五条―第二十七条」を「第二十六条―第二十八条

に、 「第二十八条―第三十一条」を「第二十九条 ―第三十二条」に、 「第三十二条-—第三十九条」 を

第三十三条―第四十条」に改める。

第二条第一 項中 「人血漿その 他 を削り、 い V. 同法に規定する体外診断用医薬品を除く」

う」に改める。

第七条の見出しを「 (原料血漿の製造業者等の責務)」に改め、 同条中「血液製剤の製造販売業者」を

「原料血漿 (国内で献血により得られる人血漿であつて血液製剤の原料となるものをいう。 以下同じ。)

の製造業者並びに血液製剤の製造販売業者」に改める。

第十条第二項第二号中 「前号」 を 「献血 に関する普及啓発その他の前 号 に改め、 同条中第五項を第六

項とし、 第四 項を第五項とし、 第三項を第四項とし、 第二項の 次に次 \mathcal{O} 項 を加 える。

3 採 血 事業者及び血 一液製剤 (厚生労働省令で定めるものに限る。 以下この項において同じ。 の製造販

売業者は、 献血推進 計 画の作成に資するため、 毎年度、 翌年度において献血により受け入れることが

能であると見込まれる血液 の量、 供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事

項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十一 条第四 頃中 「 第 一 項」 の下に「又は第五 項」 を加え、 同項を同条第七項とし、 同条中第三項を第

四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 採 血 事 業者 は 第 項 \mathcal{O} 認 可 を受けた献 血受入計画を変更しようとするときは、 厚生労働大臣 一の認可

を受けなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の認可について準用する。

第十一条中第二項を第三項とし、 第一 項の次に次の一項を加える。

2 献 血 受入計 画は、 次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該年度に献血により受け入れる血液の目標量

献 ш. をする者の募集そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 前号の 目 標量 を確保するために必要な措置に関する事項

三 その他献血の受入れに関する重要事項

第十二条第一項中「第二号に」を「次に」に改め、 (厚生労働省令で定めるものに限る。) を削り

同項第二号中 「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、 同項に次の一号を加える。

三 医薬品、 医療機器又は再生医療等製品 の研究開 .発において試験に用いる物その他の医療 の質又は保

健衛生の向上に資する物として厚生労働省令で定める物

第十三条第 項中 「採血を行う場所 (以 下 「採血 所 という。)ごとに」を「厚生労働省令で定めると

ころにより」 に改 め 同 条第四 |項を削 り、 同 条第三項ただし書を削り、 同項を同 条第四 「項とし、 同 条第二

項中 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 許 可 \mathcal{O} 申 請があつた場合において」を 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 許可を受けようとする者が 前項各号の ず

れにも適合していると認める場合であつても」に、 「同項」を 「第一項」に改め、 同項第一号中 「製造し

ようとする血液製剤」 を <u></u> 液製剤又は原料血漿」 に改め、 同項第四号中 「第二十二条」を「第二十三条

に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣 は、 前項の 許可を受けようとする者が次の各号のいずれにも適合していると認めるとき

でなければ、同項の許可を与えてはならない。

第二十二条第一項に規定する採 血の業務 の管理及び構造設備に関する基準に従つて採血を適正に行

うに足りる能力を有するものであること。

献 血者等につき、 第二十五条第一項に規定する健康診断を行うために必要な措置を講じていること。

三 第二十五条第二項に規定する採 血が健康上有害であると認められる者からの採血を防止するために

必要な措置を講じていること。

匹 他 \mathcal{O} 採 血 事業者 が現に用いている商号若しくは名称と同 の商号若しくは名称又は他 の採 血. 事 業者

と誤 認されるおそれ 0 あ る商号若 しくは名称を用いようとするものでないこと。

第十三条第五 項中 「採 所 所在地 3都道府5 県知事 を経由して」 を削 同条に次の一 項を加え

ŋ

血.

 \mathcal{O}

0)

6 厚生労働大臣は、 第一項の許可をし、 又は 前項の届出を受理したときは、 遅滞なく、 その旨を関係都

道府県知事 に通知しなければならない。

第十四条第 項中 採血 所ごとに」を削り、 同条第三項中 「前条第四項」 を「前条第六項」に改め、

 $\bigcup_{i=1}^{n}$ 申 請 を削り る。

第十七条第 項中 「原料・ <u>́</u>ш. 漿 国 内 で献, Ш. により得られる人血漿であつて人血 歳以外の <u>í</u>. 一液製剤 \mathcal{O} 原料

となるものをいう。 以下同じ。) の製造その他 の採血」を「これ」に、 「総称する」を「いう」に改める。

える。

第三十九条中「第三十二条」を「第三十三条」に改め、 同条を第四十条とする。

第三十八条中「第二十三条」を「第二十四条第一項」に、 「同条」を「同項」に改め、 「又は」の下に

「第十条第三項、」を加え、「、第二十五条第三項若しくは第二十六条第一項」を「若しくは第五 項、 第

一十六条第三項若しくは第二十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条中「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、 同条を第三十八条とし、

条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とする。

第三十四条中「第二十一条第二項又は第二十二条」を「第二十二条第二項又は第二十三条」に改め、

条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条中「第十三条第四項 (第十四条第三項において準用する場合を含む。)及び第五項並びに第

二十三条第一項」を「第二十四条第一項」 に改め、 第五章中同条を第三十二条とし、 第三十条を第三十一

条とし、第二十九条を第三十条とする。

第二十八条の見出しを \neg (採血事業者等の情報提供) 」に改め、 同条中 「採血事業者は、 その採 取 した

血液を原料として製造された」を「次の各号に掲げる者は、」に、 「当該血液に関する必要な情報を、 当

同

該血 液製剤」 を 「それぞれ当該各号に定める情報を、 血. 液 製剤」 に改め、 同条に次の各号を加える。

- 血 一液製剤 \mathcal{O} 原料たる血 液を採取 した採血事業者 当該 血液 の安全性 に関する必要な情 報
- 血 一液製剤 \mathcal{O} 原料たる原料血漿を製造した製造業者 当該原料 血 懸り の安全性に関する必要な情報
- 三 血. 液 製 剤 を製造 L た製造業者 当該 血. 液製剤の安全性に関する必要な情 報

第二十八条に次の一項を加える。

2 採 血 事 業 者 は 血 液 製剤 に による保証 健衛 生 上 \mathcal{O} 危害 \mathcal{O} 発 生又は拡 大を防止す っるため \mathcal{O} 措置を講 ずるた

に 必 要と認 \emptyset 5 れる場合に は、 その 採 取 L た 血. 液 0) 安全性に関する必要な情 報 を、 他 \mathcal{O} 採 Щ. 事 業者 12 提

供しなければならない。

第二十八条を第二十九条とする。

第二十七条の見出しを (原料血 一般の製造業者による原料血 一漿の供給) に改 め、 同条中 「採 血 事 業者

を 「原 料 血 り \mathcal{O} 製造業者」 に、 「配分して」 を 供供 給 L て に改 め、 第四 章 中 同条を第二十八条とする。

第二十六条第三項 を 同 条第四 項とし、 同 条第二項中 前 項」 を 前 二項」 に 改 め 行行 った」 の 下 に

原料 <u>ш</u>. 験の 製造業者又は Ш. 液製剤の」 を、 「尊重して」 の 下 に 「原料・ 血 漿を供給 Ļ 又は 血. 液製剤を」 を

加え、 「又は」を「若しくは」に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一 項を同条第二項とし、 同条に第

一項として次の一項を加える。

原料血漿の製造業者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 原料血漿の供給の実績を厚生労働大臣

に報告しなければならない。

第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条第三項中 「採血· 事業者」 を 「原料・ 血漿の製造業者」 に改め、 同条第四項中 「配分される」を

供給される」に改め、 同条第七項中 「採血事業者」 を 「原料血漿の製造業者」 に、 「配分」 を 供 給

に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条第二項中「その他」を「その他の」に、「される」を「認められる」に改め、 同条に次の一

項を加える。

3 第十二条第一項第二号及び第三号に掲げる物の原料たる血液を得る目的で、 人体から採血しようとす

る者は、 献血者等に対し採取 ľ た血 一液の使途その他採血に関 し必要な事項について適切 な説明を行い、

その同意を得ることその他の厚生労働省令で定める措置の実施を確保しなければならない。

第三章中第二十四条を第二十五条とする。

第二十三条第一項中 「採血所」を「採血事業者の事務所、 採血所その他の場所」に改め、 同条を第二十

四条とする。

第二十一条第

項 中

(採

血

の用に供する車両を含む。

以下同じ。)」を削り、

同条第二項中

「その業

第二十二条中 「業務」 の 下 に 「の全部若しくは一部」を加え、 同条を第二十三条とする。

務」の下に「の全部若 しくは一 部」を加え、 同条を第二十二条とする。

第二十条の次に次の一条を加える。

(採血責任者等の設置)

第二十一条 採血事業者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 採血所 (採血を行う場所をいい、 採血

の用に供する車両を含む。 以下同じ。)ごとに、採血の業務を管理する採血責任者を置かなければなら

ない。

2 採 血 事業者は、二以上の採血所を開設したときは、 採血 責任者の設置、 採血 責任者に対する採血 の指

図その 他採 Ш. の業務を統括管理させるために、 採血統括者を置かなければならない。

3 採血責任者及び採血統括者が遵守すべき事項については、 厚生労働省令で定める。

(薬剤師法の一部改正)

第八条 薬剤師法 (昭和三十五年法律第百四十六号) の一部を次のように改正する。

第二十五条の二に次の一項を加える。

2 薬剤師 は、 前項に定める場合のほか、 調剤、 した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には

患者の当該薬剤 \mathcal{O} 使用 の状況を継 続 的 カゝ つ 的 確 に把握するとともに、 患者又は現にその看護に当たつ

ている者に対し、 必要な情報を提供し、 及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

第二十八条第二項中「したときは」の下に「、 厚生労働省令で定めるところにより」を加え、 同項ただ

し書を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法 は律は、 公布 の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条及び第三十九条の規定 公布の日

第二 条の規定、 第四条 (覚 せ いい 剤取 締法第九条第 項第二号の改正規定に限る。) の規定及び第六条

 \mathcal{O} 規定並びに次条、 附則第一 五. 条、 第六条、 第八条、 第十一条第二項、 第十六条及び第二十条 0 規定、 附

則第二十二条 自 衛 隊 法 (昭 和二十九年法律第百六十五号) 第百十五 条 O五 第二項 \mathcal{O} 改 Ē 規定 に 限

 \mathcal{O} 規 定並 び に 附則第二十三条、 第二十八条、 第三十一条、 第三十四条及び第三十六条 \mathcal{O} 規定 公布 \mathcal{O}

日 か 5 起算 て二年 -を超え, な VI 範 囲 内 に お 1 て政 令で定め る \exists

 \equiv 第三 一条及 び 附 則 第 七 条 \mathcal{O} 規定 公布 \mathcal{O} 日 カゝ ら起算して三年を超 えなな 7 範囲内に おい て政令で定める日

(保管のみを行う製造所の登録に関する経過措置)

第二条 第二条 小の規定の の施 行 \mathcal{O} 際現に医 薬品、 医薬部: 外品又は化粧品について同条の規定による改正前 \mathcal{O} 医

薬品 医 療機器等の 、品質、 有 効性及び安全性 \mathcal{O} 確 保等に関する法律 (以 下 「第二号旧 医 [薬品] 医 療 機器等 法

という。 第十三条第 項 \mathcal{O} 許可を受けてい · る者 1の当該: 許可に係 る製造 所が 保管 (第二条の 規 定 による

改正 後 \mathcal{O} 医 薬 品 医療 機 器等 \mathcal{O} 品 質 有効性 及び安全性 \mathcal{O} 確 保等に 関 する法律 (以 下 第 二号新 医 薬 品品 医

療機器等法」 という。) 第十三条の二の二第 項に規定す る保管をいう。 以下同じ。 0 みを行 って 1

当該 る医 三項に規定する期間 ŧ とみなす。 たときは のであるときは 許 |薬品又は 可 に係る この 当該製造所に 医薬部外品にあっては、 る第一 場合に、 二号旧 当該許可を受けている者が、 が経過するまでに厚生労働省令 お うい 医 V 薬 て、 品品 て第二号新医薬品 当該 医 療機器等法第十三条第三項に規定す 登録 農林水産省令。 に係る同 医 条第四 当 該 療 機器等法第十三条の二の二第一 (専ら動物のために使用されることが目的とされ 次項において同じ。) で定めるところにより申 .許可に係る第二号旧 項に規定する期 る期 間 医薬品 間 は \mathcal{O} 当該 残 存 医療機器等法第十三条第 製造 期間、 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ とする。 所について受けた 登録を受けた てい ŧ L 出 \mathcal{O}

2 三条の三 第十三条第三項に規定する期 第二条 認定を受けている者が、 第一項の O規定 \mathcal{O} '認定を受けている者の当該認定に係る製造所が保管のみを行っているものであるときは 施 行 \mathcal{O} 際現 間 に が 当該認定に係る同条第三項において準用する第二号旧 医 薬品、 経過するまでに厚生労働省令で定めるところにより申 医薬 部 外 品 又は 化 粧 品品 に つい て第一 一号 旧 医 薬 品品 医 |薬品| し出たときは、 医 療 医療 機器 機器等 等 法 第 当 + 法

の二第四 の場合に お 項に規定する期間 1 て、 当該 登 録 に は、 係 る同 当該製造所について受けた当該認定に係る第二号旧医薬品 条第一 一項 に お 1 て準 用する第二号新 医 薬 品品 医 療機 器等法第十三条の二 医療機器等法第

該製造所につい

て第二号新医

薬品

医療機器等法第十三条の三の二第

項

 \bigcirc

登録を受けたも

のとみなす。

十三条の三第三項において準用する第二号旧医薬品 医療機器等法第十三条第三項に規定する期間 の残存期

間とする。

(選任外国製造医薬品等製造販売業者に関する変更の届出等に関する経過措 置

第三条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に第 条の規定による改正 前 \mathcal{O} 医 薬品、 医 療 機器 等の 品質、 有効性及び安全性の

確保等に 関する法律 (以 下 \neg 旧 医 薬 品 医 [療機器等法] という。 第十 九条の三に規定する変更をした者

あ 0 同 条 \mathcal{O} 規定による届 出 をし て 1 な 1 ŧ のについては、 第 条 \mathcal{O} 規 定による改 正 後 \mathcal{O} 医 薬 品 医 療

機器等 \mathcal{O} 品質、 有効性 及び安全性 \mathcal{O} 確保等に関する法律 (以 下 新 医薬! 品品 医療機器等法」 という。) 第十

九条の三第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律 \mathcal{O} 施行前 に旧 医薬品 医療機器等法第二十三条の二の十八に規定する変更をした者であって、 同

条の 規定による届 出をしてい ない ものについては、 新医薬品医療機器等法第二十三条の二の十八第二項

規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 0 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 旧 医 薬 品 医 療機 「器等法第二十三条の三十八に規定する変更をした者であって、 同条

の規定に よる届 出をし てい ない もの につい ては、 新医薬品医療機器等法第二十三条の三十八第二項の規定

にか かわらず、 なお従 前 の例による。

証 0 申 ・請に関する経過措 置

第四条 この法律の施 行 前に旧 医薬品医 「療機器等法第二十三条の二の二十三第一項又は第六項の規定によ

行わ れ た認証 \mathcal{O} 申請 に係る資料については、 新医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第三項 への規定

は、 適 用 しな 1

第五

条

附

則 第

条第二号に掲

げ

る規定の施行の

日

(以 下

第二号施行日」

という。

から起算して二年

を

(医 品 医 療機器又は再生 医療等製品 の容器等の 記 載 事 項に関する経過 措 置

経過する日までの間 に製造販売をされた医薬品 医療機器又は再生医療等製品についての第二号新医 薬 品品

医療機器等法第五十二条第一項、第六十三条の二第一項又は第六十五条の三の規定の適用については、 第

二号新医薬品医療機器等法第五十二条第一項、 第六十三条の二第一項及び第六十五条の三中 「その容器又

は とあるのは 「これに添付する文書又はその容器若しくは」と、 「符号」とあるのは 「符号又は同項に

規定する注意事 項等情報 報 とする。

(添付文書等 記 載事 項の届 出等に関する経過措置

第六条 第二条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際現に医 1薬品、 医療 機 器又は再生医療等製品 に うい て第二号旧 医薬 品 医 療 機

器等法第五十二条の二第一項、 第六十三条の三第 一項又は第六十五条 の四 第 項 の規定によりされ 7 7 る

届 出 は、 当該 医 薬品、 医療 機 器又は再生医療等製品 に つい ての 第二号新医薬品 医 療機器等法第六十八条

二の三第一項の規定によりされた届出とみなす。

2 第二条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 12 医 薬 品 医 療 機 器 又 は 再生 医 |療等製| 品 に つ **,** \ て第二 一号旧 医 薬 品 医 療 機 器 等

法第五 十二条 *の* 一第二項、 第六十三条 が 三 一第二項 又は 第六 + 五 条 \mathcal{O} 兀 第 項 \mathcal{O} 規定により っ され て る 公 表

は 当 該 医 薬 品 医 療 機 器 又 は 再生医 療等製品 品 に つ 1 7 \mathcal{O} 第二号新 医薬! 品 医 療 機 器等法第六十八 条 の 二

三第二項の規定によりされた公表とみなす。

医 |薬品: [等を 識 別するための符号の容器 へ の 表示等に関する経過措 置

第七条 第三条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際現に存する医薬品 医 療 機器又は 再生医 療等製品 に うい 7 は、 同 条 \bigcirc 規 定

に よる改 正 後 \mathcal{O} 医 薬品、 医 療 機 器等の 品 質、 有効性及び安全性の 確 保等に関する法律第六十八条の二の 五.

の規定は、適用しない。

(課徴金納付命令等に関する経過措置

第八条 第二号新 医薬品医療機器等法第七十五条の五の二から第七十五条の 五. の十九までの 規定は、 第二号

施 行 日 以後に 行 われた第二号新医薬品医療機器等法第七十五条の五の二第一項に規定する課徴金対象行為

について適用する。

治 験 使 用 薬 物 等 \mathcal{O} 副 作 甪 等 \mathcal{O} 報告に関する経 過 措 置

第九条 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 (以 下 施施 行 日 とい 、 う。) 前 に 医 1薬品、 医 療 機器等の 品質、 有効性及び安全

性 \mathcal{O} 確 保 等に . 関 す る法 律 第 八 十条の二 一第二項 \mathcal{O} 規 定に により 届 け 出 5 れ た 計 画 12 係 る 治 験 施 行 日 前 に 同 項

ただし 書 \mathcal{O} 規定に、 よ Ŋ 開 始 L た治験を含 む。 に つ 7 ては、 新 医 薬 品 医 療 機器等法第八十 条の二 一第六項、

第七項及び第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(業として行う採血の許可に関する経過措置)

第十条 この 法律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際現 に第七条の 規定による改正前の安全な血液製剤の安定供給 \mathcal{O} 確 保等に関する

法律 第十三条第 項 \mathcal{O} 許 可 を受けてい 、る者は、 第七 条 0 規定による改正 後 の安全な血 液製剤 の安定供 給 \mathcal{O}

確保等に 関する法律第 十三条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 許 可を受けたものとみなす。

(申請に対する経過措置)

- 第十一条 この 法律の施行前にされた、 次に掲げる申請についての処分については、 なお従前 の例による。
- 旧 医 薬品医療機器等法第十四条、 第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承
- 認 の申 請であって、 この法律の施行の際、 承認をするかどうかの処分がされてい ない ŧ
- 旧 医 薬品 医 療機器等法第二十三条の二の二十三の 認証 の申請であって、 この法 (律 \mathcal{O} 施 行 の際、 認

証を

- するかどうか の処分がされてい ない ŧ \mathcal{O}
- 2 第二条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 施 行 前 にされた、 次に掲 げ る申請についての処分については、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 、よる。

第二

号旧

医

[薬品]

医療

機器等法第四

[条第

一項、

第十二条第一項、

第十三条第一

項、

第二十三条

の二第

- 項、 第二十三条の二十第一項、 第二十三条の二十二第一項、 第二十六条第一項、 第三十条第一項、 第三
- 十四条第一項、第三十九条第一項、第四十条の二第一項又は第四十条の五第一 項の許可の申請 であって
- 第二条の 規定の施行の際、 許可をするかどうかの処分がされていない も の
- 第二号旧 医 薬品 医療機器等法第十四条、 第十九条の二、第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七
- 0 承 認 0 申 請 であって、 第二条の 規定の施 行 \mathcal{O} 際、 承認をするかどうか の処分がされてい な Ł
- 三 第二 号旧 医薬品医療機器等法第十三条の三第一項又は第二十三条の二十四第 項の 認定の申 請 であっ

て、 第二条の規定の施行の際、 認定をするかどうかの処分がされていな いもの

兀 第二号旧医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項、第二十三条の二の四第一項又は第二十三条

 \mathcal{O} 七 第 一項の登録の申請であって、 第二条の規定の施行の際、 登録をするかどうかの処分がされていな

いもの

(施行前の準備)

第十二条 新医 薬品 医療機器等法第二十三条の二の十の二第一項若しくは第三項又は第五十六条 の二第一 項

(第六十条、 第六十二条、 第六十四条又は第六十五条の五において準用する場合を含む。 以下この 項 E お

いて同じ。) の確認を受けようとする者は、 施行日前においても、 新医薬品医療機器等法第二十三条の二

の十の二第一項若しくは第三項又は第五十六条の二第一項の規定の例により、 その申請を行うことができ

る。

2 厚生労働大臣は、 前項 の規定による確認 の申 請が あった場合には、 施 行 日 前においても、 新 医薬品 医 療

機器等法第二十三条の二の十の二第一 項 から第四 項までの規定又は第五 十六条の二(第六十条、 第六十二

条、 第六十四条又は第六十五条の五にお いて準用する場合を含む。) の規定の例により、 確認をすること

ができる。 この場合において、 当該確 認は、 施行日にその効力を生ずる。

3 厚生労働大臣は、 施行日前においても、 新医薬品 医療機器等法第二十三条の二の十の二第九項から第十

項までの規定 0 例により、 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (第十三項にお ζ) . て 機 構

に、 新 医薬 品 医療機器等法第二十三条の二の十の二第一 項及び第三項 0 確認を行わせることができる。

4 新 医 薬 品品 医 療機器等法第七十七条の二第二項又は 第三項 \mathcal{O} 指定を受けようとする者は 施行 日 前 に お

7 ŧ 新 医 薬品 医 療機器等法第七十七条 の二第二項 又は第 三項の 規 定 の例により、 その 申 請 を行うことが

できる。

5 厚生 労働大臣は、 前項の規定による指定の申請があった場合には、 施行日前においても、 新医薬品 医 療

機器等法第七十七条の二第二項又は第三項の規定 の例により、 指定をすることができる。 この場合に おい

て、当該指定は、施行日にその効力を生ずる。

6 新 医 薬品医 療機器等法第七十七条の二第二項又は 第三項の規定による指定につい 、ては、 厚生労働 大臣

専ら 動 物 0 ため に使用されることが目的とされ てい る医薬品 医 療 機器 又 は 再 生 医 療等製 品 に あ 0 て

農林 水産大臣) は、 施行 日 前 においても、 新医薬品 医療機器等法第七十七条の二第二項又は 第三項 0 規定

の例により、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くことができる。

7 二号施行日前においても、 第二号新医薬品医療機器等法第六条の二第一項又は第六条の三第一項の認定を受けようとする者は、 第二号新医薬品医療機器等法第六条の二第一項及び第二項又は第六条の三第 第

項及び第二項の規定 の例により、 その申請を行うことができる。

8 新医 都道 薬品 府 1県知 医 療 事 機 器等法第六条 は 前 項 \bigcirc 規 定に の二から第六条 よる認定 の申 \mathcal{O} · 請 が 兀 まで あった場合には、 \mathcal{O} 規定の 例に より、 第二号施行日前に 認定をすることができる。 お いても、 第二号

場合において、

当該認定は、

第二号施行日にその効力を生ずる。

9 する者は、第二号施行日前に まで又は第十三条の三の二の規定の例により、 第二号新医薬品医療機器等法第十三条の二の二第一項又は第十三条の三の二第一項の登録を受けようと おいても、 第二号新医薬品医療機器等法第十三条の二の二第一項から第三項 その申請を行うことができる。

新医 厚生労働大臣は、 薬品 医 療機 器等法第十三条の二の二第一 前項 \mathcal{O} 規定による登録 の申 項か · 請 が ら第三項まで及び第五項又は第十三条の三の二の あった場合には、 第二号施行 日前においても、 規定の 第二号

10

例により、 登録をすることができる。この場合において、 当該登録 は、 第二号施行日にその効力を生ずる。

11 第二号新医薬品医療機器等法第十四条の二第一項 (第二十三条の二十五の二において準用する場合を含

む。 以下この項において同じ。)、第十四条の七の二第一項若しくは第三項又は第二十三条の三十二の二

第 項若しくは第三項の 確認を受けようとする者は、 第二号施行日前においても、 第二号新医薬品 療 機

器等法第十四 _ 条 の二第一 項、 第十四条の七の二第一項若しくは第三項又は第二十三条の三十二の二第一項

若しくは第三 項 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 例 に より、 その 申請を行うことができる。

12 厚 生労働 大臣 は 前 項 \mathcal{O} 規 定による確 認 \mathcal{O} 申 ·請 が あった場合には、 第二号施行日 前 にお 1 ても、 第二号

新 医 |薬 品品 医 療 機器等法 第十四 条 の二第 項から第四項まで (これらの規定を第二十三条の二十五

1 て準用する場合を含む。 次項において同じ。)、第十四条の七の二第一項から第四項まで又は第二十三

条の三十二の二第一項から第四項までの規定の例により、 確認をすることができる。 この場合において、

当該確認は、第二号施行日にその効力を生ずる。

13 厚生労働大臣 は 第二号施 行 日前においても、 第二号新医薬品 医 療機器等法第十四 条の二の二、 第十四

条の 七 の二第八項から第十一項まで、 第二十三条の二十七又は第二十三条の三十二の二第八項 か ら第十

項までの 規定の例により、 機構に、 第二号新医薬品 医療機器等法第十四条の二第二項の 規定による調

同 条第三項の 規定による基準 確認証の交付又は第二号新医薬品医療機器等法第十四条の七の二第一項若し

は第三項若しくは第二十三条の三十二の二第一項若しくは第三項の確認を行わせることができる。

14 第四条の規定による改正後の覚醒剤取締法 (以下この項及び次項にお **,** \ て 「新覚醒剤取 締 法」という。

第三十条の六第一項ただし書又は第三項ただし書の 規定による許可を受けようとする者は 施 行 日 前 12

お 7 ても、 新覚 醒 剤 取 締 法第三十条の六第一 項ただし 書又は第三項ただ し書 \bar{O} 規定の例に より、 そ \mathcal{O} 申 請

を行うことができる。

15 厚生 一労働 大臣 は 前 項 0 規定による許 可 の申 請が あった場合には、 施 行 日 前に おい ・ても、 新覚 醒 剤 取 締

法第三十条の六第一項ただし書又は第三項ただし書の規定の 例により、 許可をすることができる。 この 場

合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

(処分等の効力)

第十三条 この 法律 附 則第一条各号に掲げる規定にあっては、 当該規定。 以下同じ。) 0) 施 行 前 に改正 前

のそれぞれ 0 法 律 \mathcal{O} 規定によってした処分、 手続 その 他 \mathcal{O} 行為であって、 この法律に による改一 Ē 後 \mathcal{O} そ れ ぞ

れ の法律 (以下この条及び次条において 「改正: 後 の各法律」という。)の規定に相当の 規定があるも のは

こ の 附 則 に別段の定めがあるものを除き、 改正後の各法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(検討)

第十四条 政府は、 この法律の 施行後五年を目途として、 改正後の各法律の施行の状況を勘案し、 必要が あ

する。

ると認め

るときは、

改正

後の

各法律について検討を加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと

(地方自治法の一部改正)

第十五 条 地方自 治 法 昭昭 和二十二年法律第六十七号) の 一 部を次のように改正する。

別表第 覚 せ**、** VV 剤取: 締法 (昭和二十六年法律第二百五十二号) の項中 「 覚 せ \ \ \ 剤取 \締法] を 「覚醒 剤取

締法」に、 「覚せ い剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、 「覚せ い剤原料輸入業者」 を 「覚醒 剤 原 料 輸

入業者」に、 「覚せ 7 剤原料 輸出業者」 を 「覚醒剤原料輸出業者」に、 「覚せ ζ`\ 剤原料製造業者」 を

醒 剤 原料 製造業者」に、 「第三十条の六第三項」 を 「第三十条の六第四 項 に改り め、 同表安全な 血. 液 製剤

の安定供 給 \mathcal{O} 確保等に関 する法律 (昭 和三十一 年法律第百六十号) の項中 「第十三条第四 項 (第 + 兀 条第

三項に お 1 て準用する場合を含む。 及び第五項並びに第二十三条第一項」を「第二十四条第 項」 に改

め、 同 表 (医薬品、 医療 機器等 \dot{O} 品質、 有効性及び安全性 の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百 兀

-五号) の項第一号中 第 四 項及び第五項」 を 「及び第四項から第六項まで」に、 「第七十条第 項及

び第二項」を 「第七十条第一 項及び第三項」に改 め、 同項第二号中 「第二十一条第 項及び第二項」 を

第二十一条」 に、 「及び第四 項、 第七十条第一 項及び 第二項」 を 第四 項及び第五 項、 第七十条第一

項

及び第三項」に改め、同項第三号を削る。

第十六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別 表 第 医 薬 品 医療 機器 等 \mathcal{O} 品質、 有効 性 及び安全性 \mathcal{O} 確保等 に関 する法律 昭昭 和三十 ·五 年 法 律 涼 百

四十五号) 0 項第一 号中 「 及 び 第四 「項から第六項まで」 を 第四 項、 第六項及び第七項」 に改 め、 同 項

第二号中「第五項」を「第六項」に改める。

(刑事訴訟法等の一部改正)

第十七条 次に .掲げ る法 律 \mathcal{O} 規 定中 「 覚 せ 11 剤 取 締 法 を 「覚醒 剤 取 締 法 に改める。

- 刑 事 訴 訟法 昭 和二十三年法律第百三十一号) 第三百五十条 の二第二項第四号ハ
- 一 あへん法 (昭和二十九年法律第七十一号) 第十四条第三号

 \equiv 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)別表第二十二号

兀 組 織 的 な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (平成十一年法律第百三十六号) 第二条第二

項第二号イ、別表第二第十五号及び別表第三第二十六号

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十八条 出入国管理及び 難民 認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号) の一部を次のように改正する。

第五 条第一 項第六号中 「 覚 せ \ \ 剤取締 法 を 「覚醒 剤取締法」 に、 「覚せい剤若しくは覚せい 剤 原料」

を「覚醒剤若しくは覚醒剤原料」に改める。

第二十四条第四号チ中 「覚せい剤取締法」 を 「覚醒剤取締法」に改める。

(酒税法の一部改正)

第十九条 酒税法 (昭和二十八年法律第六号) の一部を次のように改正する。

第六条の四 第二号中 「第六十九条第四項」 の下に「及び第五項」 を加える。

第二十条 酒税法の一部を次のように改正する。

第六条の四第二号中「第五項」を「第六項」に改める。

(関税法の一部改正)

関税法 (昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の二第一項第一号及び第六十九条の十一第一項第一号中 「覚せい剤取締法」 を 「覚醒剤取締

法」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

二十二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第百 十五 条の三第一 項中 「覚せい 剤取締法」 を 「覚醒 剤取締法」 に、 「覚せ い剤原料を」 を 「覚醒

料を」 に、 「覚せい剤原料取扱者」を 「覚醒剤原料取扱者」に改める。

第百十五条の五第二項中「第三十四条第三項」を「第三十四条第五項」 に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十三条 登録免許 税法 韶 和 四十二年法律第三十五号) *Ø*) 部を次のように改正する。

別 表第 第七十七号二中 同 条第六項」 を 同 条第八項」 に改め、 同号二を同号両とし、 同号出中 「第

六項」 を 「第八項」 に、 「第十三条の三第一項」を「第十三条の二の二第一項、 第十三条の三第一項、 第

剤原

項」を 三条の二十二第八項」 十三条第六項」 同号川を同号川とし、 十三条の三の二第一項」に、 別表第 (Ξ) (五) 同 製造業者 号田を同号出とし、 う製造 製造業者の保管のみを行う製造所の登録 「同条第七項」に改め、 医薬品 医薬品 第七十七号口の次に次のように加える。 所に係る登録) を 医療機器等法第十三条の二の二第 の保管のみを行う製造所に係る登録) 医療機器等法第十三条の三の二第 「第十三条第八項」 に改め、 同号出中 同 号(四) 0) 「第五項」を「第七項」 医薬品、 同号比を同号出とし、 同号出を同号出とし、 中 (動物用医薬品等)」 に改い (動物用医薬品等) 医薬部 め、 外品 同号回を同号四とし、 (更新の登録を除く。 一項 項 又は化粧 0) に改め、 同号八中 同号仇中 (医薬品等外国 (保管の を削り、 医 _ 薬品等外国 を削 品品 のみを行 同号世を同号世とし、 \mathcal{O} 「第二十三条の二十二第六項」を 「同条第六項」を 保 り、 同号出を同号加とし、 管 同 同号四を同号穴とし、 登録 号(四) 登録件数 件 \mathcal{O} 次に次 数 「同条第八項」に改め、 一件につき九 件につき九 のように加 同号出中 同号穴を同号八と 同号三中 「同条第五 万円 える。 万円 「第二十

 \mathcal{O} みを行う製造所 の登録 (政令で定めるものに限り、 更新 の登

録を除く。)

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)

第二十四条 化学物質 (の審 査及び 製造等の 規制 に関する法律 (昭 和四十八年法律第百十七号) *(*) 部を次の

ように改正する。

第二条第一 項第二号中 「 覚 せい \ \ 剤取締法」 を 「覚 醒 剤取締 法 に、 「覚せい剤及び」 を 「覚醒 剤 及び」

に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

国 際的な協力の下に規制 薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精 神薬取

締法等の特例等に関する法律の一部改正)

第二十五 条 国際的 な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向

精神 -薬取 締 法 等 \mathcal{O} 特例等に関する法律 (平成三年 法律 第九十四号) の 一 部を次のように改正する。

第一 条中 はく奪する」を 「剝奪する」に、 カ んがみ」 を 「鑑み」 に、 「覚せい 剤取締法」 を 「覚醒

剤取締法」に改める。

第二条第一項中 「覚せい剤取締法」を 「覚醒剤取締法」に、 「覚せい剤」 を 「覚醒剤」 に改め、 同条第

|項第五号から第七号までの規定中「覚せい剤取締法」を 「覚醒剤取締法」 に改める。

第五条第四号中 「覚せい剤取締法」 を 「覚醒剤取締法」 に改める。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)

第二十六条 犯罪捜査 のため \mathcal{O} 通信傍受に関する法律 (平成十一年法律第百三十七号) *(*) 部を次のように

改正する。

別表第 第二号中 「覚せい剤取締法」 を 「覚醒剤取締法」 に、 「覚せい剤原料」 を 「覚醒剤原料」 に改

める。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第二十七条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 (平成十四年法律第百九十二号) の一部を次のように

改正する。

第十五条第 項第五号イ中 「審査を行うこと」の下に 乛 同法第二十三条の二の十の二第九項 同 法第

二十三条の二の十九において準用する場合を含む。)の規定による確認を行うこと」を加え、 「第二十三

条の十八第二項」を「同法第二十三条の十八第二項」に改め、 第二十三条の二の十三第一項」の下に「、第二十三条の二の十八第二項」を、「第二十三条の三十第二項 条の三第二項」を、「第二十三条の二の十第二項」の下に「、第二十三条の二の十の二第十一項」を、 の下に「、第二十三条の三十八第二項」を加え、 同項第七号に次のように加える。 「第十四条の十第一項」の下に「、 第十九

ハ イに掲げる業務に係る手数料を徴収すること。

十三条の二第一項」を 第二十二条第一項中 「同項」 「第十二条第一項」 に改める。 の下に「若しくは第二十三条の二第一項」 を加え、 「同法第二

第二十八条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部を次のように改正する。

法第二十三条の二の十の二第九項」を「行うこと、同法第十四条の七の二第八項 いて準用する場合を含む。)、第二十三条の二の十の二第九項」に、 「又は第二十三条の三十二の二第八項 第十五条第一項第五号イ中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に、「行うこと、 (同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。) 「の規定による確認を行うこと」を (同法第十九条の四 の規定 に 同 お

による確認を行うこと、

同法第十四条の二の二第一項又は第二十三条の二十七第一項の規定による基準確

め 認 に 証 \mathcal{O} 交付又 第 第二十三条の三十二の二第十項」 十四四 条 は返還の受付を行うこと」 の五第二項」 の 下 に に、 を加え、 第十四条の七 「第十四 「第五十二条の三第二項 の二第十 条の二第四 · 項 項 を、 を 「第十四条の二の二第 第二十三条の三十第二項」 (第六十 ·四条及び第六十五 匹 項 0) 条 に 下 改

五 武 に 力攻 お 7 撃 て準 事 態 用する場合を含む。 及び存 <u>\frac{1}{2}</u> 危 機 事 態 に お を け いる捕 「第六十八条 虜 等 \mathcal{O} 取 の 二 扱 1 \mathcal{O} に 関 兀 する法 「第二項」 律 に \mathcal{O} 改め 部 改 正

第二十 九 条 武 力 攻 撃 事 態 及 CK 存 立 危 機 事 態 に お け る 捕 虜 筝等 \mathcal{O} 取 扱 11 に 関 す る法 律 平 成 十六 年 法 律 第 百 +

七号)の一部を次のように改正する。

締 剤 施 法 を 用 第百 機 関 七 を に 改 + 「 覚 め、 五. に、 条 醒 剤 同 第 取 条第二項 自 項中 締 法 衛 隊 「 覚 に、 中 覚 せい せ 自 1 いく 「 覚 「衛隊覚 剤施 剤取 せ 用 締 1 機関」 剤 法 せ を 1 を 剤 を 施 を 「覚醒 用 自 「 覚 機 醒 関 衛隊 剤取締法」 剤 覚 を」 を 醒 自 に改 剤 に、 衛 施 隊覚 め、 用 機 「 覚 関 醒 同 条第三 剤 せ 施 1 剤施 用 項 機 覚 中 関 用 機 せ 「 覚 に、 関 11 剤 せい を VV 剤 覚 を 取 せい を 覚 締 VV 「 覚 法 醒 剤 醒 剤 取

1

剤

原

料

を

覚

醒

剤

原

料

に

改め、

同

6条第

六項.

中

「 覚

せ

11

剤

取

締

法

を

「 覚

醒

剤

取締

法

に

改

め、

同

条

を

「 覚

醒

剤

取

締

法

に

改

め

同

条第四

項

及び

第

五

項

中

「 覚

せい

VV

剤

取

締

法

を

覚

醒

剤

取

締

法

に、

覚

廿

第七 項中 「 覚 せ VV , 剤取な 締法」 を 「覚醒剤取締法」 に、 「第三十条の九第三号」を 「第三十条の九第 項第

三号」に改める。

第百七十六条第一 項中 「覚せい 剤取締法」 を 「覚醒剤取締法」 に、 \neg 覚せい 剤 を 覚醒. 剤 に、

「覚せ V) 剤原 料 を 「覚醒 剤 原料」 に改める。

究開 人医薬基 健 栄養研究 所法

国立

研

発

法

盤

康

 \mathcal{O}

部

改正

第三十条 玉 꿒 研 究開 発 法 人医 薬 基 盤 健 康 栄 養研 究 所 法 平 ·成十六年法律第百三十五号) 0 部 を次

ように 改 正す

第四条第六項中 「希少疾病用再生医療等製品を」 の 下 に 乛 「特定用途医薬品」 とは、 同項に規定する

特定用 途医薬品 を、 特定用: 途医療機器 とは、 同 項に規定する特定用途医療機器を、 特定用途再生 医

療等製品」 とは、 同 項に規定する特定用途再生医療等製品を」 を加える。

第十五条第 項第二号中 「希少疾病 用再生医療等製品」 \mathcal{O} 下に 「 並 び にその 用 強に係る る対象者 0 数が 医

薬品 医 療 ※機器 等法第七 十七条 \mathcal{O} \equiv $\overline{\mathcal{O}}$ 厚生労働省令で定める人数に達しな 1 ,特定用: 途医薬品 特定 用 途 医 療

機器 及び 特定用途再生医療等 製品」 を加える。

 \mathcal{O}

第十七条中 「又は希少疾病用再生医療等製品」を「若しくは希少疾病用再生医療等製品又は特定用途医

薬品、 特定用 (途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品) に改める。

(薬事法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一条 薬事 法の一 部を改正する法律 (平成十八年法律第六十九号) の一部を次のように改正する。

附 則 第九条中 「第二十九条の二」 を 「第二十九条の三」 に改め、 「第六十九条第二項」 の 下 に 第七

十二条の二の二」を加える。

附 則第十一 条中 「第三十一条の 匹 を 「第三十一条の五」 に改め、 「第六十九条第二項」 の 下 に 第

七十二条の二の二」を加える。

(薬物使用等の 罪を犯した者に対する刑の一部 の執行猶予に関する法律の 一部改正)

第三十二条 薬物使用等 の罪を犯した者に対する刑 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 執行猶予に関する法律 (平成二十五年法律第五

十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一 項 中 「 覚 せ 11 剤 取 締 法 を 「 覚 醒 剤 取 締 法 に、 「 覚 せ 7 剤 を 「覚醒 剤 に改め、 同条第

一項第四号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

国家戦略 特別 区域法 (平成二十五年法律第百七号) の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「、第二十条の三」を削る。

第二十条の二及び第二十条の三を次のように改める。

第二十条の二及び第二十条の三 削除

第二十条の 五第一 項中 医 T薬品医: 療機器等法第一条の 匹 を 医 |薬品、 医療機器等の 品 質、 有効 性 及び

安全性 \mathcal{O} 確 保 等に関する 法律 韶 和三十五年法律第百四 十五号。 以 下 「医薬品 医 療機器等法」 とい , う。)

第一条の 四」に改め、 同条第十八項中「まで、 」を「まで、 第五項及び第六項、」に、 「第八十六条第一

項第十九号及び第二十号」を「第八十六条第一項第二十一号及び第二十二号」に、 「対面により」

により」に、

「次項」を「)」

と、

同条第三項中

「第一項」とあるのは

「第一項

(国家戦

略

特

別区

|域法第

二十条の五第十八項の 規定により読み替えて適用される場合を含む。 第五 項及び第六項」 に、 「まで

を「まで (これらの規定が」に、 「若しくは第四項、 を 第四項若しくは第五 ·項若, しくは第六項 $\widehat{\mathcal{L}}$

れらの規定が同法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、」に、 「第

七十四条、 を 「第七十四条若しくは」に、 「第四項まで」を「第五項まで」に、 $\overline{\ }$ 第三項若しくは第

四項」を「若しくは第三項から第五項まで」に、「第八十六条第一項第十九号中」を「第八十六条第一項

第二十一号中」に、 「同項第二十号」を「同項第二十二号」に改める。

第三十七条の六中「第十一項」を「第十五項」に改める。

別 表 の人の三の 項中 「国家戦 略特別区域 <u>́ш</u>. 液 由 来 特定研究用具製造事業」 を 「削除」 に改める。

第三十四条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十条の 五第十八項中 「第九条の三第 一項」を「第九条の 四第 項 に、 「第九条の四」 を 「第九条

の五」に、「第五項まで」を「第六項まで」に改める。

(臨床研究法の一部改正)

第三十五条 臨床研究法 (平成二十九年法律第十六号) の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号口 中 「第十四条第九項」 を 「第十四 条第十三項」に改め、 同号ニ中 「第二十三条の

<u>ー</u>の 五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に、 「同条第六項」 を「同条第七項」 に改める。

第三十六条 臨床研究法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号ロ中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、 同号へ中「第二十三条

の二十五第九項」を「第二十三条の二十五第十一項」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三十七条 厚生労働省設置法 (平成十一年法律第九十七号) の一部を次のように改正する。

「循環器病対策推進協議会

第六条第二項中「循環器病対策推進協議会」を

医薬品等行政評価・監視委員会」

に改める。

第十一条の五の次に次の一条を加える。

(医薬品等行政評価・監視委員会)

第十一条の六 医薬品 等行政評価 ・監視委員会については、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全

性 (T) 確保等 に関する法律 (これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合

におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前 の例による。

(政令への委任)

置を含む。)は、政令で定める。

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措

理由

医 薬 品 医 療 機 器等が安全か つ迅速に提供され、 適正 に使用される体制を構築するため、 医療 上 特 に 必 要

性 が 高 1 医 薬品 及 び 医 療 機器に 9 **(**) て条件付 きで 承 認 申 請資 料 \mathcal{O} 部 省 略 を 認 8 る 仕 組 4 \mathcal{O} 創 設、 虚 偽 誇

大広告による医

薬品、

医

療

機器

等

 \dot{O}

販売

に係る

る

課

徴

金

制

度

0

創設、

医

薬

品

等

行

政

評

価

監

視

委員

会

 \mathcal{O}

設

置

薬剤師 に ょ る継 続 的 服 薬指 導 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 義 務 化 承 認 等 を受け ない 医 薬 品、 医 療 機 器等 \mathcal{O} 輸 入に · 係 る 確 認 制 度

 \mathcal{O} 創 設 等 \mathcal{O} 措 置 を 講 ず る必必 要が あ る。 これ が この 法 律 - 案を 提出 する 理 由 で あ る。